

長期脱炭素電源オークションの制度詳細について (応札年度：2025年度)

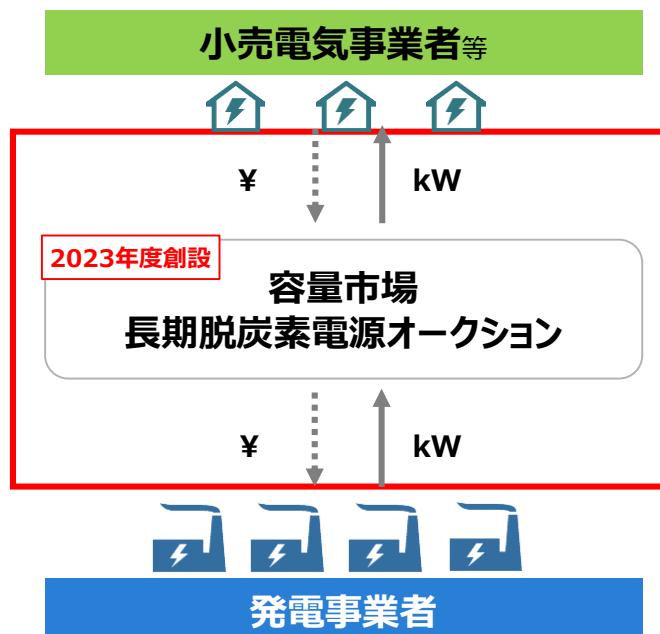
2025年 9月

電力広域的運営推進機関

- 電力広域的運営推進機関（以下「本機関」）では、容量市場の一部として新たに長期脱炭素電源オークション（以下「本オークション」）を2023年度から創設しました。
- 本資料では、本オークションへ参加を希望する電源が満たすべき要件、落札決定方法、契約条件等と小売電気事業者等※1が負担する容量拠出金について説明します。※2

本資料での説明内容

【容量市場の取引の流れ】



小売電気事業者等※1への説明事項

- ・長期脱炭素電源オークション実施に伴い、小売電気事業者、一般送配電事業者、配電事業者が負担する容量拠出金等（容量市場に係る容量拠出金の内数）

発電事業者※3への説明事項

- ・長期脱炭素電源オークションへ参加を希望する発電事業者に対して求める条件や参加方法、落札決定方法等
- ・長期脱炭素電源オークションで落札した場合の容量確保契約金額やリクワイアメント、アセスメント、ペナルティ等

※1 小売電気事業者、一般送配電事業者、配電事業者

※2 本資料と長期脱炭素電源オークション募集要綱・容量確保契約約款との記載が異なる場合は、長期脱炭素電源オークション募集要綱・容量確保契約約款を優先する

※3 電源を自ら維持・運用しようとする者

長期脱炭素電源オークションについての説明

- 本オークションの実施に向けて、参加可否をご判断いただけるように制度詳細説明を通して募集要綱などの内容をご説明します。実際の手続きについては実務説明等で公表していく予定です。

タイトル	内容	主な対象	スケジュール
業務マニュアルの意見募集 実需給期間前から発生するリクワ イアメント対応 編(別冊)容量停 止計画の調整業務	長期脱炭素電源オークション実需給期間前から発生するリクワアメント対応のうち容量停止計画の調整業務について意見募集を行う	全事業者	2025年5月27日 ～6月10日
制度概要説明	長期脱炭素電源オークションの制度概要について説明を行う	全事業者	2025年7月28日
募集要綱・約款の 意見募集	長期脱炭素電源オークション（応札年度：2025年度）へ参加希望する電源を自ら維持・運用しようとする者に対して求める条件や参加方法等の規定について意見募集を行う	発電事業者等	2025年7月16日 ～7月30日
業務マニュアルの意見募集 参加登録・応札・容量確保契 約書の締結編	長期脱炭素電源オークション（応札年度：2025年度）の参加登録、応札情報の登録、容量確保契約書の締結方法に係るマニュアルについて意見募集を行う	発電事業者等	2025年9月3日 ～9月17日
制度詳細説明	長期脱炭素電源オークション（応札年度：2025年度）の募集要綱に係るオークションへ参加を希望する発電事業者及び電源が満たすべき要件、落札決定方法、契約条件等と小売電気事業者等が負担する容量拠出金について説明を行う	全事業者	2025年9月19日
実務説明 参加登録・応札・容量確保契 約書の締結編	長期脱炭素電源オークション（応札年度：2025年度）の業務マニュアル内容のご留意いただきたいポイント等について説明を行う	発電事業者等	今後実施予定
業務マニュアル3編の意見募集 電源等差替・市場退出・契約の 変更・登録情報の変更業務 編/ 実需給期間前から発生するリクワ イアメント対応 編/ペナルティ・容 量確保契約金額対応 編	長期脱炭素電源オークション ①電源等差替・市場退出・契約の変更・登録情報の変更業務、②実需給期間前から発生するリクワアメント対応、③ペナルティ・容量確保契約金額対応に係るマニュアルについて意見募集を行う	発電事業者等	改訂予定 必要に応じて意見募集実施
実務説明 制度適用期間前から発生する 業務	長期脱炭素電源オークション 制度適用期間前から発生する業務として上記①～③マニュアルのご留意いただきたいポイント等について説明を行う	発電事業者等	改訂予定 必要に応じて説明会実施

- 制度概要説明会資料・動画は以下のURLを参照

https://www.occto.or.jp/market-board/market/youryou_setsumeikai.html

(参考) 容量市場に関する文書類 (1/2)

- 容量市場では、関連する各種の文書類を公表・提供を行っている。2025年度長期脱炭素電源オークションに向けて募集要綱と容量確保契約約款、各種業務マニュアルを公表する。

関連文書		概要	公表状況
容量市場 募集要綱 ※1	容量市場メインオークション 募集要綱	・メインオークションへ参加希望する電気供給事業者に対して求める条件や参加方法等を規定	2024～29年度向け 公表済
	容量市場追加オークション 募集要綱	・追加オークションへ参加希望する電気供給事業者に対して求める条件や参加方法等を規定	2024～26年度向け 公表済
	長期脱炭素電源オークション 募集要綱	・長期脱炭素電源オークションへ参加希望する電気供給事業者に対して求める条件や参加方法等を規定	2025年度応札 公表済
容量確保 契約書 ※1※2	容量確保契約約款	・メインオークション及び追加オークションにおける容量提供事業者に求められる要件、容量確保契約金額その他の契約条件を規定	公表済
	長期脱炭素電源オークション 容量確保契約約款	・長期脱炭素電源オークションにおける容量提供事業者に求められる要件、容量確保契約金額その他の契約条件を規定	公表済
容量市場 業務 マニュアル ※1	参加登録・応札・容量確保 契約書の締結編	・参加登録申請の手順、提出書類等について記載 ・メインオークションの応札情報の登録から、容量確保契約書の締結までについて記載	2024～29年度向け 公表済
	実需給前に実施すべき業務 (全般)編	・余力活用契約・給電申合書等の締結、電源等情報の追加登録等について記載	2024～28年度向け 公表済
	電源等差替編	・電源等差替の手順、提出書類等について記載	2028年度以降公表済
	実効性テスト編	・電源等リストの登録・実効性テストの手順、提出書類等について記載	2024～27年度向け 公表済
	容量停止計画の調整業務編	・容量停止計画の提出・作業調整手順等について記載	2026年度以降公表済
	実需給期間中 リクワイヤメント対応 (安定電源)(変動電源(単独)) (変動電源(アグリゲート)) (発動指令電源)編	・算定諸元（容量停止計画、発電計画・発電上限等）の登録・アセメント結果の確認手続き等について記載	2025年度向け 公表済
	実需給期間中 ペナルティ・ 容量確保契約金額対応編	・ペナルティ・容量確保契約金額、支払通知書・請求書の確認手続き等について記載	2025年度向け 公表済
	容量拠出金対応編	・容量拠出金（仮算定含む）、還元額、追加請求額の確認手続き等について記載	2025年度向け 公表済

(参考) 容量市場に関する文書類 (2/2)

- 容量市場では、関連する各種の文書類を公表・提供を行っている。2025年度長期脱炭素電源オークションに向けて募集要綱と容量確保契約約款、各種業務マニュアルを公表する。

関連文書		概要	公表状況
容量市場 業務マニュアル ※1	追加オークション	<p>参加登録・応札・ 容量確保契約書の締結編</p> <ul style="list-style-type: none"> 参加登録申請の手順、提出書類等について記載 追加オークションの応札情報の登録から、容量確保契約書の締結までについて記載 	2024～26年度向け 公表済
	長期脱炭素電源オークション	<p>参加登録・応札・ 容量確保契約書の締結編</p> <ul style="list-style-type: none"> 長期脱炭素電源オークションの参加登録や応札等について記載 	2023～24年度応札公表済 2025年度向け意見募集実施済 (2025年9月3日～9月17日)
	電源等差替・市場退出・契約の変更 ・登録情報の変更業務編	<ul style="list-style-type: none"> 長期脱炭素電源オークションの電源等差替・市場退出・契約の変更・登録情報の変更業務について記載 	公表済
	実需給期間前から発生する リクワイアメント対応編	<ul style="list-style-type: none"> 長期脱炭素電源オークションの実需給期間前から発生するリクワイアメント対応について記載 (別冊) 容量停止計画の調整業務では、容量停止計画の提出・作業調整手順等について記載 	
	ペナルティ・ 容量確保契約金額対応編	<ul style="list-style-type: none"> 長期脱炭素電源オークションのペナルティ・容量確保契約金額対応について記載 	
	実需給期間中 リクワイアメント対応編	<ul style="list-style-type: none"> 長期脱炭素電源オークションの実需給期間中のリクワイアメント対応について記載 	意見募集実施予定
容量市場 システム マニュアル※2	容量拠出金対応編	<ul style="list-style-type: none"> 長期脱炭素電源オークションの容量拠出金対応について記載 	
	事業者情報・電源等情報登録 期待容量登録・応札・契約 電源等差替・実効性テスト ・容量停止計画・ アセスメント・ペナルティ・ 容量確保契約金額・支払・請求 編	<ul style="list-style-type: none"> 容量市場システムのログイン方法や入力方法、画面等、操作方法等について記載 	公表済

- 本オークションにご参加いただく事業者の皆様は、2025年10月から事業者情報の登録を開始し、2026年1月に応札いただく予定です。

		2025年度						2026 年度
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	
参加登録	事業者 情報	登録受付期間 2025年10月14日～ 2025年10月17日						
		審査期間 2025年10月14日～ 2025年10月22日						
	電源等 情報	登録受付期間 2025年10月20日～ 2025年10月24日						
		審査期間 2025年10月27日～ 2025年12月9日						
	期待容量	登録受付期間 2025年12月10日～ 2025年12月16日						
		審査期間 2025年12月17日～ 2025年12月26日						
オークション	応札の受付期間 2026年1月19日～ 2026年1月26日							
	応札容量算定に用いた期待容量等 算定諸元一覧登録受付期間 2026年1月27日～ 2026年2月3日							
	約定結果の公表 応札の受付終了から 3ヶ月後を目途とし、 翌年度に公表							

- ※ 各情報の登録受付後に審査を行い、上記審査期間内に容量市場システムを通じて審査結果をお知らせする
- ※ 応札の受付期間終了後、電力・ガス取引監視等委員会により応札価格の監視が行われる。詳細については長期脱炭素電源オークションガイドラインを参照すること
- ※ 公表時期はあくまで目安であり、電力・ガス取引監視等委員会の監視状況等に応じて、前後する場合がある
- ※ 不測の事態が生じた場合は、スケジュールが変更となる可能性がある

■ 制度検討作業部会などでの検討をふまえ、2024年度からの主な変更・更新事項を整理しております。

変更・更新事項	変更・更新内容	参照ページ
電源追加	<ul style="list-style-type: none"> アンモニア専焼火力の新設・リプレース/既設火力を水素専焼・アンモニア専焼にするための改修/既設火力をCCS付きにするための改修/長期エネルギー貯蔵システムの新設・リプレースが募集電源として追加されております。 	P22
募集電源	<ul style="list-style-type: none"> 脱炭素電源の募集量は500万kW、LNG専焼火力の募集量は2,929,036kWとなります。 募集上限は以下の通りに変更となります。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 脱炭素火力(アンモニア・水素専焼、アンモニア・水素混焼、CCS付火力)：50万kW ✓ 既設の原子力電源の安全対策投資：150万kW ✓ 揚水式水力(新設除く)、リチウムイオン蓄電池：合計で40万kW ✓ 揚水式水力(新設)、リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池、長期エネルギー貯蔵システム：合計で40万kW <p>※ リチウムイオン蓄電池について日本を除くセル製造国・地域の1国・地域当たりの落札容量は、リチウムイオン蓄電池すべての落札容量の30%未満を上限とします。リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池も同様です。</p>	P19
電源等要件	<ul style="list-style-type: none"> CCS付火力及び長期エネルギー貯蔵システムについて以下のとおり電源等要件が追加されております。 <ul style="list-style-type: none"> <u>CCS付火力</u> <ul style="list-style-type: none"> ✓ 本オーケションに参加可能な設備容量：5万kW以上 ✓ 定格出力時に発生するCO₂の回収率が、20%以上、かつ、当該電源で最大限CO₂を回収し、及び貯蔵する前提の回収率 アンモニア専焼・水素専焼として応札可能な要件として、「混焼率90%以上」であることが追加されております。 脱炭素化に向けた追加投資として応札する場合に満たすべき要件として以下が追加されております。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 水素：10%以上混焼率を増加させるもの、アンモニア：20%以上混焼率を増加させるもの ✓ CCS付火力：定格出力時に発生するCO₂の回収率が、20%以上増加させる、かつ、最大限のCO₂回収率のもの 	P22
要件変更	<ul style="list-style-type: none"> 揚水のグリッドコードが整備されたことに伴い、揚水・蓄電池の具備すべき調整機能については揚水のグリッドコードを満たすことに要件として変更となります。 募集電源の運転継続時間は、6時間以上に限定されます。 	P22
上限価格	<ul style="list-style-type: none"> 上限価格の閾値が20万円/kW/年に変更されております。 脱炭素火力(アンモニア・水素専焼、アンモニア・水素混焼、CCS付火力)は閾値に関わらず、導入が可能な水準で上限価格が設定されております。 	P28

■ 制度検討作業部会などの検討をふまえ、2024年度からの主な変更・更新事項を整理しております。

変更・更新事項		変更・更新内容	参照ページ
参加登録	登録項目の追加	<ul style="list-style-type: none"> 蓄電池セルの多角化として、電源等情報の登録項目にセル製造国・地域が追加されております。 ※ 電源等情報の登録受付期間以降、セル製造国・地域の変更はできません。 太陽光・風力（PCSに限る）と蓄電池のサイバーセキュリティ対策として、JC-STARラベリング制度の★1の取得が新たな要件として設定されております。 CCS付火力について、CO₂貯留にかかる事前審査が追加されております。 	P19,37,38, 42,46
応札価格	算入可能な費用の追加	<ul style="list-style-type: none"> 脱炭素火力(アンモニア・水素専焼、アンモニア・水素混焼、CCS付火力)は燃料費等の可変費も、固定的な部分に限定せず、応札価格に算入可能となっております。 ※ LNG・石炭の燃料代との価格差部分に限定し、発電所の設備利用率40%までとします。 	—
	資本コストの要件変更	<ul style="list-style-type: none"> WACCについて5%をベースとし、建設リードタイム（供給力提供開始期限）が10年以上の電源種は1%増加、5年未満の電源種は1%減少するように変更となります。 	—
リクアセ	リクアセの追加	<ul style="list-style-type: none"> CCS付火力が募集電源に追加されたことをふまえ、「年間CO₂貯蔵率の達成」のリクワイヤメントが追加されております。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 契約容量の発電に伴うCO₂発生量に対するCO₂貯蔵量の割合に対してリクワイヤメントが課されます。 ✓ 達成状況に応じて、容量確保契約金額の10%又は20%の経済的ペナルティが科される場合があります。 	P85
	既存リクアセの変更	<ul style="list-style-type: none"> 「脱炭素燃料の混焼率の達成」について、以下のとおりリクワイヤメントの内容が緩和されます。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 設備利用率が40%を上回った場合は、その状況に応じて、リクワイヤメントで求める混焼率を減ずる。 	P83
容量確保契約金額	補正方法・変更可能な要件の追加	<ul style="list-style-type: none"> 容量確保契約金額の金利・物価変動への対応として、応札価格に含まれる各費用での補正方法が追加されております。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 資本費・運転維持費・可変費・資本コストのうち、応札時に容量提供事業者が選択した費用について設定された指標を用いて補正します。 ※ 応札価格に含まれる費用を選択しない場合は、消費者物価指数（コアCPI、年平均値）で補正します。 事後的に費用が増加した場合、以下の対象電源及び発動基準に応じて、監視を経て認められた費用を容量確保契約金額へ算入可能となります。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 対象電源：供給力提供開始期限が10年以上となり、かつ、本オークションに参加可能な設備容量が30万kW以上の大型電源の新設・リプレース ✓ 発動基準：法令に基づく規制・審査、行政指導への対応に伴い事業者にとって他律的に発生し、事業者があらかじめ見積もることが困難だった費用が大幅に増加した場合 	P96-103

2024年度からの主な変更・更新事項（3/3）

■ 制度検討作業部会などでの検討をふまえ、2024年度からの主な変更・更新事項を整理しております。

変更・更新事項	変更・更新内容	参照ページ
他市場収益の還付 他市場収益の算定方法の変更	<ul style="list-style-type: none">「kWh収入」、「ΔkW収入」及び「非化石価値収入」以外の収入も他市場収入に算入するように変更となります。 収入例<ul style="list-style-type: none">✓ LNGタンクを第三者に利用させて得た収入✓ 水素・アンモニア燃料を転売して得た収入	P106
契約等の変更 市場退出の要件追加	<ul style="list-style-type: none">市場退出が認められる要件である「水素・アンモニア支援制度又はCCS支援制度の適用が決まらない又は支援金額が低くなった場合」における対象事業者が以下のとおり追加されております。<ul style="list-style-type: none">✓ 燃料又はCCSサプライチェーン上で協業する本オークションに参加していないパートナー事業者✓ 更なる脱炭素化のための改修を行う前の電源で本契約を締結している容量提供事業者事後的な費用増加が発生した場合について、以下のとおり市場退出の要件が追加されております。<ul style="list-style-type: none">✓ 法令に基づく規制・審査、行政指導への対応に伴い、監視を経て認められた費用が契約期間中に増加したことにより市場退出を希望する場合、当該電源の契約容量の全量	—
市場ペナルティの特例 条件の追加	<ul style="list-style-type: none">第3回の本オークションでの落札電源に限り、「水素・アンモニア支援制度又はCCS支援制度の適用が決まらない又は支援金額が低くなった場合」における市場退出ペナルティを科さない特例として以下の条件が追加されております。<ul style="list-style-type: none">✓ 水素・アンモニアの価格差に着目した支援制度及び拠点整備支援制度の期限内に申請している場合に限ります。	—

第1章 容量市場の概要

- 容量市場導入の目的
- 容量市場の仕組み
- 容量市場の構成
- メインオークション、長期脱炭素電源オークションの違い

第2章 募集概要

- 募集量
- オークション参加対象となる事業者
- オークション参加対象となる電源 (1/2)
- オークション参加対象となる電源 (2/2)
- オークション参加対象外となるケース
- オークション応札単位
 - (参考) 同時落札条件の詳細 (1/2)
 - (参考) 同時落札条件の詳細 (2/2)
- 上限価格
- 制度適用期間
- オークション～制度適用期間の流れ

第3章 参加登録

- 参加登録の概要
- 容量市場システムの利用に向けた事前手続き
- 事業者情報の登録の申込み
- 電源等情報の登録の申込み
 - 基本情報の登録
 - 詳細情報（安定電源）の登録 (1/2)
 - 詳細情報（安定電源）の登録 (2/2)
 - 詳細情報（変動電源）の登録
 - (参考) 接続検討回答書の提出要件
 - 各種様式の提出
 - 事業計画書の作成
 - 燃料調達計画の作成
 - 蓄電池に係る事業計画の作成 (1/4)
 - 蓄電池に係る事業計画の作成 (2/4)
 - 蓄電池に係る事業計画の作成 (3/4)
 - 蓄電池に係る事業計画の作成 (4/4)
 - 脱炭素化ロードマップの作成
- 期待容量の登録の申込み
 - 期待容量とは
 - 期待容量の登録方法
 - 期待容量等算定諸元一覧

第4章 応札、落札・約定、契約

応札、落札・約定、契約の概要

応札方法 (1/2)

応札方法 (2/2)

(参考) 応札容量の考え方

落札電源と約定結果

- 落札電源および約定価格の決定方法

(参考) 脱炭素電源の落札電源の決定方法詳細 (1/4)

(参考) 脱炭素電源の落札電源の決定方法詳細 (2/4)

(参考) 脱炭素電源の落札電源の決定方法詳細 (3/4)

(参考) 脱炭素電源の落札電源の決定方法詳細 (4/4)

- 約定結果の公表

契約の締結

- 容量確保契約書の締結

契約の変更・解除

- 容量確保契約の変更・解除

第5章 契約の履行

契約の履行の概要

本オークションにおける主な取引の流れ

リクワイアメント・アセスメント・ペナルティの全体像 (1/2)

リクワイアメント・アセスメント・ペナルティの全体像 (2/2)

(参考) アセスメント対象容量の考え方

リクワイアメント・アセスメント・ペナルティの各項目

- ① 供給力提供開始時期の遵守

(参考) メインオークションの供給曲線への影響に係るイメージ

(参考) メインオークション落札電源とみなされる場合の対象リクワイアメントと実施タイミング

- ② 供給力提供開始期限の遵守

(参考) 電源種ごとの供給力提供開始期限

- ③ 容量停止計画の調整

(参考) 容量停止計画の対象

- ④ 余力活用に関する契約の締結

- ⑤ 供給力の維持

- ⑥ 市場応札

- ⑦ 供給指示への対応

(参考) 本オークションにおける供給力供出の考え方

- ⑧ 脱炭素燃料の混焼率

(参考) 1電源に複数の契約容量を持つ電源に係るアセスメント

- ⑨ 年間CO₂貯蔵率

- ⑩ 年間設備利用率

- ⑪ 脱炭素化ロードマップの遵守 (1/2)

- ⑫ 脱炭素化ロードマップの遵守 (2/2)

第5章 契約の履行

供給力の提供ができなくなった場合等（市場退出）の扱い

（参考）電源等差替

容量確保契約金額の算定

契約単価の調整

- 系統接続費の見積額と精算額の調整
- 各種支援制度からの支援金額との調整
- 新設・リプレースの追加投資時の調整
- 混焼火力を専焼化で建て替える場合の調整
- 事後的な費用増加への対応(1/3)
- 事後的な費用増加への対応(2/3)
- 事後的な費用増加への対応(3/3)

物価・金利変動等への対応

- 応札価格の各費用項目の補正 (1/3)
- 応札価格の各費用項目の補正 (2/3)
- 応札価格の各費用項目の補正 (3/3)

（参考）他市場収益算定における可変費の累積損益消費者物価指数による補正

容量確保契約金額の支払

他市場収益の還付 (1/2)

他市場収益の還付 (2/2)

（参考）他市場収益の還付の算定例 (1/2)

（参考）他市場収益の還付の算定例 (2/2)

再エネに対する事業規律の確保

太陽光発電設備に対する廃棄等費用の積立

容量提供事業者への請求・交付

容量市場取引におけるインボイス制度の取扱い

インボイス制度への申請・登録のお願い

第6章. 容量拠出金

容量拠出金の全体像

（参考）小売電気事業者等と容量拠出金の関係

（参考）既存の相対契約について

容量拠出金の算定概要

容量拠出金の請求額の算定方法

（試算例）①エリア別の容量拠出金総額の算定

（試算例）②一般送配電事業者・配電事業者の負担総額と請求額の算定

（試算例）③小売電気事業者の負担総額の算定

（試算例）④各小売電気事業者への請求額の算定

各小売電気事業者への請求額の算定

- I.前年度の当該エリアの夏季/冬季ピーク時電力kW実績の合計

- II.シェア変動

- III.シェア変動考慮後のkW(推定)

- IV.シェア変動考慮後の配分比率

- 各小売電気事業者への毎月の請求額

未回収分の追加請求および還元の取引概要

未回収分の追加請求の配分方法

還元総額の算定概要

還元総額の配分方法

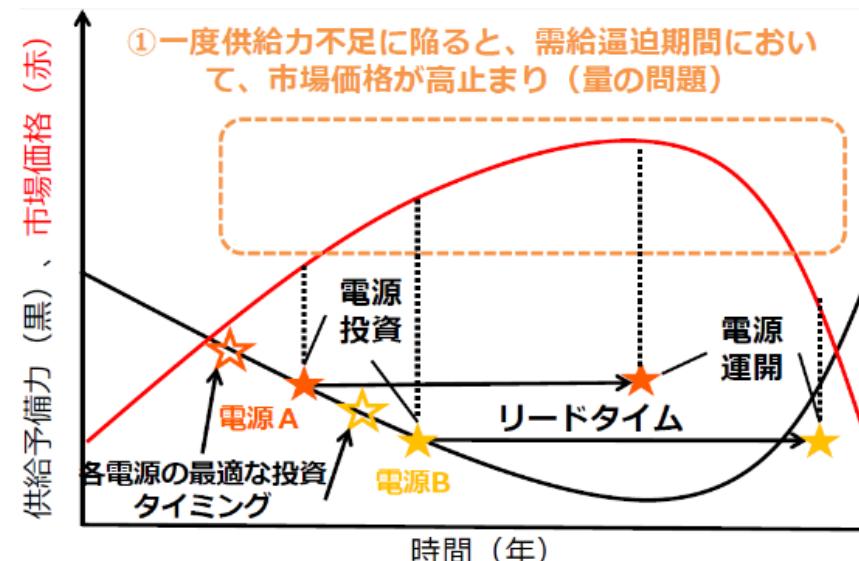
第1章 容量市場の概要

- 容量市場導入の目的
- 容量市場の仕組み
- 容量市場の構成
- メインオークション、長期脱炭素電源オークションの違い

- 小売全面自由化や再生可能エネルギーの導入拡大による卸電力市場の取引拡大や市場価格の低下により、電源の投資予見性の低下が懸念されます。投資予見性が低下すると、電源の新設・リプレース等が十分になされず、また既存発電所の閉鎖が進み、中長期的な供給力不足になる可能性があります。
- 中長期的な供給力不足が顕在化した場合、電源開発には一定のリードタイムを要することから、需給がひっ迫する期間にわたり電気料金が高止まりする問題等が生じると考えられます。
- そのため、容量市場によって、一定の投資予見性を確保して電源投資を適切なタイミングで行っていただくことで供給力不足の回避とそれによる卸電力市場価格の安定化を目指します。

【供給予備力及び市場価格の推移（イメージ）】

事業者が卸電力市場の中で十分な予見性を確保できず、電源投資を行うタイミングが最適な時期からずれた場合

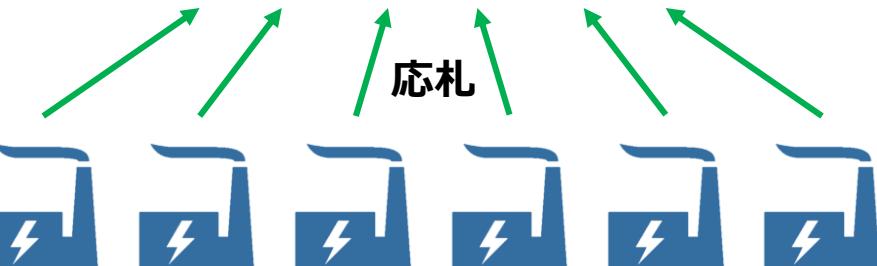
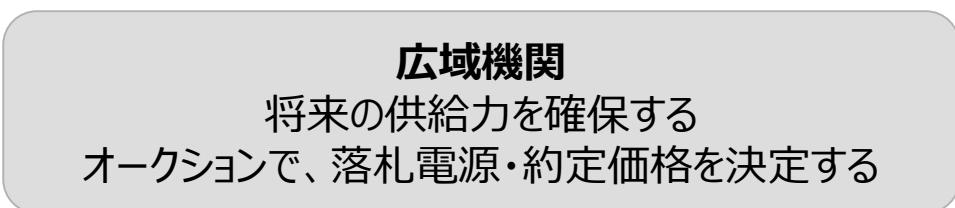


■ 本機関は、容量市場で全国で必要な将来の供給力を一括して確保します。

- **広域機関** : オークションを開催して、落札電源と約定価格を決定します。
実需給期間に、全ての小売電気事業者等※1から容量拠出金をいただき、
発電事業者等（落札電源）に容量確保契約金額を支払います。
- **発電事業者等** : オークションに応札します。落札した場合、供給力を提供します。
- **小売電気事業者等※1** : 容量拠出金を本機関に支払います。

※1 小売電気事業者及び一般送配電事業者、配電事業者

オークションの開催



供給力の提供

小売電気事業者等: 容量拠出金を支払う



発電事業者等: 供給力を提供する

第1章 容量市場の概要

容量市場の構成

- 容量市場は容量オークションと特別オークションで構成されている市場です。
- 2023年度に容量オークションの一部として新たに本オークションが創設されたため、第2章以降で詳細について説明いたします。

市場	市場を構成するオークション	オークション概要
容量市場	メインオークション	将来の一定期間における需要に対して必要な供給力を調達するため、実際に供給力を提供する年度の4年前に実施する
	追加オークション	メインオークション実施後の想定需要、メインオークションで調達した供給力およびその増減等を考慮し、本機関が必要と判断した場合に、実需給年度の1年前に実施する以下2つのオークションがある <u>調達オークション</u> 必要供給力に対し、メインオークションで調達した供給力に不足が認められた場合に、追加で容量提供事業者を募集する <u>リリースオークション</u> 必要供給力に対し、メインオークションで調達した供給力に余剰が認められた場合に、本機関との間で締結した容量確保契約に定められた容量をリリースする容量提供事業者を募集する
	2023年度創設 長期脱炭素電源オークション	脱炭素化に向けた新設・リプレース等の巨額の電源投資に対し、長期固定収入が確保される仕組みにより、容量提供事業者の長期的な収入予見性を確保することで、電源投資を促進するために実施する
	特別オークション	安定供給の維持が困難となることが明らかになった場合等に実施する

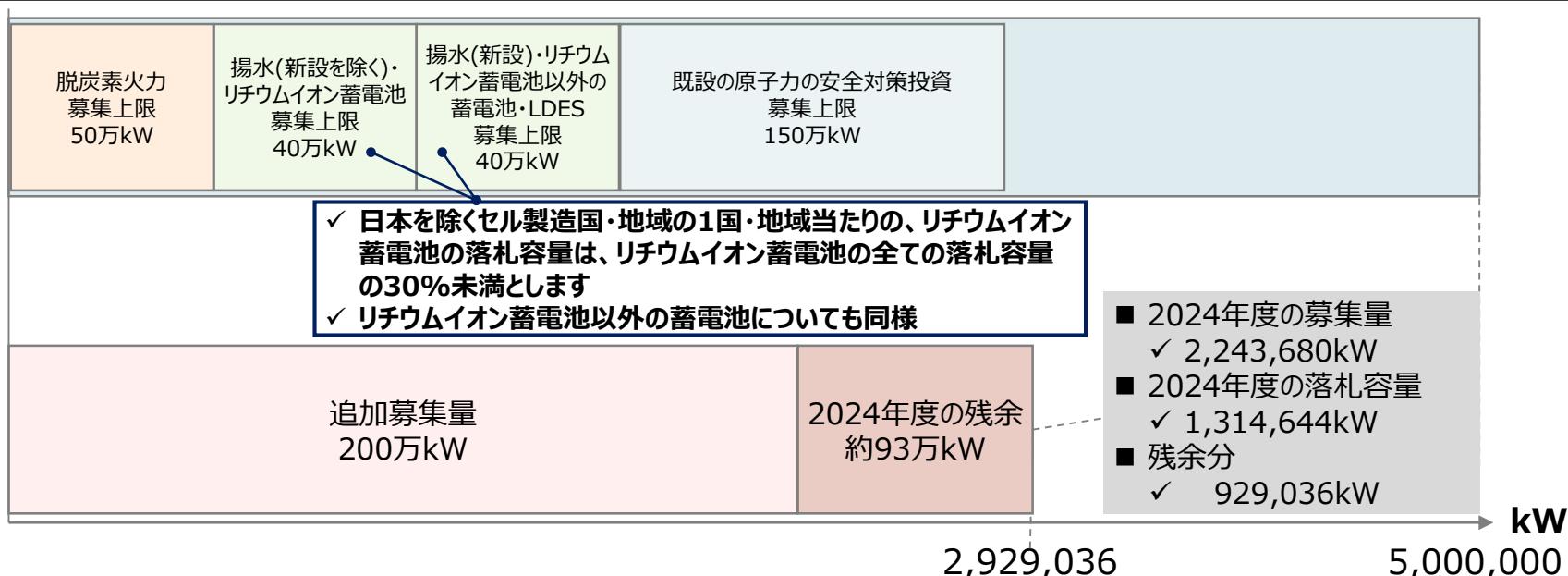
- 本オークションは新規電源投資（リプレース、改修も含む）を促進し、長期にわたって脱炭素電源による供給力を調達するという趣旨から、メインオークションと違いがあります。

項目	メインオークション	長期脱炭素電源オークション
制度概要	一定の投資回収の予見性を確保し、将来の一定期間（単年度）における需要に対して必要な供給力を調達する	新規電源投資（リプレース、改修も含む）を促進し、長期にわたって脱炭素電源による供給力を調達する
参加登録資格	電気供給事業者であり、自ら又は他者が所有する電源等を用いて本オークションに応札する意思がある者であること	国内法人であり、自らが維持・運用する電源等を用いて本オークションに応札する意思がある者であること
対象電源	実需給年度（メインオークションの場合、応札の4年後）に供給力を提供できる電源など	脱炭素電源の新設・リプレース等及び改修（既設火力の脱炭素化への改修）における新規投資 LNG専焼火力の新設・リプレースにおける新規投資（需給状況を鑑み、将来的に脱炭素化することを前提に対象）
対象容量	1,000kW以上（期待容量ベース）	電源種別等に応じ 3～10万kW以上 （本オークションに参加可能な設備容量(送電端)ベース）
オークション方式	シングルプライス方式 ※地域間連系線に制約があり、各エリアの供給信頼度を経済的に確保するため、市場を分断して処理することがある	マルチプライス方式
供給力の提供期間	単年度	原則20年 （20年より長期の提供期間を希望することも可能）
リクワイアメント	容量停止計画の調整、余力活用に関する契約の締結、 供給力の維持、発電余力の市場応札、供給指示への対応	容量停止計画の調整、余力活用に関する契約の締結、 供給力提供開始時期・供給力提供開始期限の遵守 、 供給力の維持、発電余力の市場応札、供給指示への対応、 脱炭素燃料の混焼率、年間CO ₂ 貯蔵率、変動電源の年間設備利用率、脱炭素化ロードマップの遵守
容量提供事業者の収入	容量確保契約金額	容量確保契約金額 - 事後的な還付額 ※ ※他市場収益の約9割にあたる金額
監視対象	市場支配力を有する事業者の売り惜しみ、価格つり上げ	応札価格、他市場収益

第2章 募集概要

- ・ 募集量
- ・ オークション参加対象となる事業者
- ・ オークション参加対象となる電源
- ・ オークション参加対象外となるケース
- ・ オークション応札単位
- ・ 上限価格
- ・ 制度適用期間
- ・ オークション～制度適用期間の流れ

- 本オークション(応札年度：2025年度)における 脱炭素電源の募集量は500万kW^{※1}になります。脱炭素電源の募集量500万kW^{※1}のうち、脱炭素火力は50万kW^{※1※2}、揚水式水力(新設を除く)・蓄電池(リチウムイオン蓄電池に限る)は合計で40万kW^{※1※3}、揚水式水力(新設に限る)・蓄電池(リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池に限る)・長期エネルギー貯蔵システムは合計で40万kW^{※1※3}、既設の原子力電源の安全対策投資は150万kW^{※1}を募集量の上限とします。
- 日本を除くセル製造国・地域の1国・地域当たりの、蓄電池(リチウムイオン蓄電池に限る)の落札容量は、蓄電池(リチウムイオン蓄電池に限る)の全ての落札容量の30%未満とします。また、日本を除くセル製造国・地域の1国・地域当たりの、蓄電池(リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池に限る)の落札容量は、蓄電池(リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池に限る)の全ての落札容量の30%未満とします。
- LNG専焼火力の新設・リプレースの募集量は2,929,036kW^{※1}になります。



※1 応札容量ベース

※2 脱炭素火力は新設・リプレースのうち水素専焼、水素混焼若しくはアンモニア専焼又は既設火力の改修のうち水素専焼、水素混焼、アンモニア専焼、アンモニア混焼若しくはCCS付火力を指し、募集上限は新設・リプレースの脱炭素部分の容量と既設火力の改修の脱炭素部分の容量の累計。また、募集上限を跨ぐ電源を超えて電源が落札されることはない

※3 募集上限を超えて落札される場合は「募集上限の2倍」を跨ぐ電源以下に限定

- 本オークションの参加登録が可能な事業者は以下の通りです。

【参加登録が可能な事業者】

下記の①及び②を満たす者を、参加登録が可能な事業者とみなします。

①

電源を自ら維持・運用しようとする者のうち、本オークションに応札する意思がある者※1※2

②

国内法人（日本の法律に基づいて設立され、日本国内に本店又は主たる事務所を持つ法人）※3

※1 なお、参加登録の時点で、発電事業者の届出が完了している必要なし。落札後に発電事業者の届出を行うこと

※2 必ずしもその設備を所有することは必要とされておらず、電源の維持・運用業務について一義的な責任及び権限を有していれば該当する。なお、一義的な責任及び権限を有する者が複数存在する場合は、その中で代表者を決めて、代表者が応札すること

※3 落札後に速やかに国内法人を設立する前提でのコンソーシアム（事業計画書に記載した議決権保有割合の構成員を中心に構成されるものに限る）を含みます。コンソーシアムの場合は代表企業が応札すること

オークション参加対象となる電源（1/2）

- 本制度は巨額の初期投資に対して長期的な収入の予見可能性を付与するものであり、巨額の初期投資を伴うことが想定され、かつ、需給上の影響が大きい一定規模以上の次の電源が対象です。

脱炭素電源の新設・リプレース等

- CO₂の排出防止対策が講じられていない火力発電所（石炭・LNG・石油）を除いた、太陽光・風力などを含む全ての発電所・蓄電池の新設・リプレース等が対象
 - 一定の基準を満たすバイオマスや合成メタンなど、発電時にCO₂を排出するものの、発電前に温室効果ガスの削減に寄与する燃料を利用する電源を含む
 - FIT/FIP制度による支援を受けている電源を除く。太陽光・風力などの発電所は、本オークションとFIT/FIP制度のいずれに参加するかを事業者の裁量で選ぶことができる

脱炭素化に資する既設火力の改修

- 既設の火力発電所を脱炭素化のための改修が対象（新たに脱炭素化されるkW分が対象。混焼の場合、将来的な電源全体の脱炭素化が必要）
 - 「新設」よりも投資額も少なく、社会的費用の最小化につながるところ、本制度措置の中で他の脱炭素電源と競争を行いながら導入していくことが国民負担の最小化を図ることにつながると考えられる

将来的な脱炭素化を前提とした、LNG専焼火力の新設・リプレース

- 短期的な需給ひっ迫防止の観点から、将来的な脱炭素化を前提としたLNG専焼火力の新設・リプレースが対象
 - 比較的CO₂排出量が少なく調整力としても期待できるLNG火力のみを対象
 - 供給力提供開始から10年後までの間に脱炭素化に向けた対応を開始し、2050年までに脱炭素化することを条件として対象

オークション参加対象となる電源 (2/2)

- 本オークション（応札年度：2025年度）には、今後公表される募集要綱にて電源種ごとに定められた諸条件を満たす電源のみ参加対象となります。
- 募集対象となるエリアは、日本全国です。ただし、沖縄地域及びその他地域の離島を除きます。

対象	電源種別	燃料又は発電方式	専焼/混焼	新設・リプレース等/改修	本オークションに参加可能な設備容量（送電端）[万kW以上]	電源等区分		
脱炭素電源	太陽光	—	—	新設・リプレース	10	変動電源		
	風力	陸上風力、洋上風力	—	新設・リプレース	10	変動電源		
	蓄電池	—	—	新設・リプレース	3※2	安定電源		
	長期エネルギー貯蔵システム	—	—	新設・リプレース				
	水力	揚水	—	新設・リプレース・既設の大規模改修※1	3	安定電源		
		一般(貯水式)	—	新設・リプレース				
		一般(調整式)	—					
		一般(流込式)※4	—					
	地熱	—	—	新設・リプレース	10	安定電源		
	原子力	—	—	新設・リプレース・既設の安全対策投資※3	10	安定電源		
火力	水素	専焼	新設・リプレース/改修	10 (新設・リプレース) 5 (改修)	安定電源			
		混焼						
	アンモニア	専焼	新設・リプレース/改修					
		混焼	改修	5				
		CCS	改修	5				
	バイオマス	専焼	新設・リプレース/改修	10				
LNG専焼火力	火力	LNG火力	専焼	新設・リプレース	10	安定電源		

※1「オーバーホール（水車及び発電機を全て分解し、各部品の点検、手入れ、取替えや修理）を行う場合であって、主要な設備（発電機（固定子）、主要変圧器、制御盤）の全部を更新するもの」が該当

※2 本オークションに参加可能な設備容量（送電端）で、1日1回以上連続6時間以上の運転継続が可能な能力を有しており、期待容量等算定諸元一覧の連続発電可能時間の年平均値が6時間以上のもの

※3 2013年7月に施行された新規制基準に対応するための投資を対象 ※4 貯水式・調整式においても安定的に供給力を提供できないものは、変動電源としての参加が可能

- 一般的に長期エネルギー貯蔵システムは機械式・蓄熱式・化学式・電気化学式に分類されます。
- 本オーケションにおける蓄電池、揚水及び長期エネルギー貯蔵システムは以下のような定義とします。
 - 蓄電池：電気化学式に分類されるもの
 - 揚水：機械式に分類され、そのうち水力を活用してエネルギーを貯蔵するもの
 - 長期エネルギー貯蔵システム：機械式（揚水除く）・蓄熱式・化学式に分類されるもの

■ 長期エネルギー貯蔵システムの分類（2025年2月26日 第100回制度検討作業部会 より引用）

長期エネルギー貯蔵システムの分類と調査範囲

分類	概要	例	本オーケションでの定義	25年度応札に向けた留意点
機械式	位置エネルギーや運動エネルギーにて貯蔵するシステムを示す。例えば、外部から調達した電気エネルギーにより重量物を持ち上げて位置エネルギーとして貯蔵し、必要な時に落下させることで電気エネルギーに変換するという機構となる。	<ul style="list-style-type: none"> 揚水 重力蓄電 CAES^{注1}、LAES^{注2} CO₂バッテリー 	揚水	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 25年度応札より新規募集電源として追加された ✓ 機械式・蓄熱式・化学式などの分類ごとに応札は不要で、長期エネルギー貯蔵システムとして応札すること
蓄熱式	熱エネルギーにて貯蔵するシステムを示す。例えば、固体媒体等の蓄熱材の熱容量を利用して熱エネルギーを貯蔵し、この熱を使用してタービンを駆動して電力を生成する機構となる。	<ul style="list-style-type: none"> 岩石蓄熱 PTES^{注3} 		
化学式	化学結合の形成を通じて電気を貯蔵するシステムを示す。例えば、電気でガスを製造し、高圧タンク等に貯蔵し、ガスを電気に変換する機構となる。	<ul style="list-style-type: none"> PtGtP^{注4} 		
電気化学式	電気化学反応を利用してエネルギーを貯蔵・放出するシステムを示す。小容量のものから大容量のものまで幅広く実用化されている。	<ul style="list-style-type: none"> LIB レドックスフロー電池 ナトリウム・硫黄電池 	蓄電池	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 25年度応札より前からの既存募集電源 ✓ LIB又はLIB以外として応札すること ✓ 複数のセル種別を併せて1電源とする場合は、出力比率が最大のもので応札すること <p>※ 例1) LIB60%, レドックスフロー20%, NAS20%の場合はLIBで応札</p> <p>※ 例2) LIB40%, レドックスフロー35%, NAS25%の場合はLIB以外で応札</p>

注1：圧縮空気貯蔵システム

注2：液化空気貯蔵システム

注3：ヒートポンプ技術を使った蓄熱蓄電システム

注4：電気をガスに変換し、ガスを電気に変換するシステム

出所) LDES Council, "Net -zero power Long duration energy storage for a renewable grid", 閲覧日：2024年10月21日, <https://www.ldescouncil.com/assets/pdf/LDES-brochure-F3-HighRes.pdf>, を基にMRI作成

■ 本オークションの参加対象となる電源であっても、以下のケースに該当する電源は参加できません。

- 既にメインオークション・追加オークションで落札されている電源。電源等差替によって、差替電源等として市場に参加した場合も参加不可※1
- FIT、FIP電源※2
- 電源入札で落札した電源※3
- 専ら自家消費のみに供される電源※4
- 専ら自己託送及び特定供給のみに供される電源※4
- 専ら特定送配電事業者が利用する電源※4
- 制度適用期間において、一般送配電事業者が定める託送供給等約款に基づく発電量調整供給契約がない電源

※1 2022年11月に実施されたメインオークションで初めて落札した電源は参加可能です。既設の火力電源について脱炭素化のための改修を前提とせずにメインオークション・追加オークションにおいて落札した後に脱炭素化に向けた改修を行う電源（電源等差替によって差替先として市場に参加した後に、脱炭素化に向けた改修を行う電源を含みます）は参加可能

※2 FIT・FIP適用対象以外の供給力分については参加可能

※3 本機関の業務規程第33条に基づく電源を指す

※4 自家消費、自己託送及び特定供給、特定送配電事業者が利用するために必要な容量を上回る発電容量があり、供給力が提供できる場合はオークション参加可能

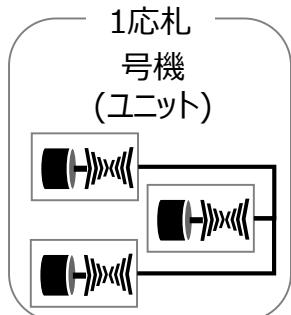
- 応札単位は電源（ユニット、号機）単位ごととなります。※1
- 合理的理由がある場合は例外的に異なる単位での応札が認められます。（ただし、異なる場所の電源を1応札単位にまとめることはできません）
 - 複数の電源を集約し計量することが一般的な電源種の場合（例：太陽光発電、風力発電など）
 - その他、合理的理由が認められると本機関が判断した場合

【応札単位のイメージ】

基本的な応札単位

電源（ユニット、号機）単位での応札
(プラントに単独の電源しかない場合はプラント単位となる)

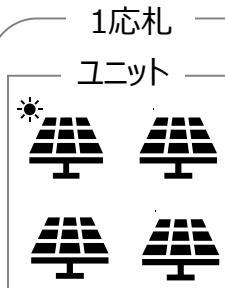
ユニット、号機ごと



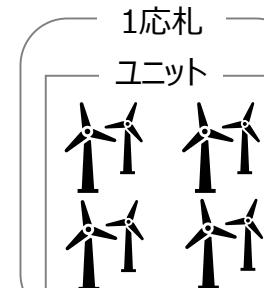
例外的に認められる応札単位の例

複数の発電機を集約し計量することが一般的な電源種の応札

太陽光発電

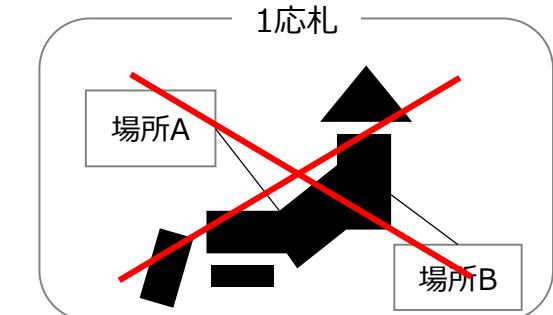


風力発電



認められない応札単位

異なる場所同士を1単位として応札

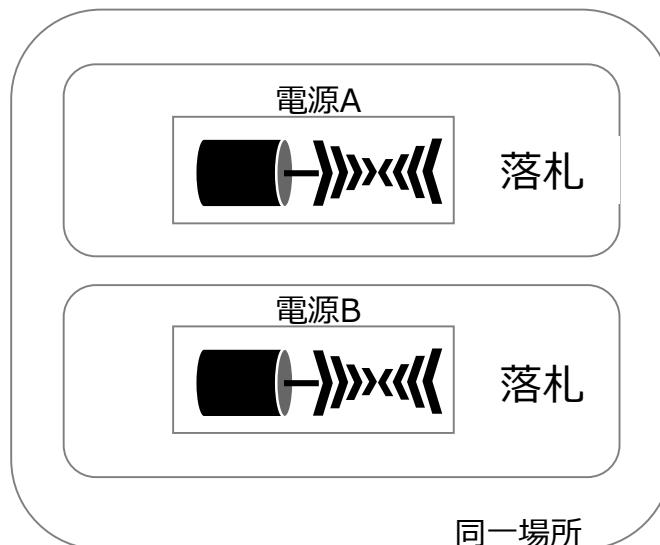


※1 落札電源のリクワイアメント達成状況の確認のため、電源単位ごとに特定計量器を設置すること。また、同じ発電所内に複数の電源が存在し、その中に本オークションに参加する電源がある場合、同じ発電所内の本オークションに参加しない各電源の発電端にも特定計量器の設置を求める。ただし、一般送配電事業者によって特定計量器が既に電源ごとに設置されている場合など、特定計量器の設置を行わざとも落札電源のリクワイアメントの確認が可能な場合は、別途特定計量器を設置する必要はない

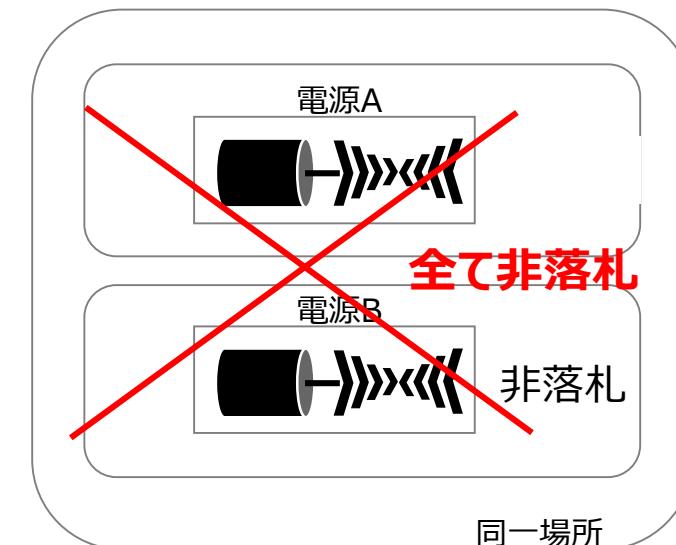
- 複数電源が共有設備を有する場合において、特定の電源が非落札となった場合は、共有設備の費用が貯えないことから、同時落札条件を付与することが可能です。
- 同時落札条件とは、同一場所、もしくは主要な共用設備を持った異なる場所の複数電源（ユニット、号機）に対し、電源ごとに応札したものの中の特定の電源が非落札となった場合に残りの電源も自動的に非落札とする条件です。

【同時落札条件のイメージ】

同時落札条件を付けた全ての電源が落札した場合は落札



同時落札条件を付けた特定の電源が非落札の場合は全ての電源が非落札



- 以下の組合せの場合、他電源との同時落札条件を付与し、その合計の本オークションに参加可能な設備容量（送電端）をもって、電源種ごとの本オークションに参加可能な設備容量（送電端）の電源等要件を満たすことが可能です。

凡例	
○	同時落札条件を付与し合算が可能
×	同時落札条件を付与し合算が不可能

		同時落札条件付き電源B						
		脱炭素電源				変動電源		LNG専焼火力
		安定電源						
同時落札条件付き電源A	脱炭素電源	A.新設・リプレースまたは安全対策投資 a.火力電源 b.原子力電源 c.地熱電源 d.バイオマス電源	○	○	○	×	○	×
		B.既設の火力電源のバイオマス専焼への改修	○	○	○	×	○	×
		C.既設の火力電源のアンモニア・水素混焼、若しくはアンモニア・水素専焼、またはCCS付きへの改修	○	○	○	×	○	×
		D.新設・リプレースまたは大規模改修 ・水力(調整式、貯水式、揚水式) ・蓄電池 ・長期エネルギー貯蔵システム	×	×	×	×	×	×
	変動電源	E.新設・リプレース a.太陽光発電 b.陸上風力発電 c.洋上風力発電	○	○	○	×	○	×
		F.水力電源(流込式)の新設・リプレース	×	×	×	×	×	×
	LNG専焼火力	・LNGのみを燃料とする火力電源の新設・リプレース	×	×	×	×	×	○

※ 同一場所（託送供給等約款で定める1発電場所）に限る

※ 各電源の本オークションに参加可能な設備容量（送電端）は3万kWに達する必要がある

※ 本オークションに参加可能な設備容量（送電端）についてはP49で説明する

- 本オークションの応札価格には上限価格が設定されており、電源種ごとに、新設・リプレース等※1・改修の区分により上限価格が異なります。上限価格以下の応札が必要となります。

【新設・リプレース等の大規模投資】

電源種	新設の上限価格(円/kW/年)	リプレース等の上限価格(円/kW/年)
太陽光	93,712～200,000※2	
陸上風力	89,178～197,120※2	
洋上風力	180,655～200,000※2	
水力（揚水式を除く）	118,812	54,974
水力（揚水式）	116,393	76,205～80,657※2
蓄電池	76,205～80,657	
長期エネルギー貯蔵システム	116,393	
地熱	126,236	全設備更新型：97,104 地下設備流用型：58,262
バイオマス	100,000	
原子力（既設の原子力電源の安全対策投資を含む）	135,602	
火力（水素10%以上混焼）	134,414（価格差に着目した支援制度の適用を希望する場合、可変費を除いた部分は89,424）	
火力（水素専焼）	795,735（価格差に着目した支援制度の適用を希望する場合、可変費を除いた部分は345,825）	
火力（アンモニア専焼）	303,129（価格差に着目した支援制度の適用を希望する場合、可変費を除いた部分は102,583）	
LNG専焼火力	55,242	

【既設火力の改修】

電源種	上限価格(円/kW/年)
水素10%以上の混焼又は専焼にするための改修	762,865（価格差に着目した支援制度の適用を希望する場合、可変費を除いた部分は312,955）
アンモニア20%以上の混焼にするための改修	378,807（価格差に着目した支援制度の適用を希望する場合、可変費を除いた部分は79,243）
バイオマス専焼にするための改修	100,000
既設石炭火力を20%以上のCCS付きにするための改修	343,799
既設LNG火力を20%以上のCCS付きにするための改修	137,939

※1「等」には、「既設の水力電源（ただし、揚水式に限る）の大規模改修」と「既設の原子力電源の安全対策投資」が含まれる

※2 長期脱炭素電源オークション募集要綱（応札年度：2025年度）第3章第2項第6号に記載の通り、電源が設置されたエリアに応じて設定

- 制度適用期間は本オークションで落札した電源の容量収入を得られる期間であり、供給力提供開始年度の翌年度を始期として以降、原則20年間となります。
- 制度適用期間は全電源共通で20年を原則としつつ、20年よりも長期の適用期間（1年単位）を希望することも可能です。

【制度適用期間の開始・終了タイミングの例】

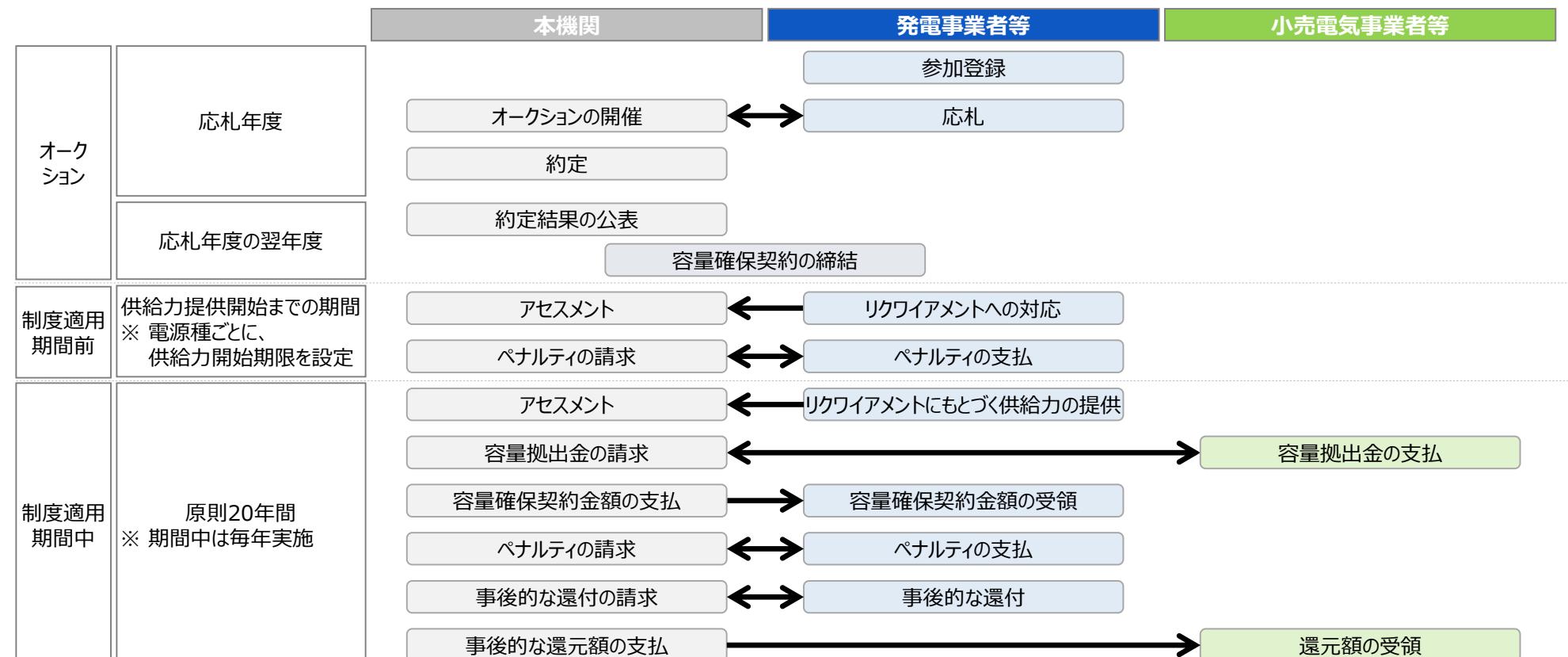


仮に2027年度に供給力提供を開始する場合、2028年度※1より制度適用期間が開始されます

※1 各年の4月1日から翌年の3月31日までが1年度となる。例えば、2028年度は2028年4月1日から2029年3月31日まで

オークション～制度適用期間の流れ

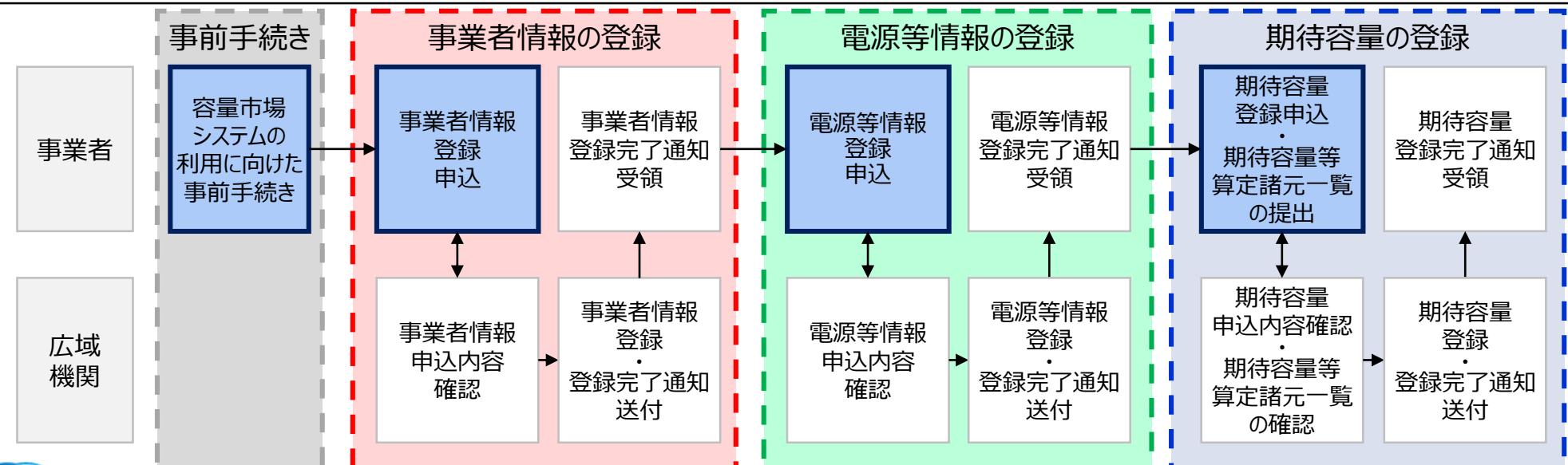
- オークションで落札した、発電事業者等は容量確保契約を締結の上、制度適用期間前及び期間中に、必要なりクワイアメントへの対応を行い、供給力を提供することで、リクワイアメントの達成/未達成状況に応じた容量確保契約金額の受領又はペナルティの支払を行います。
- 小売電気事業者等は、容量確保契約金額の原資である容量拠出金を支払います。



第3章 参加登録

- 参加登録の概要
- 容量市場システムの利用に向けた事前手続き
- 事業者情報の登録の申込み
- 電源等情報の登録の申込み
- 期待容量の登録の申込み

- 本オークションに応札するために容量市場システムを利用して参加登録を行う必要があります。
- 参加登録に係る主要手続きは、「事前手続き」、「事業者情報の登録」、「電源等情報の登録」、「期待容量の登録」の4つがあり、応札を希望する事業者は、事前に公表したマニュアルを確認の上、各手続きを滞納なく進める必要があります。
- 「事業者情報の登録」、「電源等情報の登録」、「期待容量の登録」については、それぞれ各事業者が登録した後に本機関にて審査を行い、定められた期間内に合格となった電源に対し参加登録申請者へ登録完了の旨を通知しますので、次のステップに進むことができます。
 - 登録済の情報の修正が必要と判断した場合は、各登録受付期間内に修正してください。なお、登録受付期間終了後は本機関から指示がある場合を除き、約定結果の公表まで内容の変更は行えません。
- 参加登録全ての手続きが合格になった電源には、本オークションの参加資格通知書が発行されます。



- 容量市場システムでの参加登録にあたり、事前に以下を取得しておく必要があります。
 - 事業者コード
 - クライアント証明書
- 過去の容量オークション（メインオークション・追加オークション・長期脱炭素電源オークション）において既に事業者情報を登録済の事業者は、新たに事業者情報を登録する必要はありません。
- 未取得の場合、あるいはクライアント証明書が期限切れの場合、取得手続きが必要です。
- 申込みが集中した場合、取得には最大 3 週間程度の時間を要する可能性がありますので、早めの事前手続きをお願いいたします。
- 詳細については、本機関HP「容量市場システムの利用にあたっての事前のお手続きについて」を参照願います。

- 容量市場システムの利用にあたっての事前のお手続きについて

https://www.occto.or.jp/market-board/market/youryou-system/youryou_jizentetsuzuki.html

クライアント証明書の有効期限が過ぎますと、容量市場システムが使用できなくなります。有効期限をご確認いただき、期限が切れる前にクライアント証明書の更新をお願いいたします。

- クライアント証明書については以下をご参照ください

■ クライアント証明書の認証局

https://www.occto.or.jp/occtosystem2/client_shoumeisho.html

- 参加登録申請者は、容量市場システムに事業者情報の登録の申込みを行っていただきます。
- 既に容量オーケションで事業者情報を登録しオーケションに参加済みの事業者は、新たに事業者情報を登録する必要はありません。登録済の事業者情報について内容確認の上、必要に応じて修正してください。
- 本機関は、登録項目・提出書類を確認し、不備がなければ参加登録申請者へ、登録が完了した旨と容量市場システムへのログイン情報を通知します。

事業者情報の登録項目および提出書類

登録項目
<ul style="list-style-type: none">● 事業者コード※1● 参加登録申請者名※2● 所在地● 銀行口座※3● 担当者名● 担当者の連絡先 (電話番号、メールアドレス、住所、所属部署)● 登録番号（適格請求書発行事業者）● 収入金課税事業者への該当有無● クライアント証明書のシリアルNo.※1● クライアント証明書のID及びその有効期限※1

提出書類
<ul style="list-style-type: none">● 容量オーケションの参加登録申請に伴う誓約書 (長期脱炭素電源オーケション募集要綱 様式1参照、容量市場システムに捺印済み書類を登録してください。なお、本機関への原本の郵送は不要です。)

※1 未取得の場合は事業者情報の登録前に取得すること

※2 法人としての正式名称又はコンソーシアムの名称とともにコンソーシアムの代表企業の正式名称を登録すること

※3 登録口座は当座預金口座または普通預金口座とする

第3章 参加登録

電源等情報の登録の申込み

- 事業者情報の登録が完了した参加登録申請者は、ログイン情報の通知を受けた後、電源等情報の登録を行っていただきます。
- 電源等情報は、制度適用期間に想定される情報を登録してください。
- 登録項目は、基本情報・詳細情報共に、電源ごとに登録していただきます。※1
- ご登録いただいた情報は参加要件の確認、期待容量の算定、アセスメント等に使用します。

電源等情報の登録の申込み手続き	手続き内容
基本情報の登録	<ul style="list-style-type: none">容量を提供する電源等の区分や、制度適用期間など、電源の基本的な情報を登録します項目は、全電源種共通です
詳細情報の登録	<ul style="list-style-type: none">号機の名称や設備容量など、電源の詳細な情報を登録します項目は、電源種によって異なります
事業計画書の提出	<ul style="list-style-type: none">事業者の事業実施能力や事業継続の確実性が十分か確認するための情報を提出いただきます
燃料調達計画の提出	<ul style="list-style-type: none">バイオマスの電源に係る燃料調達の確実性が十分か確認するための情報を提出いただきます
蓄電池に係る事業計画の提出	<ul style="list-style-type: none">蓄電池に係る事業規律の確保状況を確認するための情報を提出いただきます
脱炭素化ロードマップの提出	<ul style="list-style-type: none">火力電源の脱炭素化への道筋を確認するための情報を提出いただきます

- 電源等情報に係る、基本情報の登録項目、及びその証憑となる提出書類は、以下のとおりです。※1
 - 基本情報の登録項目、提出書類は、安定電源・変動電源共通です。
- 原則として提出書類は全て電源等情報の登録時に提出いただきます。
ただし、応札予定の電源が新設電源※2等であり、合理的な理由がある場合には提出期限の延長を認める場合があります。

	登録項目	提出書類
基本情報	容量オーケション区分	-
	容量を提供する電源等の区分	-
	制度適用開始年度	-
	事業者コード	-
	電源等の名称	-
	電源等識別番号	-
	受電地点特定番号	発電量調整供給契約に基づく受電地点明細表
	系統コード	-
	エリア名	系統接続するエリアが複数存在する場合は以下を提出 ・常時系統エリアを確認できる書類

- 安定電源の詳細情報の登録項目、およびその証憑となる提出書類は、以下のとおりです。※1
- 原則として提出書類は全て電源等情報の登録時に提出いただきます。
ただし、応札予定の電源が新設電源※2等であり、合理的な理由がある場合には提出期限の延長を認める場合があります。

登録項目		提出書類	登録項目	提出書類
全電源種共通	号機単位の名称	-	調整機能※5の有無	「有」の場合 ・余力活用に関する契約を締結したこと がわかる書類（契約書の写し等） ・調整機能の詳細情報（様式7）※6
	号機単位の所有者	接続検討申込者と応札 事業者が異なる場合 ・事業実施体制図	発電用の自家用電気工作物（余剰）の該当有無	-
	新設・リプレース等/既設火力の改修の区分	-	FIT/FIP認定ID	参加登録時点でFIT/FIP認定を受け ている場合 ・再生可能エネルギー発電設備を用い た発電の認定について（通知）
	電源種別	-	特定契約の終了年月	-
	発電方式の区分	-	※FIT/FIP認定IDを登録する場合に限る 相対契約上の計画変更締切時間	-
	混焼率	-	発電BGコード	-
	混焼率の合計値	-	電源の起動時間	-
	CO ₂ 回収率	敷地条件による設備の設 置制約を踏まえた最大限 の回収率としていることを 示す説明資料（発電所 の構内の図面等）	環境アセスメント完了年度（見込みを含む）	-
	CO ₂ 回収率の合計値	-	同時落札条件の対象有無	-
	設備容量（発電端）	-	同時落札条件の対象に係る共用設備の有無	-
	所内消費に供出する容量	-	同時落札条件の対象となる電源等の名称、事業者 コード及び電源等識別番号	-
	設備容量（送電端）	接続検討回答書※3		
	自家消費に供出する容量	各種証憑		
	自己託送に供出する容量	各種証憑		
	特定供給に供出する容量	各種証憑		
	特定送配電事業者に供出する容量	各種証憑		
発電所から発生する熱を熱供給することにより減少す る容量		各種証憑		
本オーケションの参加要件を満たさない発電容量		-		
FIT/FIPに供出する容量		-		
本オーケションに参加可能な設備容量（送電端）※4		-		
供給力提供開始時期		-		

※1 本機関が必要と判断した場合、上記以外の書類を提出していただく場合がある

※2 今後、設備投資が必要であり、電源等情報登録の時点で運転開始していない電源を指す

※3 電源等情報登録時に「接続検討回答書」をご提出いただけない場合は、本オーケション参加資格通知書の発行ができ
ず、応札に参加できない

※4 既設火力の改修の場合は、新規投資によって新たに生じる脱炭素化された容量部分の数値を記載すること。設備容量（送電
端）を上限とし、自家消費・自己託送・特定供給・特定送配電事業者に供出される容量（既設火力の改修の場合は、これ
ら容量の新たに生じる脱炭素化された容量割合分）、発電所から発生する熱を熱供給することにより減少する容量、FIT/FIP
に供する容量並びに本オーケションの参加要件を満たさない発電容量を除いた数値を記載すること

※5 需給調整市場における商品の要件を満たす機能がある場合は調整機能「有」で登録する必要がある。なお、火力（既設火力
の改修を除く）、揚水式水力、蓄電池、長期エネルギー貯蔵システムについては、調整機能「有」で登録する必要がある

※6 落札された電源に限り、別途公表する「容量市場業務マニュアル」を参照し、調整機能の詳細が判明次第速やかに事業者ごと
に本機関の専用アドレス（youryou_chouseiryoku@occto.or.jp）へ提出する

- 安定電源の詳細情報の登録項目、およびその証憑となる提出書類は、以下のとおりです。※1
- 原則として提出書類は全て電源等情報の登録時に提出いただきます。
ただし、応札予定の電源が新設電源※2等であり、合理的な理由がある場合には提出期限の延長を認める場合があります。

登録項目	提出書類
脱炭素化に向けた追加的な改修を行うために本オーケションに再度応札する場合に限った登録項目	脱炭素化に向けた改修のための追加投資か
	改修しようとしてる電源の電源等識別番号
	スクラップ＆ビルトの有無
	スクラップする電源の電源等識別番号※3
水素・アンモニア専焼火力、水素・アンモニア混焼火力、バイオマス（既設改修に限る）、CCS付火力、LNG専焼火力に限った登録項目※4	脱炭素化に向けた対応（改修のための本制度への応札）
水素・アンモニア専焼火力、水素・アンモニア混焼火力に限った登録項目	価格差に着目した支援制度適用の希望の有無
	拠点整備支援制度適用の希望の有無
CCS付火力に限った登録項目	設備容量（発電端）における化石燃料部分で発電する容量
蓄電池に限った登録項目	セル製造国・地域※5

※1 本機関が必要と判断した場合、上記以外の書類を提出していただく場合がある

※2 今後、設備投資が必要であり、電源等情報登録の時点で運転開始していない電源を指す

※3 スクラップ＆ビルトの建て替え後の電源（ビルトする電源）を応札する際には、建て替え前の電源（スクラップする電源）の電源等識別番号を登録する必要がある

※4 火力電源の新設・リプレース・既設改修のうち水素専焼火力についてはグレーウェル、アンモニア専焼火力についてはグレーアンモニアに限ります

※5 電源等情報の登録以降にセル製造国・地域（複数ある場合は最大比率のセル製造国・地域）を変更することは認めない

- 変動電源の詳細情報の登録項目、およびその証憑となる提出書類は、以下のとおりです。※1
- 原則として提出書類は全て電源等情報の登録時に提出いただきます。
ただし、応札予定の電源が新設電源※2等であり、合理的な理由がある場合には提出期限の延長を認める場合があります。

登録項目	提出書類	登録項目	提出書類	
号機単位の名称	-	全電源種 共通	特定契約の終了年月 ※FIT/FIP認定IDを登録する場合に限る	
号機単位の所有者	接続検討申込者と応札事業者が異なる場合 ・事業実施体制図		相対契約上の計画変更締切時間	
新設・リプレース等の区分	-		発電BGコード	
電源種別	-		電源の起動時間	
発電方式の区分	-		環境アセスメント完了年度(見込みを含む)	
設備容量（発電端）	-		同時落札条件の対象有無	
所内消費に供出する容量	-		同時落札条件に係る共用設備の有無	
設備容量（送電端）	接続検討回答書※3		同時落札条件の対象となる電源等の名称、事業者コード及び電源等識別番号	
自家消費に供出する容量	各種証憑		太陽光・ 陸上風 力・洋上 風力に 限った 登録項目	セキュリティ要件適合 評価及びラベリング 制度（JC-STAR） における★1（レベル 1）を取得しているこ を示す適合ラベル
自己託送に供出する容量	各種証憑			
特定供給に供出する容量	各種証憑			
特定送配電事業者に供出する容量	各種証憑			
FIT/FIPに供出する容量	-			
本オークションに参加可能な設備容量（送電端）※4	-			
供給力提供開始時期	-			
FIT/FIP認定ID	参加登録時点でFIT/FIP 認定を受けている場合 ・再生可能エネルギー発電 設備を用いた発電の認定につ いて（通知）			

※1 本機関が必要と判断した場合、上記以外の書類を提出していただく場合がある

※2 今後、設備投資が必要であり、電源等情報登録の時点で運転開始していない電源を指す

※3 電源等情報登録時に「接続検討回答書」をご提出いただけない場合は、本オークション参加資格通知書の発行ができず、応札に参加できない点に注意

※4 設備容量（送電端）を上限とし、自家消費・自己託送・特定供給・特定送配電事業者に供出される容量、FIT・FIPの適用対象となる容量を除いた数値を記載すること

- 本機関HPにて、長期脱炭素電源オークションにおける証憑書類(接続検討回答書)について公表しております。
- 本オークションにおける接続検討回答書の提出要件は以下の通りです。

提出要件	要件詳細
提出書類として扱う 接続検討回答書	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 提出する接続検討回答書は、本オークションへ応札を予定している発電設備等のものである必要があります。 なお、新規に連系を予定する電源に加えて、リプレースや既設設備の改修など、応札を予定している発電設備等が、既設設備から変更となる場合においても、変更後の発電設備等の接続検討回答書を提出していただく必要があります ✓ 接続契約申込み以降の手続きに進んでいる場合は、そのことがわかる書類を接続検討回答書とあわせて提出いただくことで、証憑として受け付けます なお、接続検討回答書が存在しない場合はその旨を本機関に連絡してください。個別事例をふまえて判断します ✓ 属地一般送配電事業者から接続検討が不要との回答を受領した場合は、そのことがわかる書類を提出いただくことで、証憑として受け付けます
提出期限	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 接続検討回答書は、電源等情報登録時（2025年10月20日(月)～10月24日(金)）にご提出いただきます ※ 接続検討申込～申込の受付～接続検討回答書の発行までは、接続検討申込から申込の受付までに2ヶ月程度、接続検討申込の受付から接続検討回答書の発行までに3ヶ月程度を要します ※ 電源等情報登録時に「接続検討回答書」をご提出いただけない場合は、本オークション参加資格通知書の発行ができず、応札に参加いただけませんのでご注意ください
有効期限	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 接続検討回答書は原則として2023年6月21日以降に発行されたものであれば、証憑として受け付けることとし、有効期限は問いません ✓ 接続契約申込み以降の手続きに進んでいる場合は、接続検討回答書の発行日は問いません ✓ 属地一般送配電事業者から接続検討が不要との回答を受領した場合、そのことがわかる書類の発行日は問いません

- 本オーケションでは、電源等情報の登録において事業計画書および燃料調達計画、蓄電池に係る事業計画、脱炭素化ロードマップを提出いただきます。
- 各種様式は提出時点で確度の高い情報をもとに作成してください。
- 各種様式は本機関HPよりダウンロードし、必要事項を記入したうえで、添付資料を容量市場システムにアップロードしてください。

様式	目的	対象電源種	作成・提出方法
事業計画書	事業者の事業実施能力や事業継続の確実性が十分かを確認すること	全電源種	
燃料調達計画	バイオマスの電源に係る燃料調達の確実性が十分かを確認すること	バイオマス専焼火力	① 本機関HP※より、様式をダウンロード ② 必要事項を記入 ③ 容量市場システムにアップロード
蓄電池に係る事業計画	蓄電池に係る事業規律の確保状況を確認すること	蓄電池	
脱炭素化ロードマップ	火力電源の脱炭素化への道筋を確認すること	水素専焼火力（グレー水素に限る） アンモニア専焼火力（グレーアンモニアに限る） アンモニア・水素混焼火力 バイオマス専焼火力（既設改修に限る） CCS付火力 LNG専焼火力	

- 事業計画書は本オークション募集要綱「（様式2）事業計画書」のフォーマットに沿って、電源ごとに必要項目を記入してください。
- 必要となる添付書類は事業者及び電源によって異なりますので、該当有無を確認の上、提出してください。
- 電源等情報の登録受付期間後に記載された内容に変更がある場合であっても、事業計画書の更新および本機関への提出は不要です。

事業計画書の応札電源の名称等で提出が必要な添付書類

対象者	添付書類が必要な入力項目	添付書類
全応札事業者	発電設備の出力	接続検討回答書
	系統接続に係る事項	
	事業実施計画	環境影響評価方法書に関する手続を開始したことを証する書類 応札事業者とCO2輸送貯留事業者間の輸送貯留に係る契約書又は覚書その他共同でCCSの実施を検討していることを示す書類
発電設備の所有者と異なる応札事業者	発電設備の所有者	応札事業者と発電設備の所有者の関係を証する事業実施体制図
プロジェクトファイナンス利用の応札事業者	資金調達計画	金融機関のプロジェクトファイナンスの融資実績を証する書類（様式自由） 金融機関の関心表明書又はコミットメントレター（様式自由）
プロジェクトファイナンス以外の応札事業者		事業者名義の誓約書（様式自由）
補助金を受領する応札事業者	補助金の受領額	価格差に着目した支援制度、拠点整備支援制度に関する補助金の受領及びその額を証する書類

- 燃料調達計画は本オークション募集要綱「(様式3) 燃料調達計画」のフォーマットに沿って、燃料種ごとに必要項目を記入の上、添付書類を用意してください。
- 電源等情報の登録受付期間後に記載された内容に変更がある場合は、速やかに変更後の計画を作成し、本機関に提出いただき、再度審査を行います。審査に合格しない限り変更は認められません。
- 「国内の森林に係る木質バイオマス燃料」に関する変更が生じる場合は、事前に変更元・変更先の都道府県・森林管理局と調整し、関係者との調整状況を更新してください。

事業計画書の応札電源の名称等で提出が必要な添付書類

対象者	添付書類が必要な入力項目	添付書類※1
共通	燃料調達計画	燃料の安定調達を確認できる書類 ライフサイクルGHGを確認できる書類
国内の森林に係る木質バイオマスを使用するバイオマス電源の応札事業者	関係者との調整状況	「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」(林野庁)に基づく木質バイオマス証明書類及び木質バイオマス証明事業者認定関係書類 バイオマス燃料の調達及び使用計画書、調整完了通知書
輸入木質バイオマス燃料を使用するバイオマス電源の応札事業者	燃料調達計画	「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」(林野庁)に基づく木質バイオマス証明書類及び木質バイオマス証明事業者認定関係書類 「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」(林野庁)に基づく合法性、持続可能性に関する書類
農産物バイオマス燃料を使用するバイオマス電源の応札事業者		バイオマス発電設備に係る燃料調達計画の添付書類

- 蓄電池に係る事業計画は本オークション募集要綱「（様式4）蓄電池に係る事業計画」のフォーマットに沿って、電源等情報登録時点で導入可能性が最も高い蓄電池に関して、必要項目を記入の上、添付資料を用意してください。
- 電源等情報の登録受付期間後に記載された内容に変更がある場合は、速やかに変更後の計画を作成し、本機関に提出いただき、再度審査を行います。審査に合格しない限り変更は認められません。
- 記載項目や添付資料に不備がありその旨が通知された場合は、不合格となった項目のみを修正し、再申込みを行ってください。なお、合格となった項目の修正は認められません。
- 本計画の内容は電力・ガス取引監視等委員会へ連携し、応札価格の監視時の参考とする場合があります。

記入情報	対象蓄電池	主な記入内容	添付資料
1. 参加登録申請事業者と発電設備に係る情報	全ての蓄電池	参加登録申請者名 担当者名 電話番号 メールアドレス 電源等の名称 発電設備の設置場所	–
2. 導入予定の蓄電池のメーカー・型番	全ての蓄電池	蓄電池セル等に係る種別※1/メーカー名/型番/ セルを製造する国・地域※2 制御部分(BMS、EMS)に係るメーカー名/型番/ JC-STAR 適合ラベル登録番号 電力変換装置(パワーコンディショナ部分)に係るメーカー名/型番/ JC-STAR 適合ラベル登録番号	【添付資料1】各種メーカー名・型番等を記載した蓄電システムの見積書
3. 安全設計	(1)全ての蓄電池共通事項	基準を満たす蓄電池を導入することを宣誓(チェックボックス)	

- 蓄電池に係る事業計画は本オークション募集要綱「（様式4）蓄電池に係る事業計画」のフォーマットに沿って、電源等情報登録時点で導入可能性が最も高い蓄電池に関して、必要項目を記入の上、添付資料を用意してください。
- 電源等情報の登録受付期間後に記載された内容に変更がある場合は、速やかに変更後の計画を作成し、本機関に提出いただき、再度審査を行います。審査に合格しない限り変更は認められません。
- 記載項目や添付資料に不備がありその旨が通知された場合は、不合格となった項目のみを修正し、再申込みを行ってください。なお、合格となった項目の修正は認められません。
- 本計画の内容は電力・ガス取引監視等委員会へ連携し、応札価格の監視時の参考とする場合があります。

記入情報	対象蓄電池	主な記入内容	添付資料
3. 安全設計	(2)リチウムイオンのみ	添付資料2・3として提出	【添付資料2】第三者認証を取得していることの証明書 【添付資料3】類焼試験に適合していることの第三者機関による証明書及び証明書に関わる資料（温度プロファイル、試験時の写真等）
	(3)リユースのみ	添付資料4として提出	【添付資料4】JETリユース電池認証等の第三者機関による証明書等
	(4)NASのみ	添付資料5として提出	【添付資料5】類焼に関する安全性能に対する第三者評価通知書等
4. 発煙・発火の事故への対応	国内外に設置された定置用大型蓄電システムにおいて、過去に「発煙・発火」に類する事故を起こしたメーカーの蓄電池モジュールを組み込んだ蓄電システムの導入を予定している場合	添付資料6として提出	【添付資料6】当該蓄電池モジュールメーカーより、過去10年間の年間ごとの事故件数と、主要な事故10件について、事故の原因と対策を示した資料
5. 公衆安全の確保	全ての蓄電池	消防法等の適用各種法令等に準拠した計画・設備導入や、保安体制・事故検知設備の設置を行うことを宣誓(チェックボックス)	–

- 蓄電池に係る事業計画は本オークション募集要綱「（様式4）蓄電池に係る事業計画」のフォーマットに沿って、電源等情報登録時点で導入可能性が最も高い蓄電池に関して、必要項目を記入の上、添付資料を用意してください。
- 電源等情報の登録受付期間後に記載された内容に変更がある場合は、速やかに変更後の計画を作成し、本機関に提出いただき、再度審査を行います。審査に合格しない限り変更は認められません。
- 記載項目や添付資料に不備がありその旨が通知された場合は、不合格となった項目のみを修正し、再申込みを行ってください。なお、合格となった項目の修正は認められません。
- 本計画の内容は電力・ガス取引監視等委員会へ連携し、応札価格の監視時の参考とする場合があります。

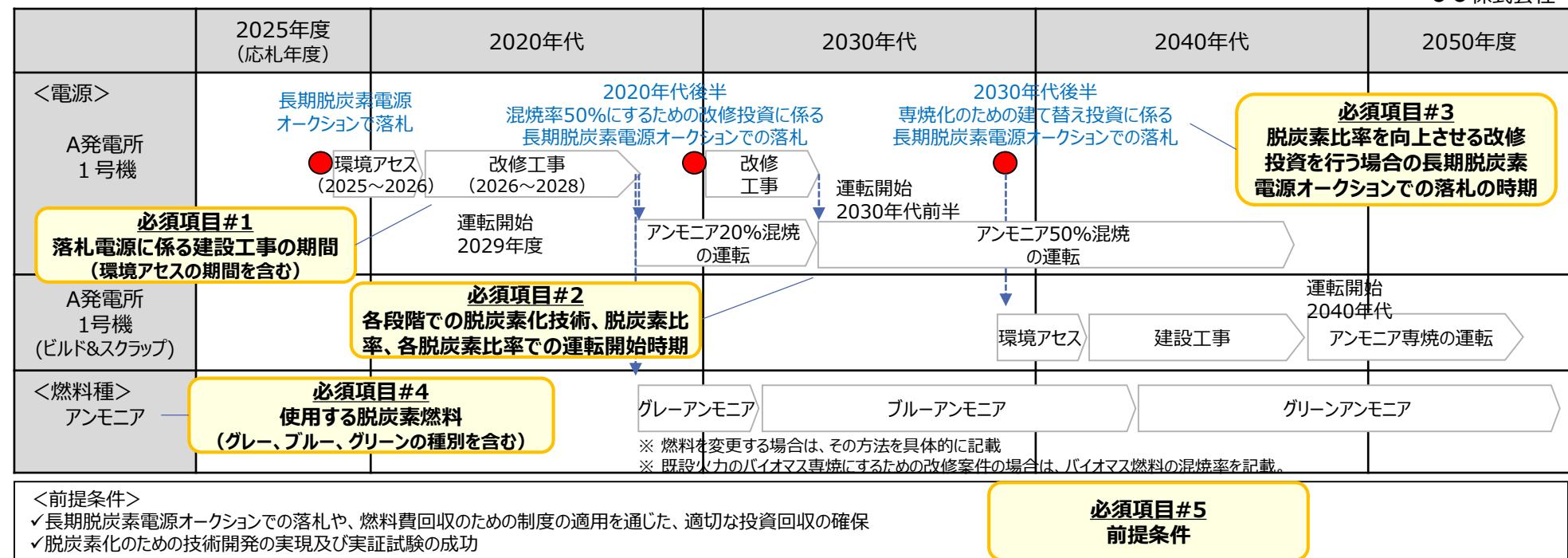
記入情報	対象蓄電池	主な記入内容	添付資料
6.	セキュリティ対策	<p>「電力制御システムセキュリティガイドライン」、「IoT開発におけるセキュリティ設計の手引き」等に基づき、適切かつ十分なセキュリティ対策を行うことを宣誓（チェックボックス）</p> <p>添付資料7として提出</p>	<p>–</p> <p>【添付資料7-①】「セキュリティ要件適合評価及びラベリング制度（JC-STAR）」における★1（レベル1）を取得していることの証憑 【添付資料7-②】制御システムのうち、IP通信機能を持たないためにJC-STAR制度の取得対象にならない機器を含む場合は、IPとのプロトコル変換を行う機器を組み入れた構成等としてJC-STAR制度のラベルを取得する。また、クラウド上に搭載されるためにJC-STAR制度の取得対象にならない機器を含む場合等は、取得対象にならないことの根拠を明示し、同等のセキュリティ対策を講じていることの説明資料 【添付資料7-③】導入する機器とJC-STAR★1の取得対象機器と取得内容との整合、セキュリティ対策を明示したシステム構成図</p>
7.	地元調整の状況	全ての蓄電池	<p>添付資料8として提出</p> <p>【添付資料8-①】地権者等の理解を得ていることを示す書類 【添付書類8-②】既に土地の所有権を保有している等の理由から、地権者への説明会等が不要となる場合には、保有する土地の権利書 【添付資料8-③】外部委託等により説明会等を実施する事業者と応札事業者が異なる場合は、両者の関係を証する事業実施体制図</p>

- 蓄電池に係る事業計画は本オークション募集要綱「（様式4）蓄電池に係る事業計画」のフォーマットに沿って、電源等情報登録時点で導入可能性が最も高い蓄電池に関して、必要項目を記入の上、添付資料を用意してください。
- 電源等情報の登録受付期間後に記載された内容に変更がある場合は、速やかに変更後の計画を作成し、本機関に提出いただき、再度審査を行います。審査に合格しない限り変更は認められません。
- 記載項目や添付資料に不備がありその旨が通知された場合は、不合格となった項目のみを修正し、再申込みを行ってください。なお、合格となった項目の修正は認められません。
- 本計画の内容は電力・ガス取引監視等委員会へ連携し、応札価格の監視時の参考とする場合があります。

記入情報	対象蓄電池	主な記入内容	添付資料
8. 廃棄物処理法上の広域認定取得	全ての蓄電池	添付資料9・10として提出 広域認定を取得しているメーカーに委託して廃棄処分すること等を宣誓（チェックボックス）	【添付資料9】廃棄物処理法上の広域認定において、セル・モジュール等について認定を取得していることの証憑 【添付資料10】応札事業者から蓄電システムについて廃棄処分の依頼があった場合には、拒まないことについてメーカーが誓約する書類
9. レジリエンス	全ての蓄電池	添付資料11・12として提出	【添付資料11】異常が発生した場合に、蓄電システムの早期復旧や原因解明が可能な体制の内容について記載した資料 【添付資料12】蓄電システムに異常が見つかった場合に備えて、代替する電池システムの主要部品（蓄電池セル、PCS）を迅速に供給できる拠点の内容について記載した資料

- 「（様式5）脱炭素化ロードマップ」のフォーマットに沿って、脱炭素化までのロードマップを、電源ごとに作成ください。
- 提出対象となる電源種は、LNG専焼火力の新設・リプレース、水素・アンモニア専焼火力（グレー水素・アンモニアに限る）の新設・リプレース・既設改修、アンモニア・水素混焼のための新設・リプレース・既設改修、既設火力をバイオマス専焼にするための改修及び既設火力をCCS付火力にするための改修の電源を応札する場合のみです。
- 脱炭素化ロードマップにおいて、2050年までの脱炭素化の道筋が示されていない、技術開発動向に比べて脱炭素化の取り組みが明らかに遅い、将来の脱炭素化の比率が現行の技術水準に比べて一定の技術進展を織り込んでいない、トランジション期の脱炭素技術と2050年のカーボンニュートラル達成時の脱炭素技術に齟齬がある等、本制度の対象とすることがふさわしくない場合には、応札が認められない場合があります。

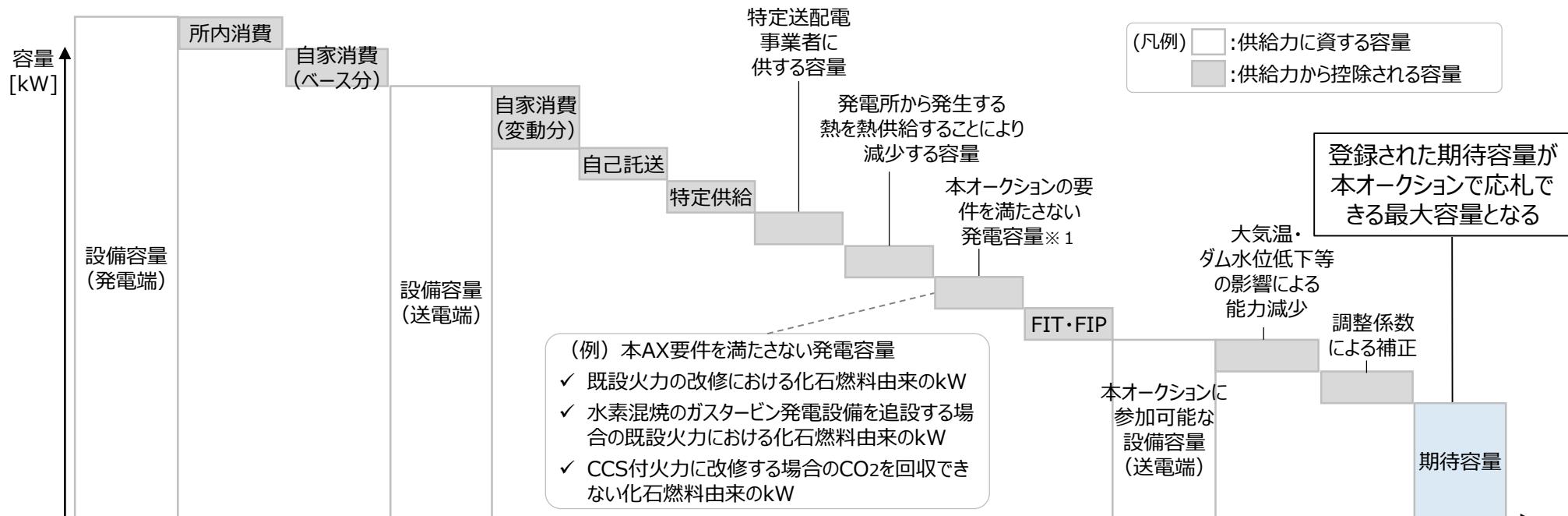
【記入例】●●発電所●号機の脱炭素化ロードマップ

2025年●月
●●株式会社

※ 供給力提供開始年度は、具体的な年度で記載。次回以降の応札時点や供給力提供開始時点は、具体年度の明示は困難なため、「○○年代前半/後半、○○年代、○○年～○○年」の形で記載※矢印の色使いは、上記と同様とすること（LNG専焼の期間は、白色とすること）※ 上記は、アンモニア20%混焼からスタートする場合のイメージ。脱炭素化のシナリオは、複数シナリオを記載することも可

- 期待容量とは、「電源等情報として登録した設備容量のうち、制度適用期間において供給区域の供給力として期待できる容量」を指し、kW単位で登録します。
- 登録いただいた期待容量は、制度適用期間（原則20年）の全年度共通の期待容量として取り扱います。
- 期待容量は、「電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドライン」（以下「供計ガイドライン」）に基づき、算定されます。ただし、自家消費・自己託送・特定供給・特定送配電事業者に供する容量などは除いたうえで、公表された調整係数を乗じて算出します。（算定方法は次頁にて解説）

期待容量の考え方



※1 本オークションの要件を満たさない発電容量のうち、自己託送・特定供給・特定送配電事業者に供する容量は、この段階では控除済のため、残りの容量を控除します。例えば、既設火力の化石燃料による供給力部分が該当詳細は、第77回制度検討作業部会P13をご参照すること

https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/pdf/077_03_01.pdf

- 「期待容量等算定諸元一覧」（以下「算定諸元一覧」）を用いて、期待容量を算出してください。
 - 算定諸元一覧で算出された数値を、期待容量を容量市場システムに登録してください。
 - 1電源単位の中にFITと非FITが混在する電源の場合、非FIT分の期待容量で算定します。
- 算定諸元一覧は本機関HP※より、登録する電源に応じた様式を入手し、入力してください。
 - 入力後の算定諸元一覧は、期待容量登録時に提出してください。
- 期待容量の算定には、応札年度に本機関HP※にて公表する調整係数を用います。ただし、調整係数は期待容量の算定に用いた値を制度適用期間にわたり適用し、実需給年度ごとに変更することはありません。

期待容量の登録

実施事項	内容
期待容量等算定諸元一覧への入力	<ul style="list-style-type: none"> • 本機関HP※1より、登録する電源に応じた様式の、算定諸元一覧を入手し、各種情報を入力します • 調整係数などをもとに年間の期待容量が算定されます
期待容量の登録・諸元一覧の提出	<ul style="list-style-type: none"> • 期待容量算定諸元一覧上で算定された数値を、期待容量を容量市場システムに登録してください • 入力済みの算定諸元一覧を容量市場システムにアップロードしてください

- 算定諸元一覧に必要な情報を入力することで、調整係数を乗じた期待容量が自動算定されます。
- 算定された期待容量を容量市場システムに登録してください。

【安定電源（蓄電池、揚水、LDES以外）の例】

項目	事業者入力												単位	
電源等識別番号	0000000000													
容量を提供する電源等の区分	安定電源												「事業者入力」列の内、黄色掛けされている箇所を入力してください。白色の箇所は自動入力される箇所となります	
新設・リプレース等/既設火力の改修	新設													
電源種別	一般水力（貯水式・調整式）													
エリア名	北海道													
設備容量（送電端）	120,000												kW	
本オークションに参加可能な設備容量（送電端）	120,000												kW	
各月の供給力の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
	100,000	108,000	120,000	120,000	108,000	108,000	108,000	120,000	120,000	120,000	108,000	100,000	kW	
期待容量	111,667												kW	

黄色の各必要事項を入力することで、期待容量が自動算定されます。

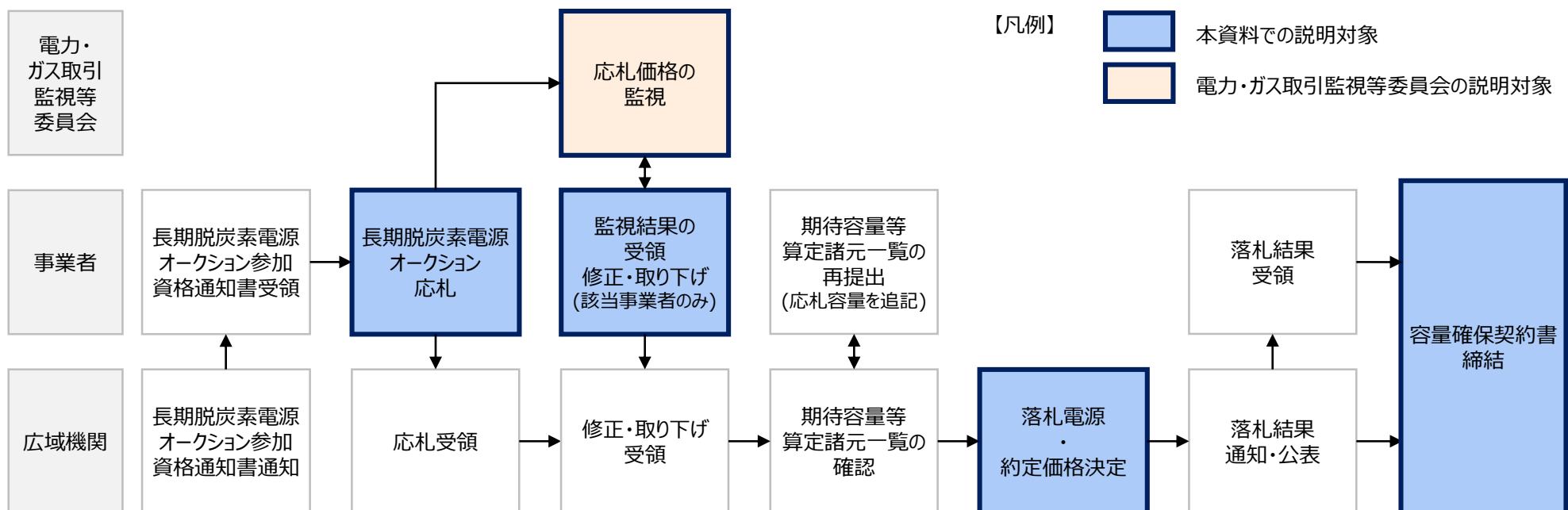
第4章 応札、落札・約定、契約

- 応札、落札・約定、契約の概要
- 応札方法
- 落札電源と約定結果
- 契約の締結
- 契約の変更・解除

第4章 応札、落札・約定、契約

応札、落札・約定、契約の概要

- 参加資格通知書を受領した事業者は、応札期間中に応札を行います。なお、応札期間中は応札価格、応札容量の変更が可能ですが、応札期間終了後は制度適用期間を含め内容の変更はできません。
- 応札期間終了後、電力・ガス取引監視等委員会により応札価格の監視が行われます。監視の結果、応札価格に含めることが認められない費用が含まれていた場合には、応札価格の修正または取り下げが必要です。
(この場合は、応札期間終了後も、応札情報の修正が必要です)
- 約定価格については、各応札電源の応札価格が約定価格となるマルチプライス方式で決定します。
- 落札した事業者は、落札電源について、本機関と容量確保契約書を締結していただきます。



- 応札の際、期待容量を登録した電源ごとに、応札容量(kW)および応札価格(円/kW/年)(税抜き)を登録してください。
- 応札容量の算定は次項を参照ください。

応札の登録方法

実施事項	内容
応札の登録単位の設定	<ul style="list-style-type: none">電源(ユニット、号機)単位で応札単位を設定
応札容量の登録※1	<ul style="list-style-type: none">1kW単位で応札応札できる最大容量は期待容量登録時に事業者が登録した期待容量
応札価格の登録※1	<ul style="list-style-type: none">1円単位で応札
応札の変更・取消	<ul style="list-style-type: none">受付期間終了後の変更・取消は不可 <p>※ただし、電力・ガス取引監視等委員会の監視結果による修正・取り下げは除く</p>

※1 応札情報に併せて物価・金利変動等に伴う契約単価の補正方法を提出すること

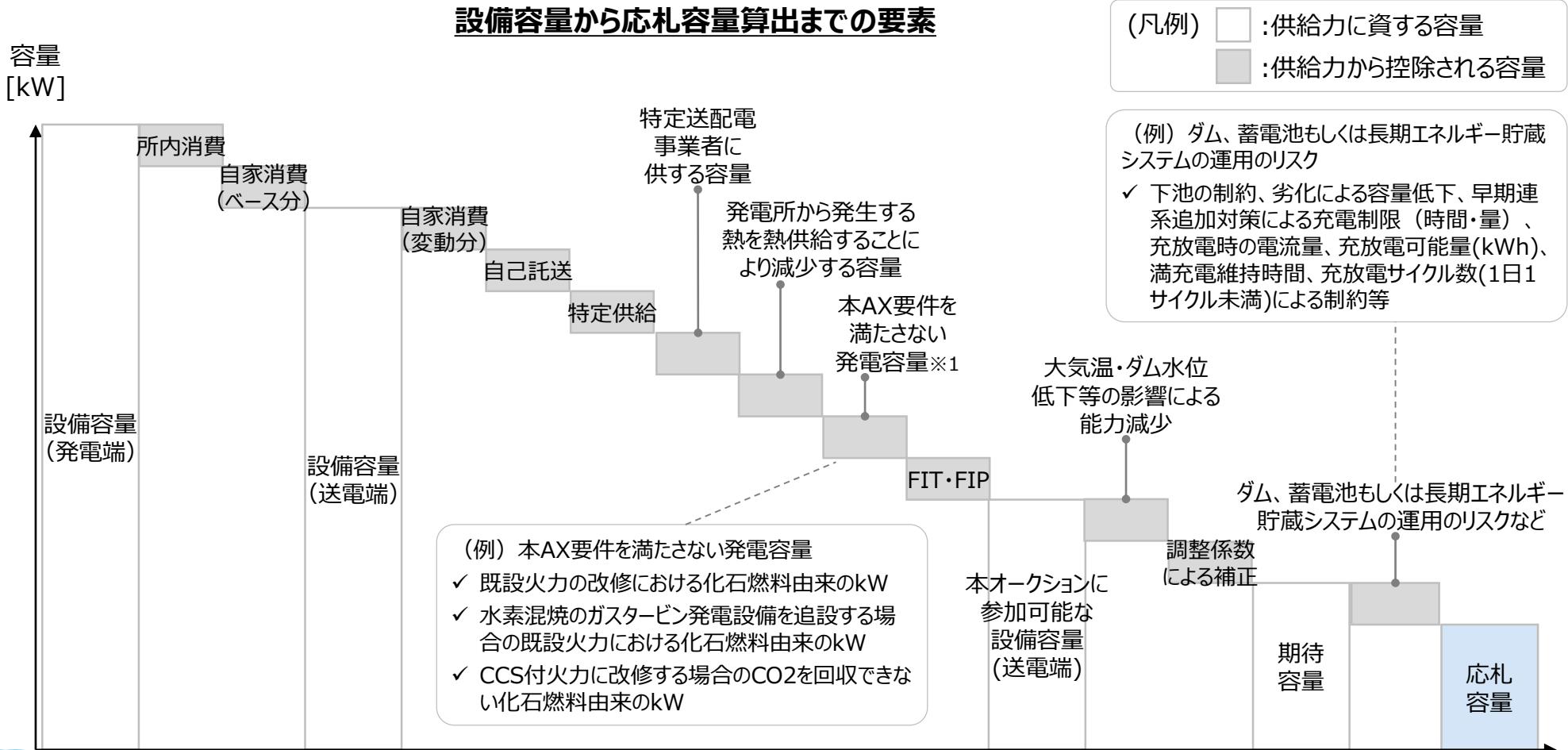
- 期待容量で使用した算定諸元一覧に「提供する各月の供給力」および「制度適用期間」を入力し、応札容量を算定していただき、当該算定に用いた算定諸元を提出してください。
- 内容に不備がある場合、その旨を通知しますので、修正の上、再提出をお願いいたします。

応札容量の算定方法

【期待容量等算定諸元一覧 安定電源（蓄電池、揚水、LDES以外）の例】

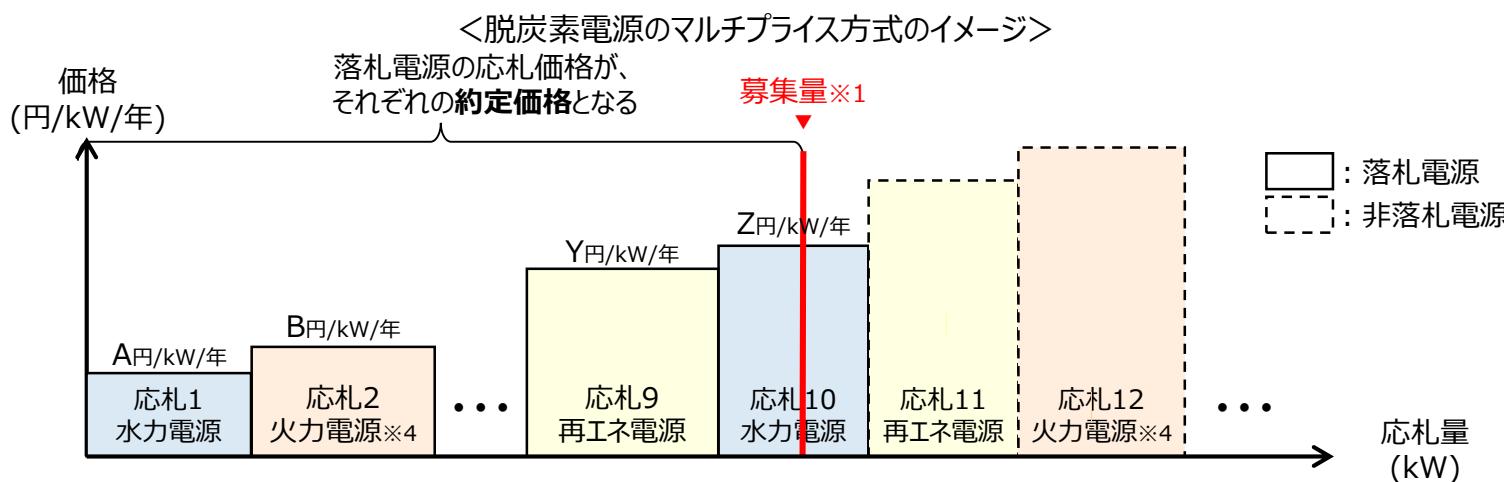
項目	事業者入力												単位
電源等識別番号	0000000000												
容量を提供する電源等の区分	安定電源												
新設・リプレース等/既設火力の改修	新設												
電源種別	一般水力（貯水式・調整式）												
エリア名	北海道												
設備容量(送電端)	120,000												kW
本オークションに参加可能な設備容量(送電端)	120,000												kW
各月の供給力の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	100,000	108,000	120,000	120,000	108,000	108,000	108,000	120,000	120,000	120,000	108,000	100,000	kW
期待容量	111,667												kW
提供する各月の供給力	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	100,000	105,000	103,000	102,000	102,000	103,000	105,000	105,000	107,000	108,000	108,000	100,000	kW
応札容量	105,000												kW
制度適用期間	20												年間

- 応札容量は設備容量（発電端）より、供給力から控除される所内消費等の容量を差し引いて算出された期待容量を最大値とし、制度適用期間にわたって提供可能な容量を1kW単位で参加者が設定します。



- 応札受付期間終了後、落札電源と約定価格を決定します。なお約定価格については、各応札電源の応札価格が約定価格となるマルチプライス方式で決定します。

落札電源の決定方法	<ul style="list-style-type: none"> 脱炭素電源とLNG専焼火力は、別々に募集量を設定し、別々に落札電源を決定します。 募集量を跨ぐ電源には「限界電源※1」の判定が行われます。 脱炭素電源の一部電源種には「募集上限※2」が設定されており、落札される電源は「募集上限」を跨ぐ電源以下に限定されます。ただし、募集量を満たすために「募集上限」を超えてこれらの電源が落札される可能性があります。 日本を除くセル製造国・地域の1国・地域当たりのリチウムイオン蓄電池の落札容量は、リチウムイオン蓄電池の全ての落札容量の30%未満である必要があります。また、日本を除くセル製造国・地域の1国・地域当たりのリチウムイオン蓄電池以外の蓄電池の落札容量は、リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池の全ての落札容量の30%未満である必要があります。（以下「セル製造国30%制限」） 同時落札条件が付与された電源は、同一の同時落札条件によって紐付けられた全ての電源が落札されない限り、全て非落札となります。
約定価格の決定方法	<ul style="list-style-type: none"> 各応札電源の応札価格が約定価格となるマルチプライス方式※3で決定します。



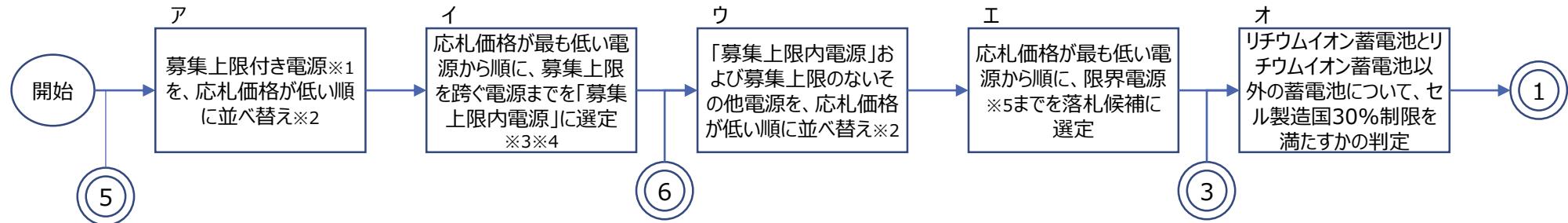
※1 募集中量を跨ぐ電源について、募集量を超過する容量が不足する容量の10倍以下の場合は当該電源を落札、10倍を超過する場合は非落札。非落札となった場合はその電源の次に応札価格が高い電源を落札候補とし、募集量を跨ぐ場合には同様の処理を実施

※2 「脱炭素火力（新設・リプレースのうち水素専焼、水素混焼若しくはアンモニア専焼又は既設火力の改修のうち水素専焼、水素混焼、アンモニア専焼、アンモニア混焼若しくはCCS付火力）」、「揚水式水力（新設を除く）・蓄電池（リチウムイオン蓄電池に限る）」、「揚水式水力（新設に限る）・蓄電池（リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池に限る）・長期エネルギー貯蔵システム」、「既設の原子力電源の安全対策投資」には、募集上限が設定されている

※3 電力・ガス取引監視等委員会による応札価格の監視の結果、事業者が応札を取り下した場合、当該電源を除いて約定処理を行います。事業者が応札価格を修正した場合は、修正前の応札価格で約定処理を行います。ただし、落札された際の容量確保契約金額は修正後の応札価格を基に算定される

※4 所定の割合の水素・アンモニア混焼、CCS付火力等の場合に限る

- 脱炭素電源の落札電源は、以下のフローによって決まります。



※1 募集上限付き電源は「脱炭素火力（新設・リプレースのうち水素専焼、水素混焼若しくはアンモニア専焼又は既設火力の改修のうち水素専焼、水素混焼、アンモニア専焼、アンモニア混焼若しくは CCS 付火力）」、「揚水式水力（新設を除く）・蓄電池（リチウムイオン蓄電池に限る）」、「揚水式水力（新設に限る）・蓄電池（リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池に限る）・長期エネルギー貯蔵システム」、「既設の原子力電源の安全対策投資」とする

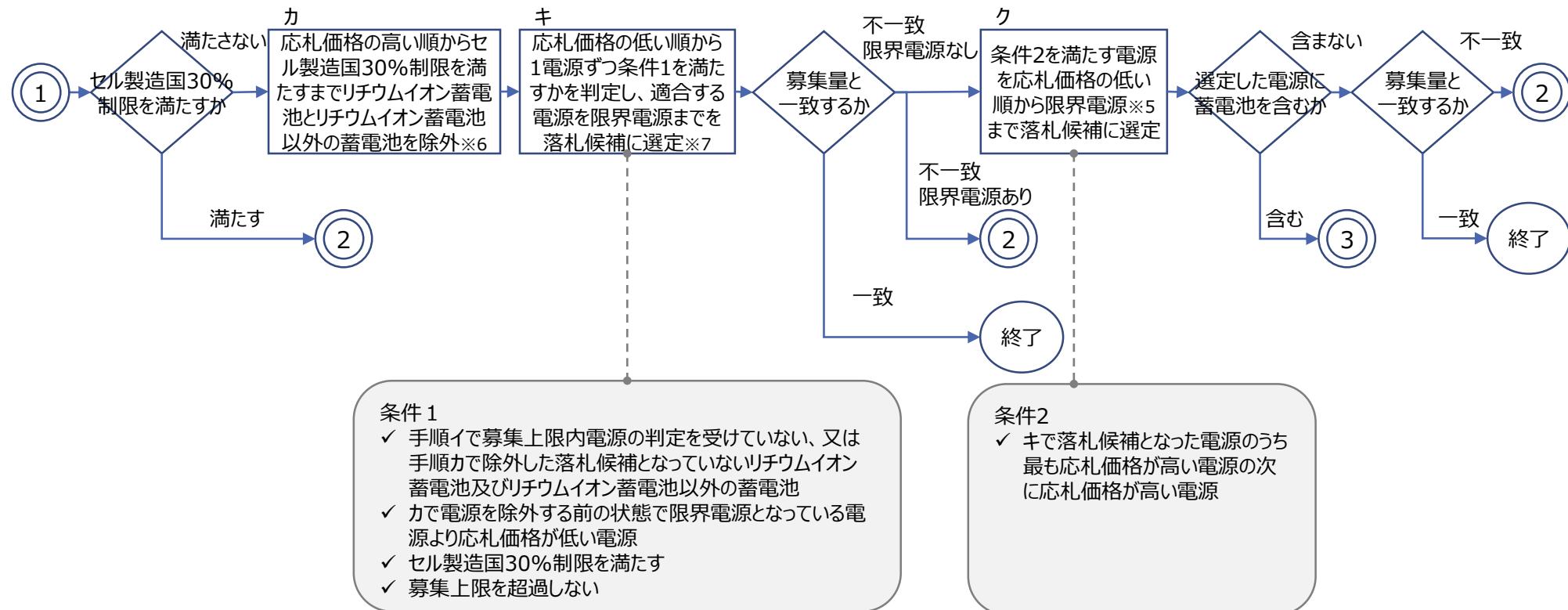
※2 同時落札条件によって紐付けられた電源の応札価格は、最も応札価格が高い電源の応札価格と同等とみなし、処理を行う。ただし、同時落札条件によって紐付けられた電源の応札価格が同じである場合、1つの電源とみなす

※3 同じ応札価格の電源が複数存在し、かつ当該電源を全て募集上限内電源とすることで募集上限内電源の合計応札容量が募集上限を跨ぐ場合は、当該電源の中から、募集上限を超える容量が最小となる組合せにより募集上限内電源を決定する。それでもなお、最小となる組合せが複数存在する場合は、当該組合せの中からランダムに決定する

※4 募集上限付き電源に同時落札条件が付与されている場合は、すべてが募集上限内電源と判定されたことをもって次の手順へ移行する

※5 合計落札容量が500万kWを跨ぐ電源を限界電源と呼称する

- 脱炭素電源の落札電源は、以下のフローによって決まります。

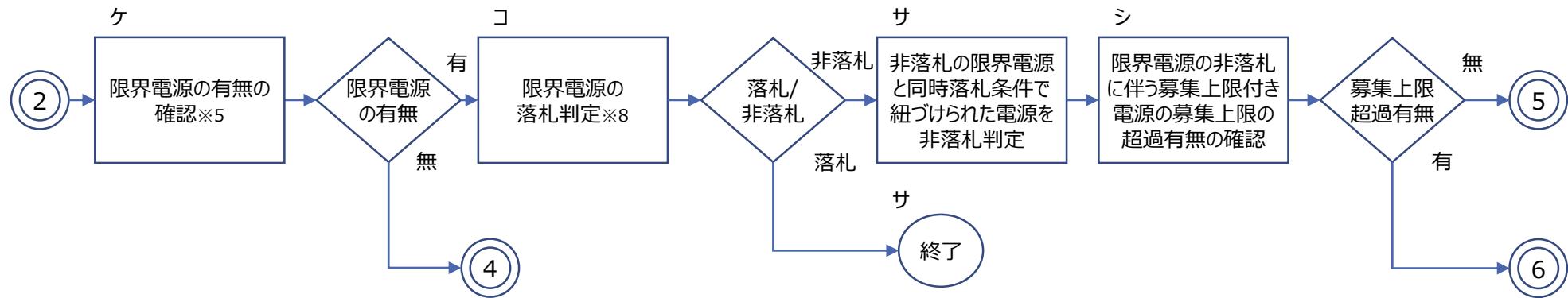


※5 合計落札容量が500万kWを跨ぐ電源を限界電源と呼称する

※6 セル製造国30%制限を満たさない同じ応札価格の電源が複数存在する場合はそのすべてを非落札候補として落札候補から除外する

※7 同じ応札価格の電源が複数存在し、かつ当該電源を全て落札電源とすることでセル製造国30%制限を満たさなくなる場合は、当該セル製造国・地域の電源の中から、セル製造国30%制限を満たす範囲で容量が最小となる組合せにより電源を並び替える。それでもなお、最小となる組合せが複数存在する場合は、当該組合せの中からランダムに決定する

- 脱炭素電源の落札電源は、以下のフローによって決まります。

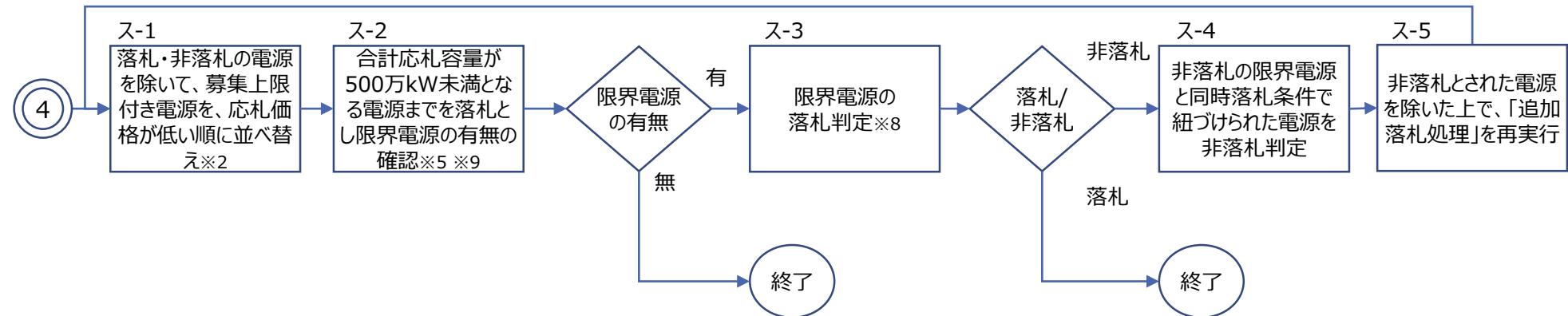


※5 合計落札容量が500万kWを跨ぐ電源を限界電源と呼称する

※8 限界電源は、落札とした場合の「超過量」が、非落札とした場合の「不足量」の10倍以下の場合は落札とする。一方、「超過量」が「不足量」の10倍を超過する場合は非落札とする（「超過量」が「不足量」の10倍以下でも、同時落札条件で紐づけられた電源が全て落札候補に入っていない場合は非落札とする）また、同じ応札価格の電源が複数存在し、

当該電源を全て落札電源とすることで合計落札容量が募集量を跨ぐ場合は、当該電源の中から、募集量を超える容量が最小となる組合せにより電源を並び替える。それでもなお、最小となる組合せが複数存在する場合は、当該組合せの中からランダムに決定する

- 脱炭素電源の落札電源は、以下のフローによって決まります。



※2 同時落札条件によって紐付けられた電源の応札価格は、最も応札価格が高い電源の応札価格と同等とみなし、処理を行う。ただし、同時落札条件によって紐付けられた電源の応札価格が同じである場合、1つの電源とみなす

※5 合計落札容量が500万kWを跨ぐ電源を限界電源と呼称する

※8 限界電源は、落札とした場合の「超過量」が、非落札とした場合の「不足量」の10倍以下の場合は落札とする。一方、「超過量」が「不足量」の10倍を超過する場合は非落札とする（「超過量」が「不足量」の10倍以下でも、同時落札条件で紐づけられた電源が全て落札候補に入っていない場合は非落札とする）また、同じ応札価格の電源が複数存在し、当該電源を全て落札電源とすることで合計落札容量が募集量を跨ぐ場合は、当該電源の中から、募集量を超える容量が最小となる組合せにより電源を並び替える。それでもなお、最小となる組合せが複数存在する場合は、当該組合せの中からランダムに決定する

※9 「揚水式水力（新設を除く）・蓄電池（リチウムイオン蓄電池に限る）」と「揚水式水力（新設に限る）・蓄電池（リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池に限る）・長期エネルギー貯蔵システム」についてはセル製造国30%制限を考慮の上、それぞれの募集上限の2倍を跨ぐ電源以下を選定する。また「脱炭素火力」について募集上限を跨ぐ電源を超えて落札されることはない

第4章 応札、落札・約定、契約

落札電源と約定結果 – 約定結果の公表

62

■ 本機関は本オークションの約定結果として応札年度の翌年度に以下の情報を公表します。なお、脱炭素化ロードマップについては、約定結果の公表から3ヶ月後を目途に公表します。

- ▶ 脱炭素電源、LNG専焼火力それぞれの約定総容量、約定総額
(他市場収益の推定還付額控除後※1の約定総額も公表)
- ▶ 脱炭素電源における落札電源ごとの、応札事業者名、落札案件名、電源種※2、落札容量[kW]
- ▶ LNG専焼火力における落札電源ごとの、応札事業者名、落札案件名、電源種、落札容量[kW]

【長期脱炭素電源オークション約定結果(応札年度：2024年度)※3】

	約定総容量	約定総額	他市場収益の推定還付額控除後の約定総額※3
脱炭素電源 (募集量500万kW)	503.0 万kW		
蓄電池・揚水 運転継続時間：3時間以上6時間未満	96.1 万kW		(過去3年平均) 945 億円/年
蓄電池・揚水 運転継続時間：6時間以上	76.9 万kW	3,464 億円/年	(過去5年の各年度) △176 ~ 1,624 億円/年
既設火力の改修	9.5 万kW		
既設原子力の安全対策投資	315.3 万kW		
一般水力（調整式）	5.2 万kW		
LNG専焼火力 (募集量2,243,680kW)	131.5 万kW	456 億円/年	(過去3年平均) △52 億円/年 (過去5年の各年度) △495 ~ 195 億円/年

容量市場 長期脱炭素電源オークション約定結果（応札年度：2024年度）

別紙：落札電源一覧

<脱炭素電源>			
No.	応札事業者名	落札案件名	電源種
1	日本原子力発電株式会社	東海第二発電所	原子力（既設原子力の安全対策投資）
2	北海道電力株式会社	泊発電所3号機	原子力（既設原子力の安全対策投資）
3	関西電力株式会社	奥古野発電所1号機	揚水（運転継続時間が6時間以上）

<LNG専焼火力>

No.	応札事業者名	落札案件名	電源種	落札容量[kW]
1	北海道電力株式会社	石狩湾新港発電所3号機	LNG専焼火力	551,217
2	四国電力株式会社	坂出発電所5号機	LNG専焼火力	561,263
3	ゼロワットパワー株式会社	ゼロワットパワー・市原発電所	LNG専焼火力	100,550
4	東邦瓦斯株式会社	(仮称)ガス火力発電所	LNG専焼火力	101,614

【脱炭素化ロードマップ※4】

脱炭素化ロードマップ

長期脱炭素電源オークションでは、一部の火力電源が応札しようとする場合には、2050年までの脱炭素化の道筋を記載した「脱炭素化ロードマップ」を作成し、応札前の参加登録において広域機関に提出する必要があります。また、落札電源の脱炭素化ロードマップは、約定結果の公表から3ヶ月後を目途に、公表することとしています。さらに、必要に応じて脱炭素化ロードマップを改訂し、その内容を遵守することを求めており、改訂があった場合は、その内容についても公表することとしています。

長期脱炭素電源オークションで落札した電源の脱炭素化ロードマップは、以下のとおりです。

- ▶ 応札年度：2024年度
- ▶ 応札年度：2023年度

※「約定結果No」は容量市場 長期脱炭素電源オークション約定結果のNoを記載しています。

事業者名	電源名	約定結果No※	脱炭素化ロードマップ	最終更新日
四国電力株式会社	西条発電所1号機	2024脱炭素電源5		2025年7月30日
北海道電力株式会社	石狩湾新港発電所3号機	2024LNG専焼火力1		2025年7月30日
四国電力株式会社	坂出発電所5号機	2024LNG専焼火力2		2025年7月30日
ゼロワットパワー株式会社	ゼロワットパワー・市原発電所	2024LNG専焼火力3		2025年7月30日
東邦瓦斯株式会社	(仮称)ガス火力発電所	2024LNG専焼火力4		2025年7月30日
北海道電力株式会社	苦東厚真発電所	2023脱炭素電源3		2025年3月26日

※1 過去3年もしくは5年のスポット価格と非化石価値取引市場の価格、発電コスト検証における可変費等を基に還付額を試算したものであり、実際の還付額の計算方法・還付額とは異なる。(還付額が容量確保契約金額を超過した際は、△で表記)なお、蓄電池・揚水の他市場収益の推定還付額については、発電コスト検証において可変費・設備利用率が公表されていないため試算を行わないことから、還付額に含まれていない

※2 蓄電池は、リチウムイオン蓄電池とリチウムイオン蓄電池以外の蓄電池の別を含む。揚水式水力は新設とリプレース等の別を含む

※3 本機関HP「容量市場 長期脱炭素電源オークション約定結果（応札年度：2024年度）」の公表についてから一部抜粋

※4 本機関HP「容量市場 運営関連 脱炭素化ロードマップ」から一部抜粋

第4章 応札、落札・約定、契約

契約の締結 – 容量確保契約書の締結

- 応札情報（応札容量および応札価格）の登録完了をもって、容量確保契約の申込みを行ったものとみなします。
- 本オークションの約定結果の公表日において、本機関との間で、公表内容にしたがった容量確保契約が成立するものとします。
- 落札後、容量確保契約において必要な情報を提出しない、各契約書面の締結を行わない等、市場運営に支障をきたす行為を行った場合は、長期脱炭素電源オークション容量確保契約約款※1に基づき、契約解除となる場合があります。

容量確保契約書のイメージ



※1 長期脱炭素電源オークション容量確保契約約款第33条を参照すること

- 本機関および容量提供事業者は、相手方が次の変更事由に該当する事象が生じ、容量確保契約に定められた電源の内容に変更が生じた場合、容量確保契約を変更するものとします。
- 本機関および容量提供事業者は、相手方が次の解除事由に該当する場合には、相手方に通知することにより、本契約を解除することができるものとします。
- また本機関は、容量提供事業者が、容量市場の公正を害する行為を行ったと認めた場合、および重大な違反行為を行ったと認めた場合、容量提供事業者に通知することにより本契約を解除できるものとします。※1

容量確保契約の変更・解除事由

変更事由

1. 契約電源が市場退出をした場合※2
2. 電源等差替を実施した場合※2
3. 供給力提供開始時期の変更に伴い制度適用期間の開始時期が変更される場合※2
4. 「供給力提供開始期限の遵守」のリクワイアメント不履行によりペナルティが適用となり、短縮された容量確保契約金額（各年）を容量収入として得られる期間が、終了した場合※2
5. 契約電源に係る系統接続費が応札価格に含めた見積もり額を下回った場合
6. 契約電源に係る水素・アンモニアに係る価格差に着目した支援制度・拠点整備支援制度の支援金額が応札価格に含めた支援予想金額を超えた場合
7. 制度適用期間中の新設・リプレースに対し、混焼率拡大のための追加投資を行う場合
8. 制度適用期間中の既設火力のアンモニア・水素混焼設備への改修に対して、専焼化に向けた追加投資による建て替えを行う場合
9. 権利義務および契約上の地位の譲渡がなされた場合
10. 容量確保契約金額が変更となった場合
11. 複数の契約電源を含む本契約のうち、特定の契約電源が契約解除となった場合
12. 法令に基づく規制・審査、行政指導への対応に伴い、容量確保契約金額及び制度適用期間の両方若しくは片方が変更となった場合
13. その他、本機関が変更を必要と判断した場合

解除事由

1. 監督官庁より業務停止等の処分を受けたとき
2. 支払停止もしくは支払不能の状態に陥ったとき、または不渡り処分を受けたとき
3. 第三者より差押、仮差押、仮処分、強制執行、その他これに準ずる処分を受けたとき
ただし、信用状況が極端に悪化したと認められる場合に限る
4. 信用資力に影響を及ぼす運営上の重要な変更があったとき
5. 資産状況が悪化して債務超過のおそれがあると認める相当な理由があるとき
6. 破産、民事再生、会社更生その他法的倒産手続の開始申し立てがなされたとき、またはその原因となる事由が生じたとき
7. 解散の決議をしたとき
8. その他、前各号のいずれかに準ずることが明らかとなったとき

第5章 契約の履行

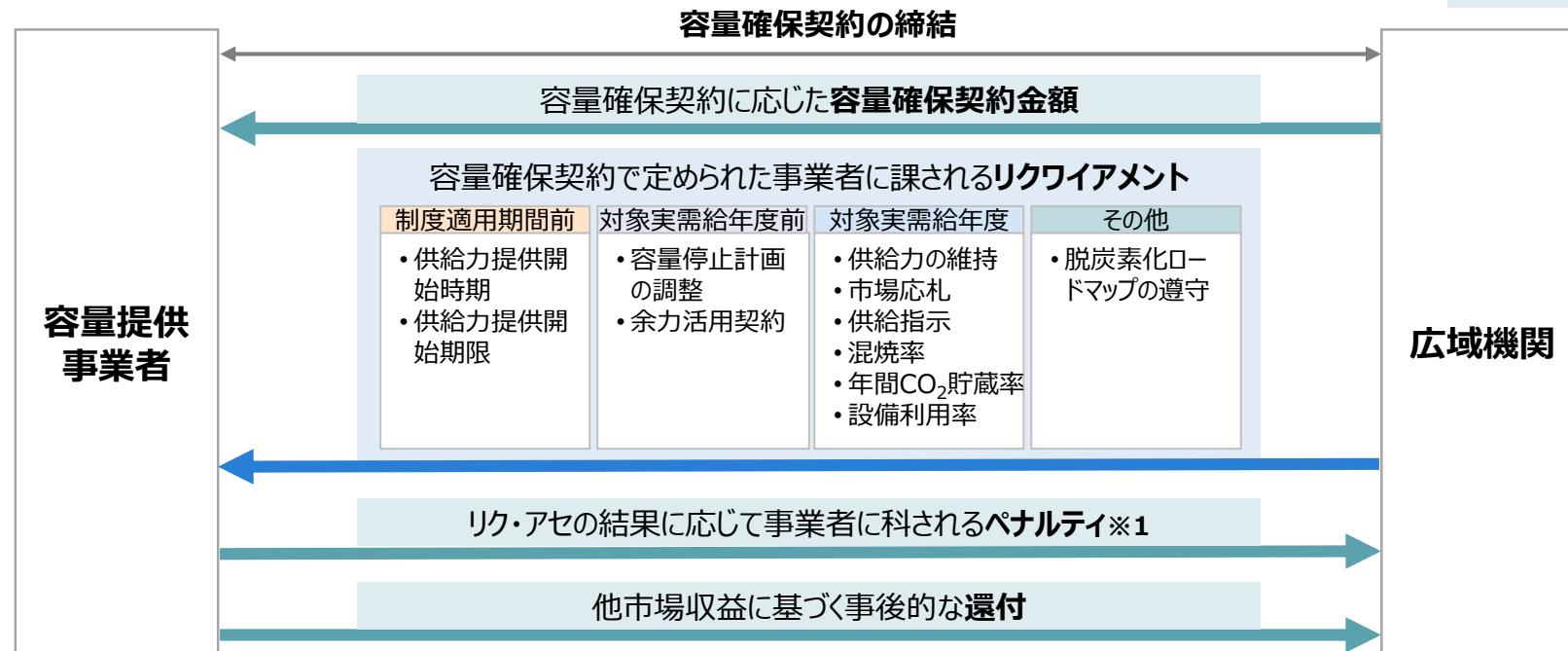
- ・ 契約の履行の概要
- ・ 本オークションにおける主な取引の流れ
- ・ リクワイアメント・アセスメント・ペナルティの全体像
- ・ リクワイアメント・アセスメント・ペナルティの各項目
- ・ 供給力の提供ができなくなった場合等（市場退出）の扱い
- ・ 容量確保契約金額の算定
- ・ 契約単価の調整
- ・ 物価・金利変動等への対応
- ・ 容量確保契約金額の支払
- ・ 他市場収益の還付
- ・ 再エネに対する事業規律の確保
- ・ 太陽光発電設備に対する廃棄等費用の積立
- ・ 容量提供事業者への請求・交付
- ・ 容量市場取引におけるインボイス制度対応の取扱い
- ・ インボイス制度への申請・登録のお願い

- 本機関は、容量確保契約に応じて容量確保契約金額を交付します。
- 容量提供事業者は、容量確保契約で定められたリクワイアメントを達成する義務があります。
- 本機関は容量提供事業者のリクワイアメント達成状況をアセスメント（評価）し、未達成状況に応じてペナルティを科します。
- 本機関は、リクワイアメント未達成で経済的ペナルティが発生した場合は容量提供事業者に請求します。
- 本機関は、他市場収益に基づき算定された事後的な還付額を、容量提供事業者に請求します。

〈リクワイアメントと取引の流れ〉

凡例：

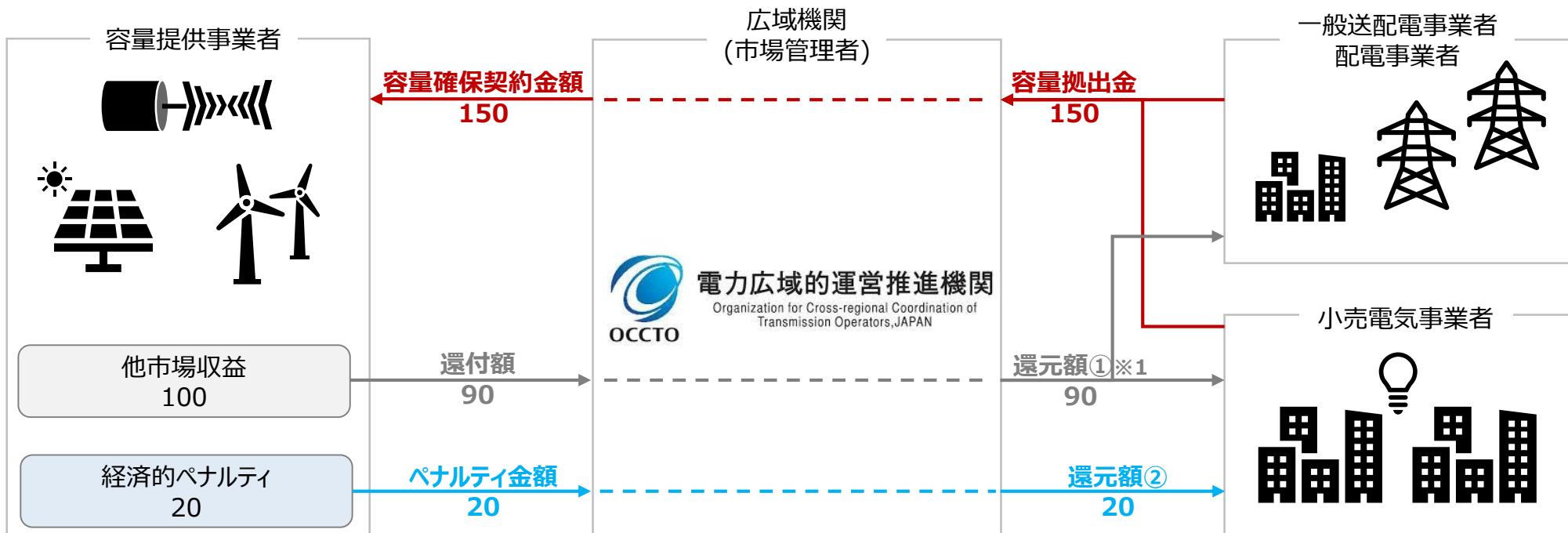
リクワイアメント
請求・交付



本オークションにおける主な取引の流れ

- 本機関は小売電気事業者等に容量拠出金を請求し、それを原資に容量提供事業者へ容量確保契約金額を支払います。
- 本機関は容量提供事業者からの他市場収益の還付額を小売電気事業者及び一般送配電事業者、配電事業者に、経済的ペナルティ金額を小売電気事業者に還元します。

容量確保契約金額を150、他市場収益を100、経済的ペナルティを20とした場合



第5章 契約の履行 リクワイアメント・アセスメント・ペナルティの全体像（1/2）

- 本機関は、容量提供事業者と本オーケションで落札された応札単位ごとの電源等について容量確保契約を締結し、供給力を提供するための義務（リクワイアメント）に基づき、リクワイアメント未達成の場合には、経済的ペナルティを科します。本オーケションでは、電源の新設・リプレース等及び改修に係る供給力の提供開始期限や、脱炭素電源に係る項目がメインオーケションから追加されます。

適用時期	リクワイアメント	青字：本オーケション特有 黒字：メインオーケションと共通	対象となる電源等区分	適用タイミング
制度適用期間前※1	供給力提供開始時期 供給力提供開始期限	容量提供事業者自身が電源等情報に登録した供給力提供開始時期（予定年度）を遵守すること 電源種ごとに設定された供給力提供開始期限までに供給力を提供開始すること	安定電源 変動電源	平常時 低予備率アセスメント対象コマ※3
対象実需給年度前※2	容量停止計画の調整	対象実需給年度の2年度前に、本機関又は属地一般送配電事業者が実施する容量停止計画の調整業務において、自らの容量停止計画の調整に応じること	○ ○	○ —
	余力活用契約の締結	安定電源のうち、調整機能を有するものについて、属地一般送配電事業者と余力活用に関する契約を締結していること。余力活用に関する契約は、アセスメント対象容量以上の契約容量とし、上げ調整力及び下げ調整力の両方を供出するものであること。運転継続時間が存在する場合、応札時に容量提供事業者が登録した運転継続時間以上とすること。なお、やむを得ない理由がある場合を除き、余力の提供において、上記の契約容量や運転継続時間を制限することは認めない。	— —	— —
対象実需給年度※2	供給力の維持	契約電源をアセスメント対象容量以上の供給力を提供できる状態を維持すること	○ ○	○ ○
	発電余力の卸電力取引所等への入れ	容量停止計画※4が提出されていない時間帯に小売電気事業者等が活用しない発電余力を卸電力取引所等に売り入れすること	○ —	○ ○
	電気の供給指示への対応	容量停止計画※4を提出していないコマにおいて、前日以降の需給バランス評価で低予備率アセスメント対象コマに該当すると判断された場合に、属地一般送配電事業者からの電気の供給指示に応じて、ゲートクローズ以降の発電余力を供給力として提供すること	○ —	— ○
	脱炭素燃料の混焼率の達成	脱炭素燃料を使用する電源（バイオマスの新設・リプレースを除く）は、契約容量に含まれる脱炭素燃料部分の容量における当該脱炭素燃料による年間の混焼率が、年間最低混焼率を達成すること	○ —	○ ○
	年間CO ₂ 貯蔵率の達成	既設火力をCCS付火力に改修する電源は、契約容量の発電に伴うCO ₂ 発生量に対するCO ₂ 貯蔵量の割合が、年間最低CO ₂ 貯蔵率を達成すること	○ —	○ ○
	年間設備利用率の達成	電源種別、発電方式に応じた年間の設備利用率を達成すること	— ○	○ ○
その他	脱炭素化ロードマップの遵守	脱炭素化に向けた追加投資をロードマップを遵守し実施すること 2050年度中にバイオマス燃料の専焼化が実現していること	○ ○	○ ○

※1 制度適用期間：供給力提供開始日が属する年度の翌年度から算定される容量確保契約金額を容量収入として得る期間

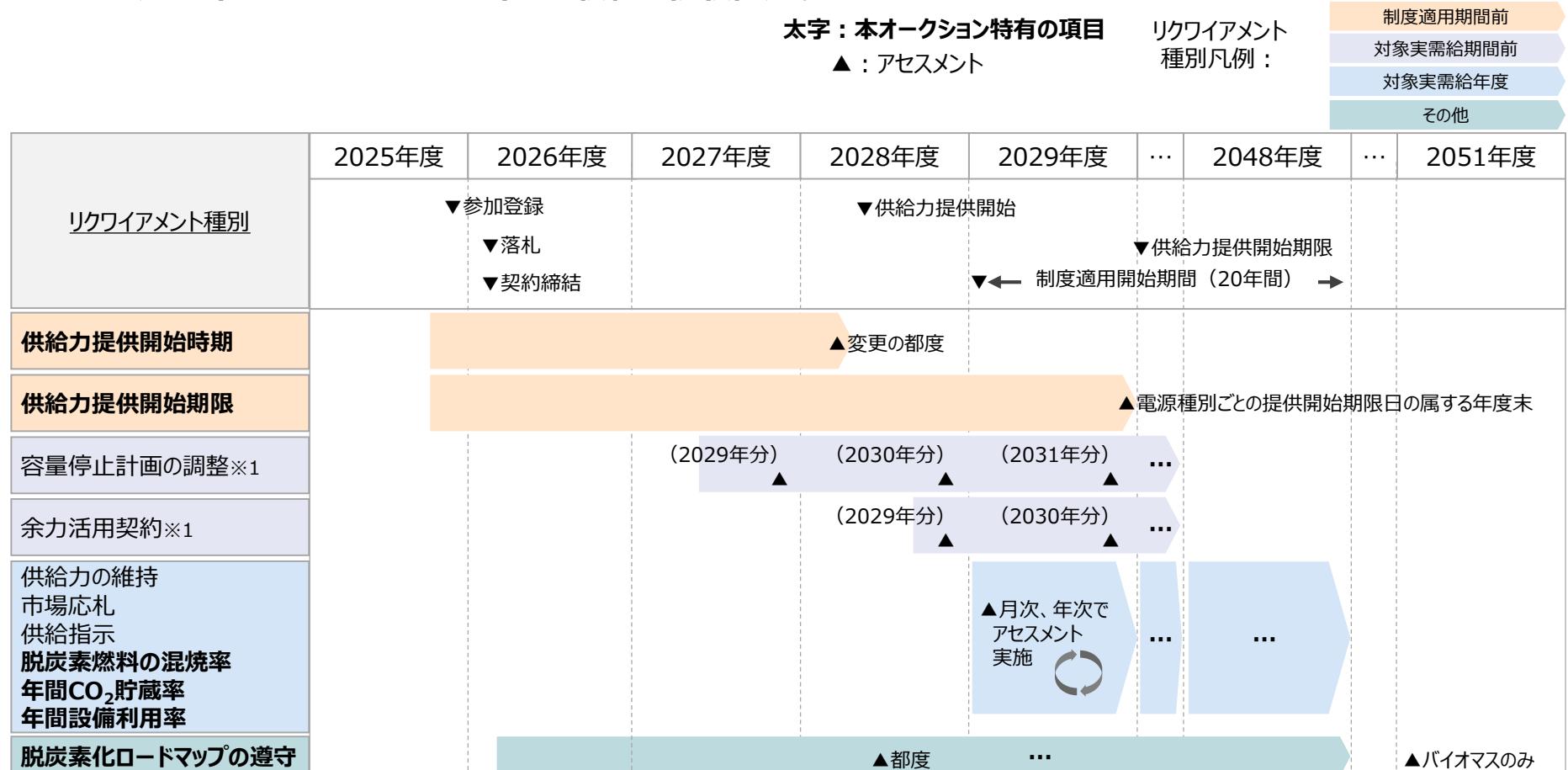
※2 対象実需給年度：制度適用期間のうちの特定の1年度（4月1日から翌年3月31日）

※3 前日以降の需給バランス評価によって広域予備率低下に伴う供給力提供の周知対象となったコマ

※4 出力抑制に伴う停止計画は除く

- 供給力提供開始の翌年度から制度適用期間となり、リクワイアメント種別ごとの適用時期はアセスメント実施時期によって、「制度適用期間前」、「対象実需給期間前」、「対象実需給年度」、「その他」の4つに分類されます。

<リクワイアメントのイメージ：2028年度に供給力提供開始する例>



- 例えば、安定電源（蓄電池、揚水、LDES以外）の場合、期待容量算定諸元一覧に記載いただいた「提供する各月の供給力」がアセスメント対象容量となります。
- アセスメント対象容量は月ごとに設定され、制度適用期間（原則20年）の全年度にわたって適用されます。

アセスメント対象容量の考え方

【期待容量算定諸元一覧 安定電源（蓄電池、揚水、LDES以外）の例】

項目	事業者入力												単位
電源等識別番号	0000000000												
容量を提供する電源等の区分	安定電源												
新設/リプレース等/既設火力の改修	新設												
電源種別	一般水力（貯水式・調整式）												
エリア名	北海道												
設備容量（送電端）	120,000												kW
本オークションに参加可能な設備容量（送電端）	120,000												kW
各月の供給力の最大値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	100,000	108,000	120,000	120,000	108,000	108,000	108,000	120,000	120,000	120,000	108,000	100,000	kW
期待容量	111,667												kW
提供する各月の供給力	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	100,000	105,000	103,000	102,000	102,000	103,000	105,000	105,000	107,000	108,000	108,000	100,000	kW
応札容量	105,000												kW
制度適用期間	20												年間

期待容量算定諸元一覧に記載いただいた「提供する各月の供給力」がアセスメント対象容量となります。

第5章 契約の履行

リクワイヤメント・アセスメント・ペナルティの各項目 (① 供給力提供開始時期の遵守)

対象の電源等区分	安定電源/変動電源	適用時期	制度適用期間前
リクワイヤメント概要	容量提供事業者自身が電源等情報に登録した供給力提供開始時期(予定年度)を遵守すること。		
アセスメント概要	供給力提供開始時期が含まれる年度の変更による、メインオークション及び追加オークションの供給曲線への影響の範囲を確認します。		
ペナルティ概要	供給力提供開始時期についてメインオークション又は追加オークションの供給曲線に影響を及ぼす変更を行った場合、変更のタイミングに応じてペナルティを科します。※1。 なお、影響を及ぼした対象実需給年度が複数ある場合、複数年度分の上記ペナルティを算定するものとします。		
ペナルティ算定式	<p>【①当該変更がメインオークションの供給曲線へ影響を及ぼした場合】 経済的ペナルティ = メインオークションの約定価格×2 × 契約容量×3 × ペナルティ (5%)</p> <p>【②当該変更が追加オークションの供給曲線へ影響を及ぼした場合】 経済的ペナルティ = メインオークションの約定価格×2 × 契約容量×3 × ペナルティ (10%)</p>		

供給力提供開始時期の変更による供給曲線への影響とペナルティの例

★ 供給力提供開始時期

▼供給力提供開始時期の変更

供給曲線策定状況	2027年度	2028年度	2029年度	2030年度	2031年度	2032年度	2033年度
	メインオークション 2023年度策定	2024年度策定	2025年度策定	2026年度策定	2027年度策定	策定前	策定前
追加オークション 2026年度策定	2027年度策定	策定前	策定前	策定前	策定前	策定前	策定前
ケースA 制度適用期間 変更前	★					制度適用期間	
						供給力の提供ができなくなった期間	
ケースA 制度適用期間 変更後						2030年度向け メインオークションの 供給曲線への影響により 算定式①(5%)を適用	
						2031年度向け メインオークションの 供給曲線への影響により 算定式①(5%)を適用	
ケースB 制度適用期間 変更前	★					制度適用期間	
						供給力の提供ができなくなった期間	
ケースB 制度適用期間 変更後						2028年度向け 追加オークションの 供給曲線への影響により 算定式②(10%)を適用	
						2029年度向け メインオークションの 供給曲線への影響により 算定式①(5%)を適用	
						メインオークションの 落札電源とみなす※5	

- 変更後の供給力提供開始時期を含む対象実需給年度向けのメインオークションの開催年度の4月1日以降である場合であって、当該変更がメインオークション若しくは追加オークションの供給曲線へ影響を及ぼした場合、メインオークションの落札電源とみなす
- 2030年度4月1日から供給力提供開始する前提で、2030年度メインオークションのエリアの約定単価、リクワイヤメント・アセスメント・ペナルティを適用する

※1 当該供給曲線に契約電源の供給力が見込まれていない場合はペナルティを科さないものとする

※2 供給曲線に影響を及ぼす年度のメインオークションにおける当該電源が立地するエリアの約定価格 (円/kW)

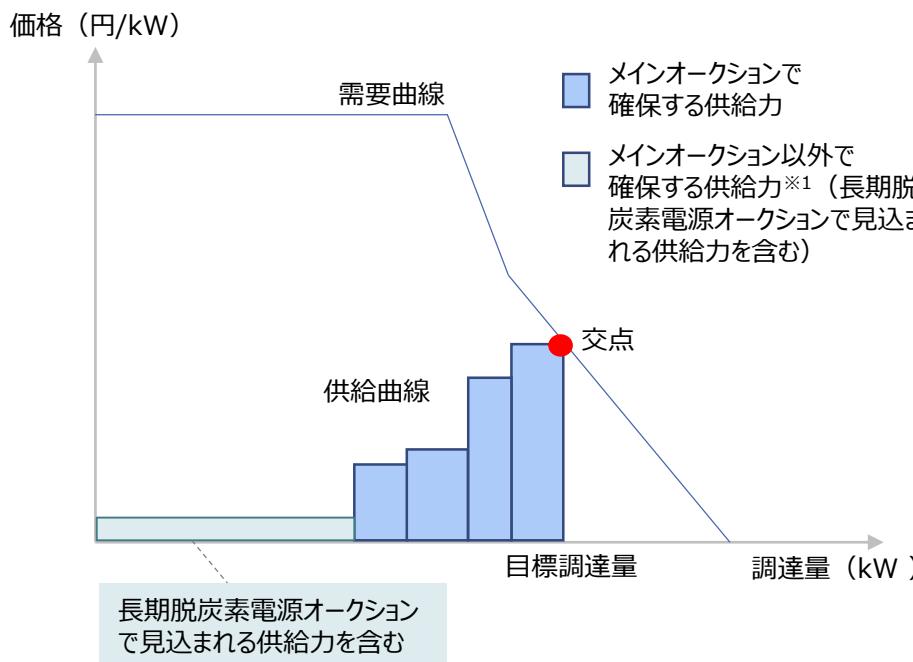
※3 電源差替を行った場合は、差替を行った容量を除く

※4 供給曲線に影響したすべての年度でペナルティを算定し、合計する

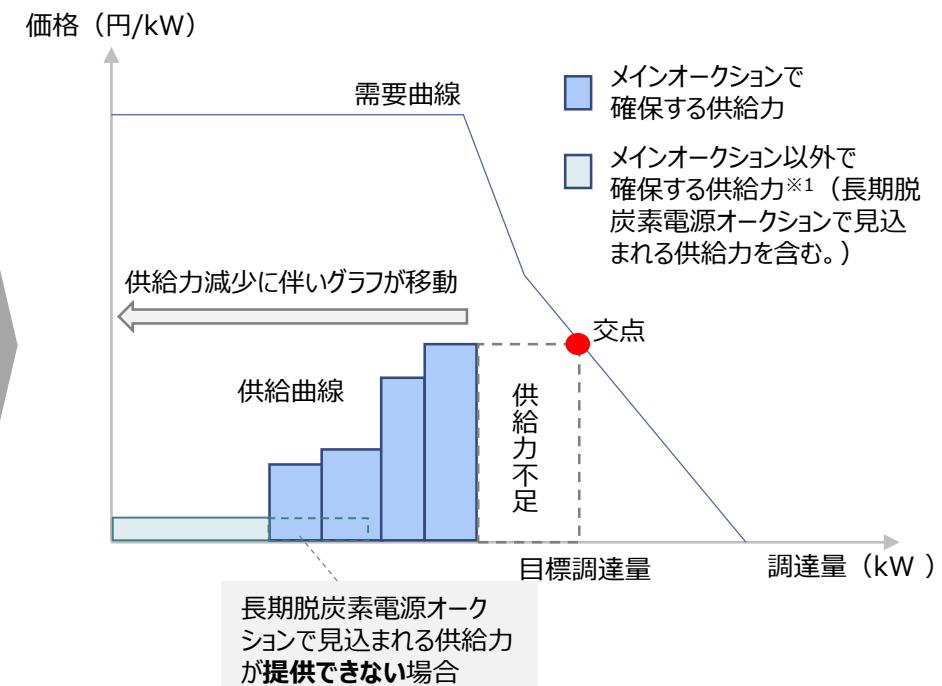
※5 メインオークションの供給曲線へ影響を及ぼした場合でも、算定式①と算定式②の経済的ペナルティは科さない

- 全国の需要曲線に対し、メインオークションにおける応札価格が低い順に電源等を並べ、供給曲線を作成します。
 - 供給曲線に織り込むメインオークション以外で確保する供給力には、当該実需給年度に本オークションで見込まれる供給力を含みます。
- 本オークションで見込まれる供給力が提供できなくなった場合、目標調達量に対し供給力が不足し、作成した供給曲線に影響を及ぼす可能性があります。

供給曲線作成のイメージ



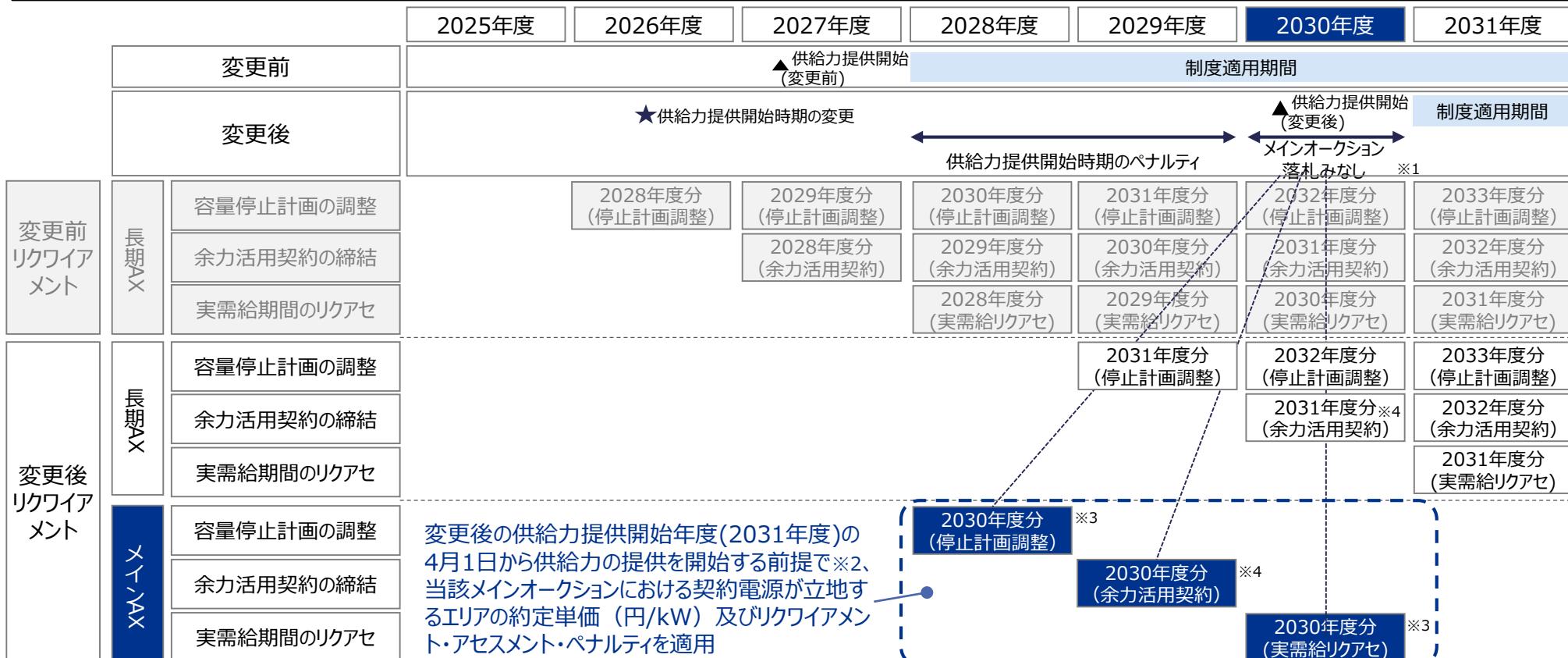
供給力減少に伴い供給曲線へ影響する際のイメージ



第5章 契約の履行

(参考) メインオーケション落札電源とみなされる場合の対象リクワイアメントと実施タイミング⁷³

- 「供給力提供開始時期の遵守」において、供給力提供開始時期の変更に伴い、メインオーケションの落札電源とみなすペナルティが科される場合には、変更後の供給力提供開始年度にメインオーケションのリクワイアメント・アセスメント・ペナルティが適用されます。
- 対象年度の実需給年度においてメインオーケション落札電源とみなすことから、メインオーケションの実需給期間前と実需給期間のリクワイアメントがそれぞれのアセスメント実施時期に応じて求められます。



※1 変更後の供給力提供開始年度は、他市場収益の還付の対象外となる

※2 当該年度は、4月分からメインオーケションの約定単価を適用した容量収入を得られるが、4月1日から供給力提供を開始は必須ではない。ただし、リクワイアメント未達成の場合はペナルティが科される

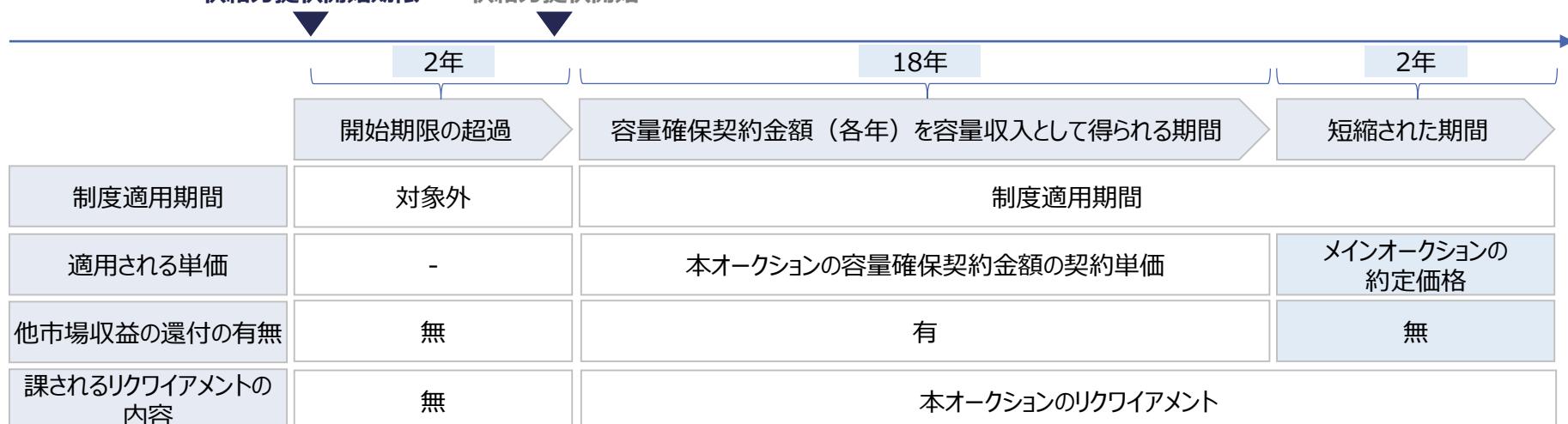
※3 当該年度における運転開始前の供給力を提供できない期間については計画停止としてみなし、出力停止分を容量停止計画として提出すること(「容量停止計画の調整」及び「供給力の維持」で提出する容量停止計画)

※4 当該年度において余力活用契約が未締結であっても、運転開始の時期などの合理的な理由がある場合はペナルティを免除する場合がある。ただし、制度適用期間開始までに余力活用契約の締結は必須となる

対象の電源等区分	安定電源/変動電源	適用時期	制度適用期間前
リクワイヤメント概要	電源種ごとに設定された供給力提供開始期限までに供給力の提供を開始すること。		
アセスメント概要	供給力提供開始日が電源種ごとに設定された供給力提供開始期限を超過していないことを確認します。		
ペナルティ概要	<p>電源種ごとに設定された供給力提供開始期限を超過した場合、超過した期間※1分、容量確保契約金額（各年）を容量収入として得られる期間を短縮します。</p> <p>第6条に基づき算定される容量確保契約金額（各年）を容量収入として得られる期間終了後の制度適用期間における容量確保契約金額（各年）の契約単価は、各対象実需給年度のメインオークションにおける当該電源が立地するエリアの約定価格とし、他市場収益の還付の対象外とします。</p> <p>なお、供給力提供開始期限を超過した場合も、制度適用期間は供給力を提供する義務が生じるため、制度適用期間中は本オークションにかかるリクワイヤメントの達成が求められます。</p>		
ペナルティ算定式	—		

供給力提供開始期限を超過した際に適用される単価、他市場収益の還付及びリクワイヤメントの扱い

供給力提供開始期限 供給力提供開始



- 電源種ごとに供給力提供開始期限が設定されています。なお、供給力提供開始期限※1の起算日※2は契約締結日とします。

電源種ごとの供給力提供開始期限

電源種	供給力提供開始期限
太陽光	5年（法・条例アセス済の場合：3年）後の日が属する年度の末日
風力、地熱	8年（法・条例アセス済の場合：4年）後の日が属する年度の末日
水力（揚水式を含む）	12年（法・条例アセス済の場合：8年）後の日が属する年度の末日 多目的ダム併設型についてはダム建設の遅れを別途考慮
バイオマス専焼、水素混焼のLNG、 水素専焼、アンモニア専焼、既設火力の改修（水素・アンモニア混焼・専焼、バイオマス専焼、CCS付火力）	11年（法・条例アセス済・不要の場合：7年）後の日が属する年度の末日
原子力	17年（法・条例アセス済の場合：12年）後の日が属する年度の末日
蓄電池、長期エネルギー貯蔵システム	4年後の日が属する年度の末日
LNG専焼火力	8年後の日が属する年度の末日

※1 海外の環境アセスメントも、法・条例アセスに含まれる

※2 価格差に着目した支援制度・拠点整備支援制度又はCCS事業への投資を促すための支援制度の全部又は一部の支援を前提に本オークションに参加する場合は、本オークションでの落札に伴う契約締結後、3年以内に前提とした全ての制度の適用を受けることが決定した日（3年を超える場合、本オークションでの落札に伴う契約締結日から起算して3年目の日）

対象の電源等区分	安定電源/変動電源	適用時期	対象実需給年度前
リクワイヤメント概要	対象実需給年度の2年度前に、本機関又は属地一般送配電事業者が実施する容量停止計画の調整業務において、第9条第1項に基づく自らの容量停止計画の調整に応じること※1。		
アセスメント概要	容量停止計画の調整を行った結果、容量停止計画の調整に応じられず、追加設備量を利用する月及び供給信頼度確保へ影響を与える月に、容量停止計画を予定している電源を調整不調電源とします。※2		
ペナルティ概要	調整不調電源の調整不調の結果として生じる供給力の不足量、及び調整不調となった日数に応じて、以下の減額を適用し、対象実需給年度の容量確保契約金額（各年）を減じます。※3		
ペナルティ算定式	$\text{減額} = \text{契約単価} \times \text{契約容量} \times \text{減額率 (A)} \times \text{調整不調日数 (B)}$ $(A) \text{減額率} = \text{追加設備量} \times \text{減額率 (A-1)} + \text{供給信頼度確保に影響を与える場合の減額率 (A-2)}$ $(A-1) \text{追加設備量を利用する場合の減額率} = 0.3\%/\text{日} \times (\text{追加設備量を利用する容量} \div \text{追加設備量を利用する容量} \div \text{停止対象容量})$ $(A-2) \text{供給信頼度確保に影響を与える場合の減額率} = 0.6\%/\text{日} \times (\text{供給信頼度確保に影響を与える容量} \div \text{停止対象容量})$ $(B) \text{調整不調日数} = \text{出力可能容量に関する補正率 (B-1)} \times 1\text{ヶ月の日数}$ $(B-1) \text{出力可能容量に関する補正率} = (1 - \text{出力可能容量} \div \text{応札単位のアセスメント対象容量})$		

容量停止計画の調整手順

- 容量停止計画の取りまとめ**
本機関は対象実需給年度の2年前に電源の容量停止計画を取りまとめます。
- 時期の調整依頼**
容量停止計画の調整が必要な場合、本機関又は一般送配電事業者は、調整が必要な時期に容量停止計画を予定している容量提供事業者時期の調整を依頼します。
- 調整不調電源の決定**
追加設備量を利用する場合及び供給信頼度確保へ影響を与える月に、容量停止計画の調整に応じられなかった電源を調整不調電源とします。

調整不調の日数の考え方

例：提出した計画停止期間の10月が供給信頼度の基準を満たしていない月であったため、作業期間の変更調整を行った結果、一部10月作業を回避できなかった場合

9月	10月
容量提供事業者が提出した計画停止期間	10/1～10/31 供給力信頼度の基準を満たしていない月のため作業期間の調整を依頼：10/1～10/31
容量提供事業者が調整し提出した計画停止期間	9/4～10/5 一部10月停止作業を回避できない場合調整不調の日数：10/1～10/5

※1 対象となる容量停止計画：電源等の維持・運営に必要な作業に伴い出力停止等する場合（「電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドライン」における発電設備の定期補修及び中間補修に該当するものに限る）、及び、流通設備作業等に伴い出力停止等する場合（高圧及び低圧等の流通設備作業は除く）、並びに、地元自治体との協定等の履行に伴い出力停止等する場合

※2 容量停止計画の調整ができなかった事由が合理的と認められる場合は、調整不調電源としない場合がある

※3 対象実需給年度2年前の容量停止計画の調整以降、容量停止計画を追加・変更した結果、供給信頼度確保に影響を与える場合には、「供給信頼度に影響を与える場合」の1.5倍したものを容量確保契約金額から減額する場合がある

※4 対象実需給年度の契約単価

※5 電源が一定の年間停止可能量を確保するために容量オーケションで追加的に確保する供給設備量

第5章 契約の履行

(参考) 容量停止計画の対象

- 容量停止計画の対象は電源等の維持・運営に必要な作業、流通設備の作業等、地方自治体との協定の履行に伴い出力停止する場合となります。
- 対象実需給年度の2年度前に提出する容量停止計画は、電源等の維持・運営に必要な作業に伴い出力停止等については「電力需給バランスに係る需要及び供給力計上ガイドライン」における発電設備の定期補修及び中間補修に該当するものです。
- 対象実需給年度に提出する容量停止計画は、事故による供給力の低下、日数が短く休日等の軽負荷時に実施される作業等を含む電源等の停止・出力低下も該当します。

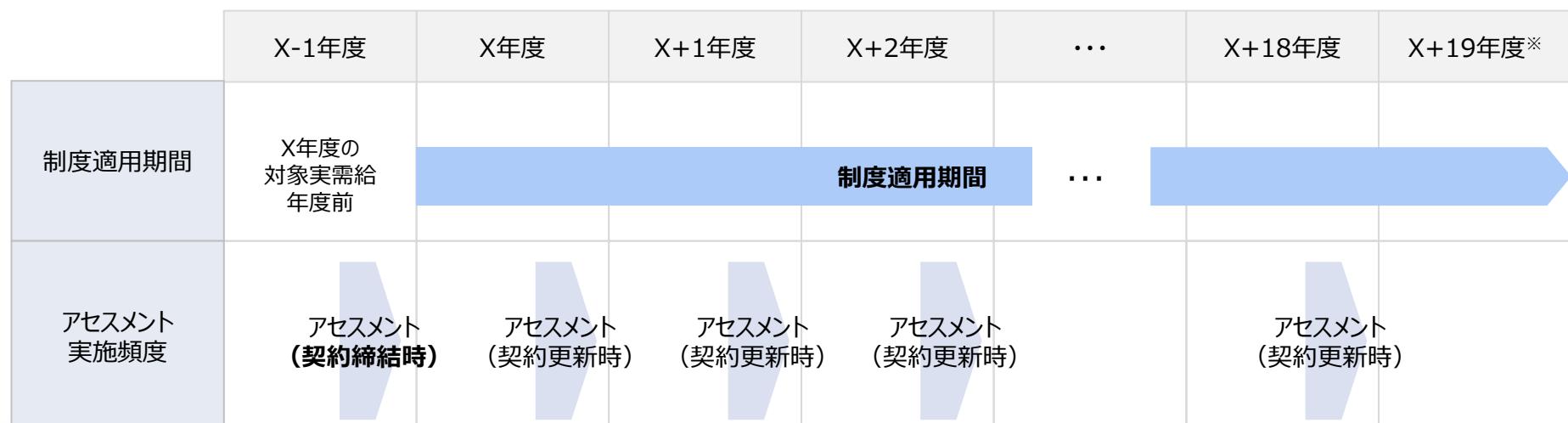
↔: 対象実需給年度2年度前時点で計画されている作業期間

→: 対象実需給年度中に発生した事故による供給力の低下、日数が短く休日等の軽負荷時に実施される作業等の期間

		対象実需給年度の容量停止計画（例）																	
容量停止計画の対象※1	提出時期	4月	5月	6月	7月	8月	9月							10月	11月	12月	1月	2月	3月
		1日	…	13日	14日	15日	16日	17日	…	30日	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
電源等の維持・運営に必要な作業に伴う出力停止等※2	対象実需給年度2年度前	↔																	
	対象実需給年度中	↔					↔	↔											
流通設備作業等に伴う出力停止等 ※高压及び低压等の流通設備作業は除く	対象実需給年度2年度前										↔								
	対象実需給年度中	↔						↔			↔								
地元自治体との協定等の履行に伴う出力停止等	対象実需給年度2年度前													↔					
	対象実需給年度中	↔												↔					

対象の電源等区分	安定電源（調整機能を有するもの）	適用時期	対象実需給年度前
リクワイヤメント概要	安定電源のうち、調整機能を有するものについて、属地一般送配電事業者と余力活用に関する契約を締結していること。余力活用に関する契約は、アセスメント対象容量以上の契約容量とし、上げ調整力及び下げ調整力の両方を供出するものであること。運転継続時間が存在する場合、応札時に容量提供事業者が登録した運転継続時間以上とすること。なお、やむを得ない理由がある場合を除き、余力の提供において、上記の契約容量や運転継続時間を制限することは認めない。		
アセスメント概要	調整機能を有する契約電源について、属地一般送配電事業者と第16条第1項(2)に定める余力活用に関する契約を締結しているかを確認します。		
ペナルティ概要	調整機能を有する契約電源について、属地一般送配電事業者と第16条第1項(2)に定める余力活用に関する契約を締結しない、又は制度適用期間において当該契約を解約した場合、当該契約電源の契約容量の全てを第11条に示す市場退出とし、第12条に示す市場退出時の経済的ペナルティを科します。なお、やむを得ない事由があると本機関が認めた場合、当該電源等情報の調整機能を無に変更したうえで、本号のペナルティを科さない場合があります。		
ペナルティ算定式	－		

アセスメント実施頻度およびリクワイヤメント未達成の扱い



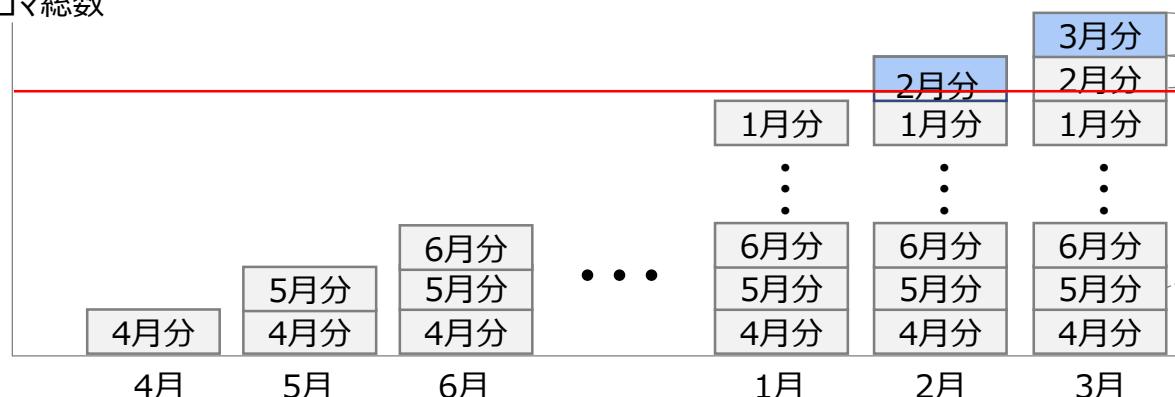
対象の電源等区分	安定電源/変動電源	適用時期	対象実需給年度
リクワイアメント概要	対象実需給年度において、契約電源をアセスメント対象容量以上の供給力を提供できる状態を維持すること。 ただし、第9条第1項に基づく容量停止計画※1を提出する場合は、8,640コマ（180日相当）を上限に、契約電源の停止又はアセスメント対象容量以下の出力を認めるものとします。		
アセスメント概要	年間停止コマ相当数により、供給力を提供できる状態をどの程度まで維持していたかを確認します。		
ペナルティ概要	年間停止コマ相当数に応じて、経済的ペナルティを科します。		
ペナルティ算定式	$\text{経済的ペナルティ (円)} = \frac{\text{容量確保}}{\text{契約金額 (円)}} \times (\text{年間停止コマ相当数} - 8,640) \times 0.0125 (\%)$		

経済的ペナルティの対象となるコマ数のイメージ

【凡例】

- 経済的ペナルティの対象となるリクワイアメント未達成コマ
- 経済的ペナルティの対象とならないリクワイアメント未達成コマ

リクワイアメント未達成コマ総数

8,640
コマ

3月分ペナルティ

既精算分

- 1コマあたりのリクワイアメント未達成コマの算定方法
 - 計画停止コマの場合
(アセスメント対象容量 - 提供する供給力の最大値) ÷ アセスメント対象容量
 - 計画外停止コマの場合
(アセスメント対象容量 - 提供する供給力の最大値) ÷ アセスメント対象容量 × 5

※1 1コマ=30分 (48コマ/日)

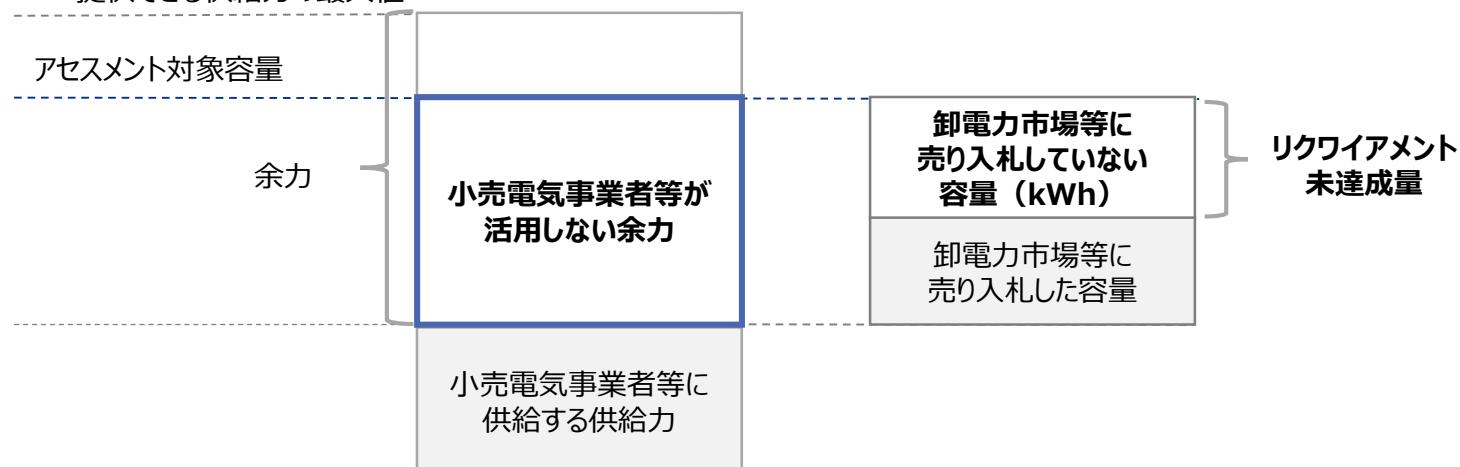
※2 容量停止計画の対象：電源等の維持・運営に必要な作業に伴い出力停止等する場合、及び、流通設備作業等に伴い出力停止等する場合（高圧及び低圧等の流通設備作業は除く）、並びに、地元自治体との協定等の履行に伴い出力停止等する場合

※3 容量停止計画が計画的に提出されていない場合、リクワイアメント未達成コマに5を乗じる場合がある

対象の電源等区分	安定電源	適用時期	対象実需給年度
リクワイアメント概要	対象実需給年度において、容量停止計画※1が提出されていない時間帯に小売電気事業者等が活用しない発電余力を卸電力取引所等に売り入札すること※2。		
アセスメント概要	容量停止計画が提出されていない時間帯に、小売電気事業者等が活用しない発電余力を全て卸電力取引所等に売り入札しているか確認します。		
ペナルティ概要	前日以降の需給バランス評価で低予備率アセスメント対象コマに該当すると判断された場合に、卸電力取引所等に売り入札していない小売電気事業者等が活用しない発電余力に対して、経済的ペナルティを科します。		
ペナルティ算定式	$\text{経済的ペナルティ (円)} = \frac{\text{リクワイアメント}}{\text{未達成量 (kWh)}} \times \frac{\text{容量確保契約金額 (円)}}{\text{容量確保契約容量(kW)} \times \text{1年間で低予備率アセスメント対象コマに該当すると想定される時間(h)}} \times 3$		

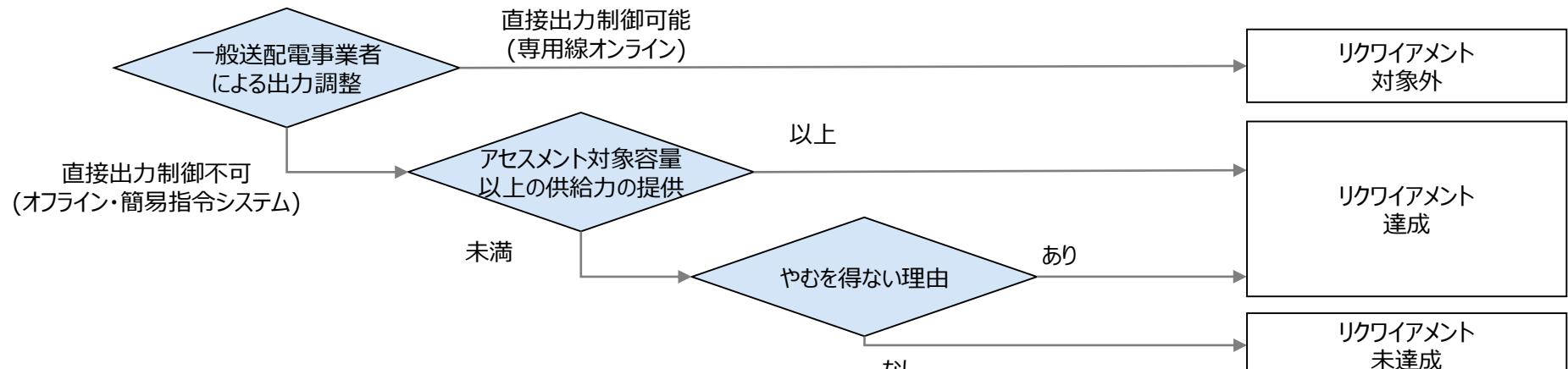
小売電気事業者等が活用しない余力及びリクワイアメント未達成量の考え方

提供できる供給力の最大値



対象の電源等区分	安定電源	適用時期	対象実需給年度
リクワイアメント概要	対象実需給年度の容量停止計画※1を提出していないコマにおいて、前日以降の需給バランス評価で低予備率アセスメント対象コマに該当すると判断された場合に、属地一般送配電事業者からの電気の供給指示に応じて、ゲートクローズ以降の発電余力を供給力として提供すること。		
アセスメント概要	<p>前日以降の需給バランス評価で低予備率アセスメント対象コマに該当すると判断され、かつ、属地一般送配電事業者からの電気の供給指示があった場合に、対応状況を確認します。</p> <p>アセスメント対象容量から発電量調整受電電力量を差し引いた値が正となる場合※2、原則として、この値をリクワイアメント未達成量※3と判断します。</p> <p>・リクワイアメント未達成量 = アセスメント対象容量 – 発電量調整受電電力量</p>		
ペナルティ概要	属地一般送配電事業者から電気の供給指示があった際に、その指示に応じた電気を供給していないと本機関が判断した場合、リクワイアメント未達成量に対して、経済的ペナルティを科します。		
ペナルティ算定式	経済的ペナルティ (円) = $\frac{\text{リクワイアメント未達成量 (kWh)} \times \text{容量確保契約金額 (円)}}{\text{容量確保契約容量(kW)} \times \text{1年間で低予備率アセスメント対象コマに該当すると想定される時間(h)} \times 4}$		

リクワイアメント達成/未達成の考え方



※1 一般送配電事業者との間で給電申合書等が締結されていない場合、属地一般送配電事業者と専用線オンラインで接続され、かつ、直接的に出力を制御できる電源の場合及びその他、やむを得ない理由があり、本機関が合理的と認めた場合はこの限りではない

※2 負値となる場合は零とする

※3 出力抑制に伴う容量停止計画が提出されている時間帯は提供する供給力の最大値とする

※4 具体的な数字は対象実需給年度のメインオークションの募集要綱を参照

- 本オークションの目的である安定供給上のリスク抑制にあたり、契約電源による供給力の供出を義務付けていることを踏まえ、対象実需給年度に向けたリクワイアメント・アセスメント・ペナルティを設定しております。

リクワイアメントとペナルティの関係性

R:【容量停止計画の調整】

容量停止計画を提出の上、自らの容量停止計画の調整に応じること

P: 調整不調日数に応じた容量確保契約金額の減額

R:【供給力の維持】

アセスメント対象容量以上の供給力を提供できる状態を維持すること(容量停止計画を提出する場合は8,640コマを上限に出力抑制を認める)

P: 8,640コマを超過した停止コマ相当数※1に応じた経済的ペナルティ

R:【発電余力の卸電力取引所等への入札】

容量停止計画が提出されていない時間帯に、発電余力を卸電力取引所等に売り入札すること

P: 低予備率アセスメント対象コマにおけるリクワイアメント未達成量に応じた経済的ペナルティ

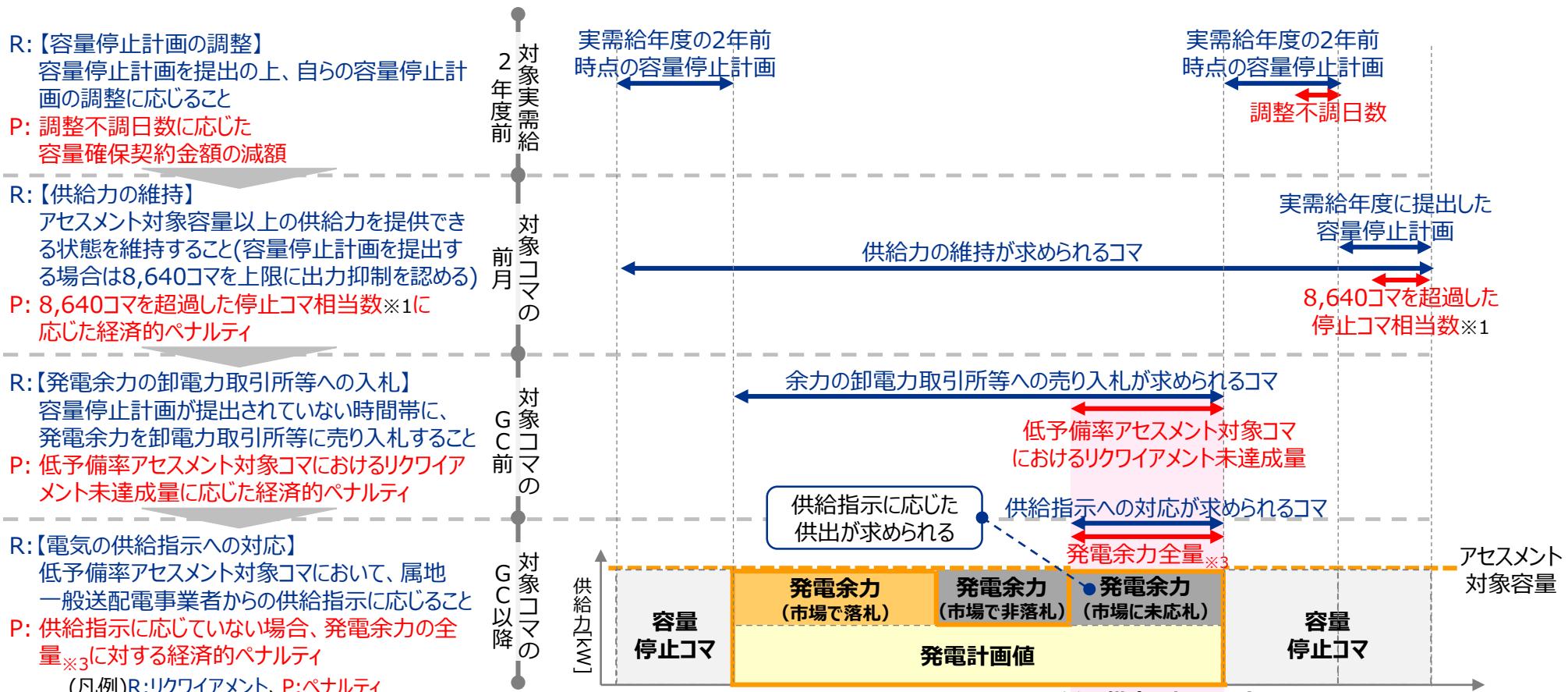
R:【電気の供給指示への対応】

低予備率アセスメント対象コマにおいて、属地一般送配電事業者からの供給指示に応じること

P: 供給指示に応じていない場合、発電余力の全量※3に対する経済的ペナルティ

(凡例)R:リクワイアメント、P:ペナルティ

供給力供出とコマごとのリクワイアメント・ペナルティの関係イメージ



※1 容量停止計画の提出タイミングおよび広域予備率によるペナルティ倍率を設定している

※2 蓄電池・揚水式水力・LDESは、各月の発電可能時間[h/日]×2[コマ/h]×365[日/年]を分母として扱う

※3 リクワイアメント未達成量はアセスメント対象容量と発電量調整受電電力量の差分となります

対象の電源等区分	安定電源（脱炭素燃料を使用する電源）	適用時期	対象実需給年度
リクワイヤメント概要	脱炭素燃料※1を使用する電源（バイオマスの新設・リプレースを除く）は、契約容量に含まれる脱炭素燃料部分※2の容量における当該脱炭素燃料による年間の混焼率が、年間最低混焼率を達成すること。年間最低混焼率は年間設備利用率※3に応じて算定します。なお、バイオマス専焼電源（新設・リプレースを除く）については、年間設備利用率によらず年間最低混焼率70%を求めます。		
アセスメント概要	脱炭素燃料を使用する電源（バイオマスの新設・リプレース除く）の混焼率が第19条第1号(4)に定める基準以上であることを確認します。 混焼率 = $\frac{\text{契約容量に含まれる脱炭素燃料部分の容量における脱炭素燃料から生じた熱量(A)} \times 100}{\text{契約容量に含まれる脱炭素燃料部分の容量における全燃料から生じた熱量合計(B)}}$		
ペナルティ概要	脱炭素燃料を使用する電源（バイオマスの新設・リプレース除く）の混焼率が第19条第1号(4)に定める基準未満の場合、達成度合いに応じて経済的ペナルティを科します。バイオマス専焼電源（新設・リプレースを除く）については、年間設備利用率によらず年間設備利用率が40%以下として扱います。なお、合理的な理由なく、継続的に混焼率が著しく低くなる場合には、重大な違反行為とし、第33条第3項に示す契約の解除とします。		
ペナルティ算定式	年間設備利用率と当該脱炭素燃料による混焼率の結果年間に応じて、以下の算定式を適用します。 ①経済的ペナルティ = 容量確保契約金額 × ペナルティ（10%） ②経済的ペナルティ = 容量確保契約金額 × ペナルティ（20%）		

脱炭素燃料使用の電源における混焼率及びペナルティ算定の考え方（新設・リプレース電源（混焼率50%）の場合のイメージ）



※1 バイオマス、アンモニア、水素

※2 高位発熱量ベースで脱炭素燃料を定格出力で90%以上を混焼して発電する火力電源が、本オーケションにおいて専焼の火力電源として契約している場合は、実際の混焼率によらず専焼として扱い、化石燃料部分を含む

※3 年間設備利用率 = 年間発電電力量（送電端） / （設備容量（送電端） × 暦時間数）

- 脱炭素化に向けた追加投資などにより容量オークションにおける契約容量が複数存在する電源については、電源全体の実績に対して契約容量_{※1}で按分の上、契約容量_{※1}に応じた実績をもとにアセスメントを行います。
- 電源全体の実績に対して契約容量_{※1}で按分するアセスメント実施方法は、対象実需給年度のリクワイアメントに加え、対象実需給年度前のリクワイアメントである容量停止計画の調整についても適用されます。

1電源に複数の契約容量を持つ電源のイメージ

追加投資前(1回目応札)

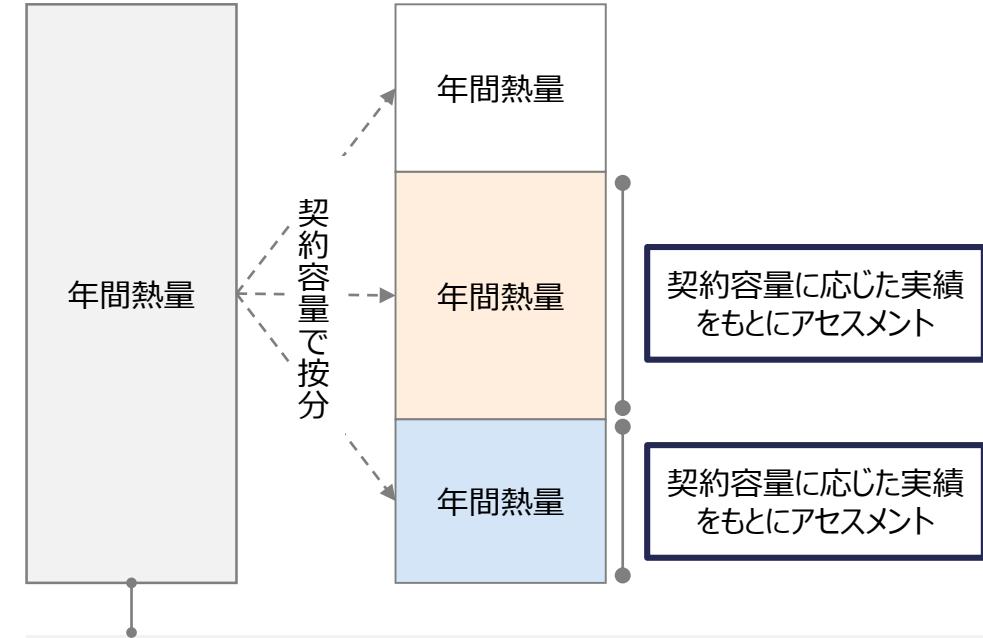


追加投資後(2回目応札)



追加投資後におけるアセスメント実施方法のうち契約容量での按分方法

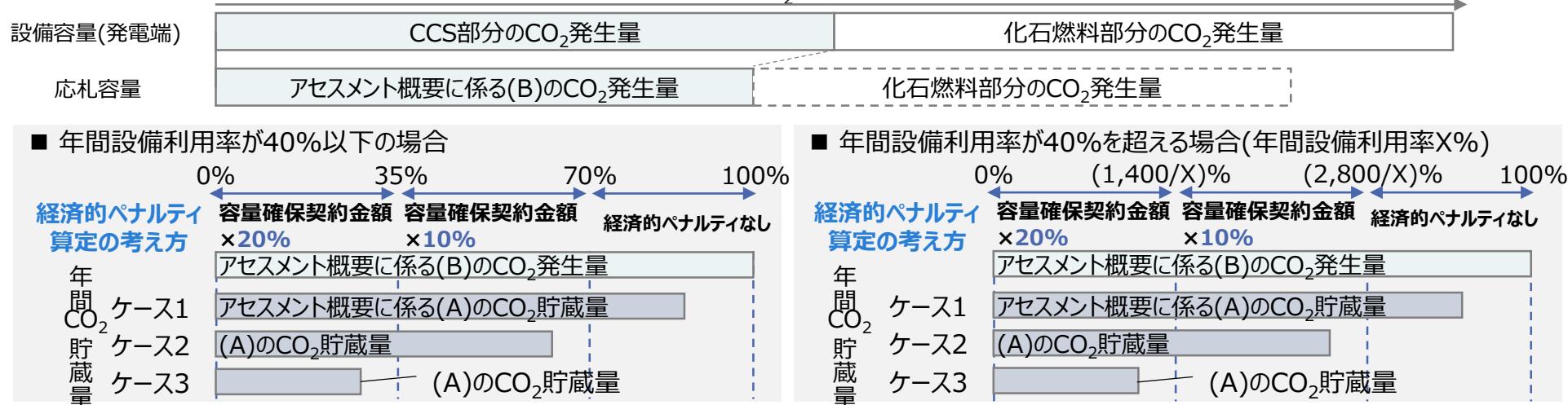
電源全体の実績



※1 リクワイアメントによっては、契約容量ではなくアセスメント対象容量で按分する

対象の電源等区分	安定電源 (CCS付火力)	適用時期	対象実需給年度
リクワイヤメント概要	既設火力を CCS 付火力に改修する電源は、契約容量の発電に伴うCO ₂ 発生量※1に対するCO ₂ 貯蔵量※2の割合（以下「年間 CO ₂ 貯蔵率」）が、年間最低CO ₂ 貯蔵率を達成すること。なお、年間最低CO ₂ 貯蔵率は年間設備利用率※3に応じて算定します。		
アセスメント概要	既設火力をCCS付火力に改修する電源の年間CO ₂ 貯蔵率が第19条第1号(5)に定める基準以上であることを確認します。		
アセスメント概要	$\text{年間CO}_2\text{貯蔵率} = \frac{\text{契約容量におけるCO}_2\text{貯蔵量(A)}}{\text{契約容量の発電に伴うCO}_2\text{発生量(B)}} \times 100$		
ペナルティ概要	既設火力をCCS付火力に改修する電源の年間CO ₂ 貯蔵率が第19条第1号(5)に定める基準未満の場合、年間設備利用率と達成度合いに応じて経済的ペナルティを科します。なお、合理的な理由なく、継続的に年間CO ₂ 貯蔵率が著しく低くなる場合には、重大な違反行為とし、第33条第3項に示す契約の解除とします。		
ペナルティ算定式	年間設備利用率と年間CO ₂ 貯蔵率の結果に応じて、以下の算定式を適用します。 ①経済的ペナルティ = 容量確保契約金額 × ペナルティ (10%) ②経済的ペナルティ = 容量確保契約金額 × ペナルティ (20%)		

CCS付火力におけるCO₂貯蔵率およびペナルティ算定の考え方 (CO₂回収率50%) の場合のイメージ)
CO₂回収率50%



※1 電気のエネルギー源としての化石燃料の利用に伴って発生するCO₂に限る。所内率分の発電に伴って発生するCO₂や、CO₂の分離回収に使用する蒸気を発生させるためのCO₂発生量は含まない。

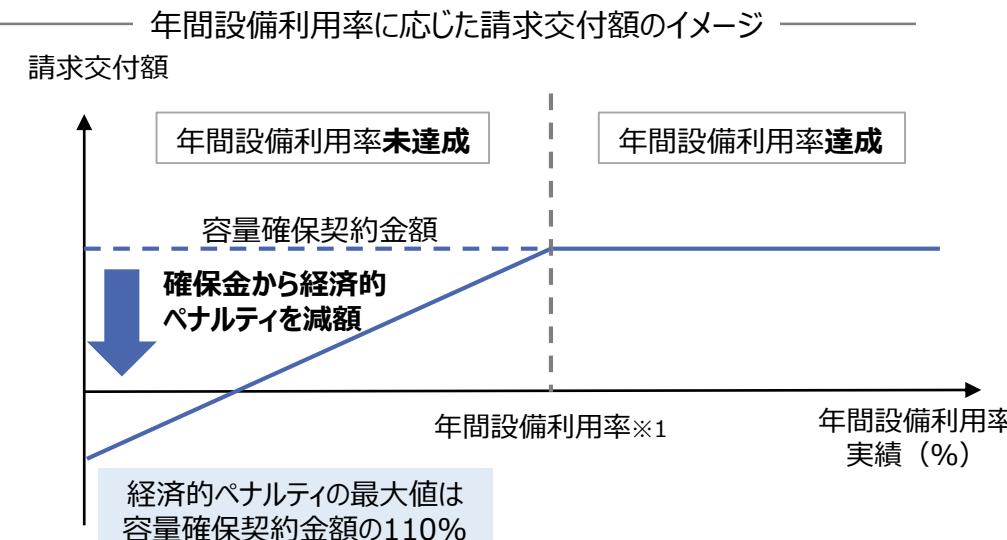
※2 CO₂の分離回収に使用する蒸気を発生させるために排出するCO₂も分離回収の対象となり、貯蔵量に含まれる場合には、その分の貯蔵量は除く。

※3 年間設備利用率 = 年間発電電力量 (送電端) / (設備容量 (送電端) × 暦時間数)

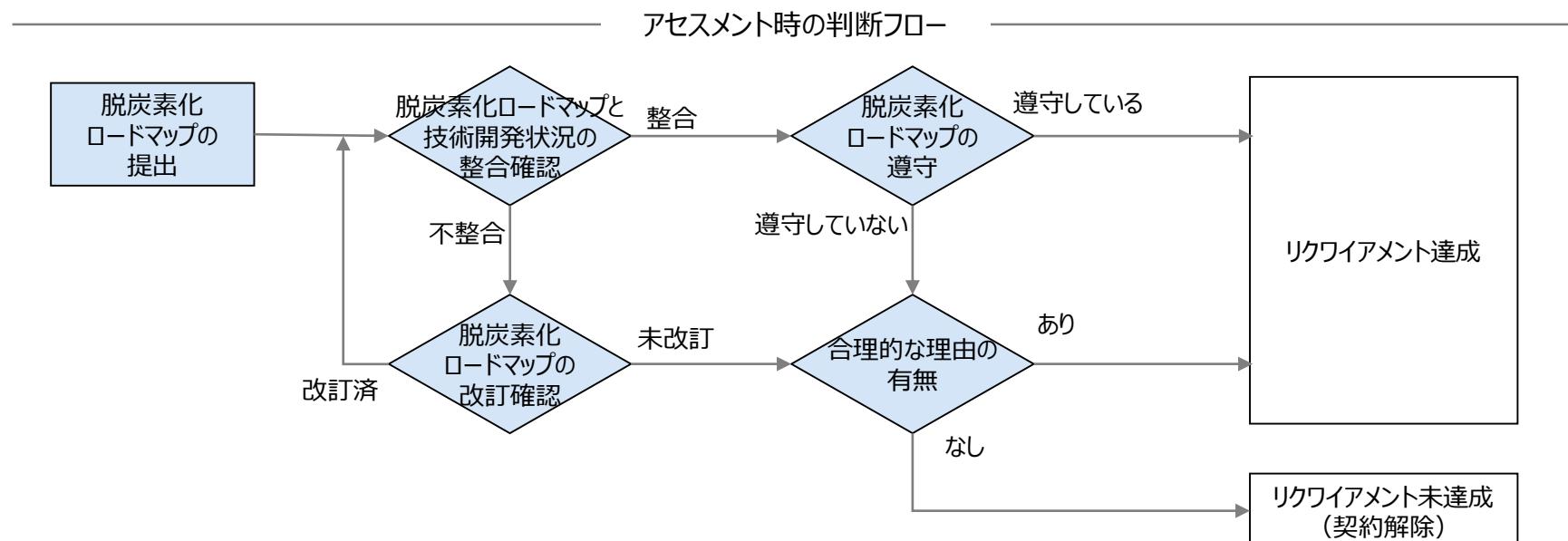
対象の電源等区分	変動電源	適用時期	対象実需給年度
リクワイヤメント概要	電源種別、発電方式に応じた年間の設備利用率を達成すること。		
アセスメント概要	<p>対象実需給年度の年間設備利用率実績が、第19条第2号(2)に定める年間設備利用率以上であることを確認します。</p> <p>年間設備利用率 = $\frac{\text{年間発電電力量 (送電端)}}{\text{設備容量 (送電端)} \times \text{暦時間数 (24時間} \times 365\text{日})}$</p>		
ペナルティ概要	電源種別、発電方式に応じた年間の設備利用率未満の場合、経済的ペナルティを科します。		
ペナルティ算定式	$\text{経済的ペナルティ} = \text{容量確保契約金額} \times \left[1.1 \times \left[1 - \frac{\text{年間設備利用率実績}}{\text{年間の設備利用率} \times 2} \right] \times 2 \right]$		

電源種別、発電方式に応じた年間の設備利用率
(応札年度：2025年度)

電源種	年間の設備利用率
太陽光	18.3%
陸上風力	29.1%
洋上風力	39.3%
流込式水力	44.8%



対象の電源等区分	安定電源(火力電源)	適用時期	その他(適宜)
リクワイヤメント概要	LNG 専焼火力の新設・リプレース、水素専焼火力（グレー水素に限る）・アンモニア専焼（グレーアンモニアに限る）の新設・リプレース・既設改修、アンモニア・水素混焼のための新設・リプレース・既設改修※1、既設火力をバイオマス専焼にするための改修及び既設火力を CCS 付火力にするための改修については、本機関が別途定める様式に従い、脱炭素化に向けたロードマップ※2※3を作成し、必要に応じて改訂し、その内容を遵守すること。		
アセスメント概要※4	必要に応じてロードマップを改訂し、その内容を遵守していることを確認します。必要な改訂を行っていない場合や、脱炭素化に向けた追加投資を行っていない場合は、合理的な理由の有無を確認します。		
ペナルティ概要	合理的な理由なくロードマップを改訂していない場合、又はその内容を遵守していない場合は、契約を解除することができるものとします。		
ペナルティ算定式	-		



※1 アンモニア・水素混焼を前提とした LNG 火力の新設・リプレース、又は既設の石炭火力・LNG 火力をアンモニア・水素混焼にするための改修

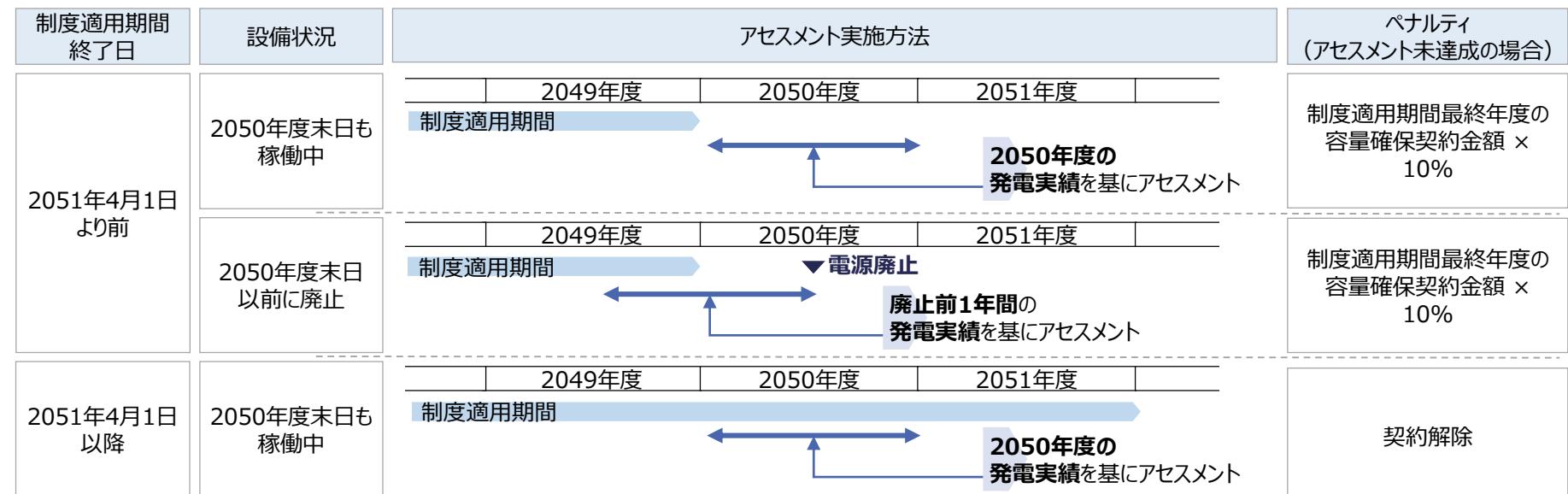
※2 LNG専焼火力のための新設・リプレースについては、2050 年カーボンニュートラルとの関係性を考慮し、供給力提供開始日から10年後までの間に、脱炭素化に向けた対応（改修のための本オーケションへの応札等）を開始する旨の記載を求める

※3 脱炭素化（水素・アンモニアの混焼電源は水素・アンモニアの専焼化等。グレー水素又はグレーアンモニアを使用する電源は、ブルー水素若しくはブルーアンモニア又はグリーン水素若しくはグリーンアンモニアへの燃料転換）への道筋を示すこと。既設火力をバイオマス専焼にするための改修については、2050年度までにバイオマス燃料の専焼化を実現すること

※4 資源エネルギー庁 電力基盤整備課が審査する

対象の電源等区分	安定電源(既設バイオマス専焼火力電源)	適用時期	その他(適宜)
リクワイヤメント概要	既設火力をバイオマス専焼にするための改修については、2050年度までにバイオマス燃料の専焼化を実現すること。		
アセスメント概要	2050年度における発電実績をもとにバイオマス燃料の専焼化が完了していることを確認します。2050年度末日より前に契約電源を設備廃止する場合は、廃止前1年間の発電実績をもとに専焼化が完了していることを確認します。		
ペナルティ概要	2050年度中（同年度末日までに契約電源の設備を廃止する場合は当該廃止前の1年間）にバイオマス燃料の専焼化が実現していない場合、以下状況に応じた対応をします。		
ペナルティ算定式	<p>【2051年4月1日までに制度適用期間が終了している場合】参入ペナルティとともに、以下の経済的ペナルティを科す 経済的ペナルティ = 制度適用期間最終年度の容量確保契約金額 × ペナルティ (10%)</p> <p>【2051年4月1日までに制度適用期間が終了していない場合】</p> <p>契約解除</p>		

脱炭素化ロードマップの遵守（既設火力をバイオマス専焼にするための改修）にかかるアセスメントとペナルティ判定



供給力の提供ができなくなった場合等（市場退出）の扱い

- 容量オークションでは予定していた供給力の提供ができなくなった等により容量確保契約容量を減少する必要が生じた場合、容量確保契約の変更あるいは解約が必要となり、これを市場退出と呼びます。
- 本オークションで落札された電源については、原則市場退出は認められません。ただし、本オークションの容量確保契約約款第11条に記載がある場合に限り、認められます。
- 本オークションで落札された電源が市場退出する場合、退出容量に応じて当該容量提供事業者に対して経済的ペナルティを算定します。
- 科される経済的ペナルティは容量確保契約金額に基づく当該年度単年の契約単価により算定します。

ペナルティ算定式

$$\text{経済的ペナルティ (円)} = \text{退出容量 (kW)} \times \text{契約単価 (円/kW)} \times 10\%$$

契約単価の要件

- 当該年度単年の容量確保契約金額を、契約容量で除したもの
- 経済的ペナルティ算定時点の契約単価とする
- 物価・金利変動等への対応（P99-103）に従い補正する

※ 制度適用期間前に市場退出する場合は、市場退出決定年度前年の消費者物価指数（コアCPI、年平均値）と応札年度前年の消費者物価指数（コアCPI、年平均値）を用いる

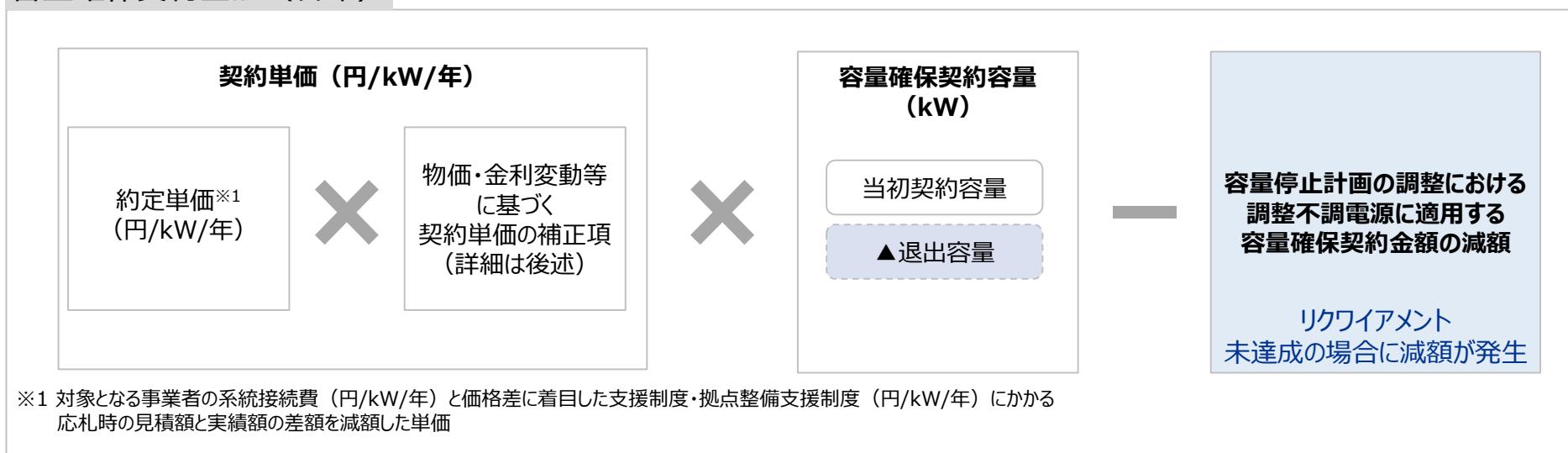
- 年度ごとに電源等差替を行うことができるのは、以下の場合に限ります。
 - 供給力提供開始時期が遅れ、制度適用期間前のアセスメント結果にもとづきペナルティが科される場合
 - 本オークションで落札した既設火力のアンモニア・水素混焼にするための改修が、水素又はアンモニアの専焼化のための建て替えの追加投資を行う場合で、当該追加投資に係る本オークション落札後4年後※1の年度末までの間ににおいて、供給力の提供ができない場合
- 電源等差替を行っている期間は、差替えた電源について、当該電源のメインオークションにおける電源等区分に応じ、対象実需給年度のメインオークションにおいて求められるリクワイアメント・アセスメント・ペナルティを適用の上、容量提供事業者に対して交付される容量確保契約金額（各年）は以下のように算定します。
 - 容量確保契約金額 = 対象実需給年度のメインオークションにおける差替えた電源が立地するエリアの約定価格 × 差替容量
- 電源等差替を行っている期間は、制度適用期間には含めないものとします。

マイルストーン		X年度 供給力 提供開始時期 (元々の予定)	X+1年度	X+2年度	X+3年度	…	X+12年度	…	X+16年度	…	X+20年度	…		
制度適用 期間	本オークションにおける 電源等差替可能期間	建て替え前 電源	建て替え後電源の契約期間（契約締結日から制度適用期間の末日まで）										制度適用期間(10年)	
			上記①の差替可能期間	上記②の差替可能期間	建て替え前電源の契約期間（契約締結日から制度適用期間の末日まで）	制度適用期間(10年)	解体・ 建設期間	制度適用期間(20年)	…					
差替を実施した場合	適用単価	建て替え前 電源	メインオークションの 約定単価	本オークションの 容量確保契約金額の契約単価	メインオークションの 約定単価	投資未回収分	本オークションの 契約単価	本オークションの リクワイアメント	本オークションの リクワイアメント	本オークションの リクワイアメント	本オークションの リクワイアメント	本オークションの リクワイアメント		
	課される リクワイア メント	建て替え後 電源	メインオークションの リクワイアメント	本オークションの リクワイアメント	メインオークションの リクワイアメント	本オークションの リクワイアメント								

※1 本オークション落札から4年後の年度末までの間に、建て替え前の電源に係る制度適用期間が終了する場合は、その制度適用期間の終了時点まで

- 容量確保契約金額とは、容量確保契約に基づき本機関から容量提供事業者に対して支払われる年間の予定金額（以下「容量確保契約金額（各年）」）を指し、契約電源ごとに毎年算定されます。
- 容量確保契約金額（各年）は契約単価（円/kW/年）に容量確保契約に定める容量確保契約容量（以下「契約容量」）（kW）を乗じた金額から、容量停止計画の調整における調整不調電源に科される容量確保契約金額の減額を適用した金額とします。
- 契約単価（円/kW/年）は、必要に応じて減額要素による修正を実施した約定単価に対して、毎年の物価・金利変動等を考慮したものとします。

容量確保契約金額（各年）

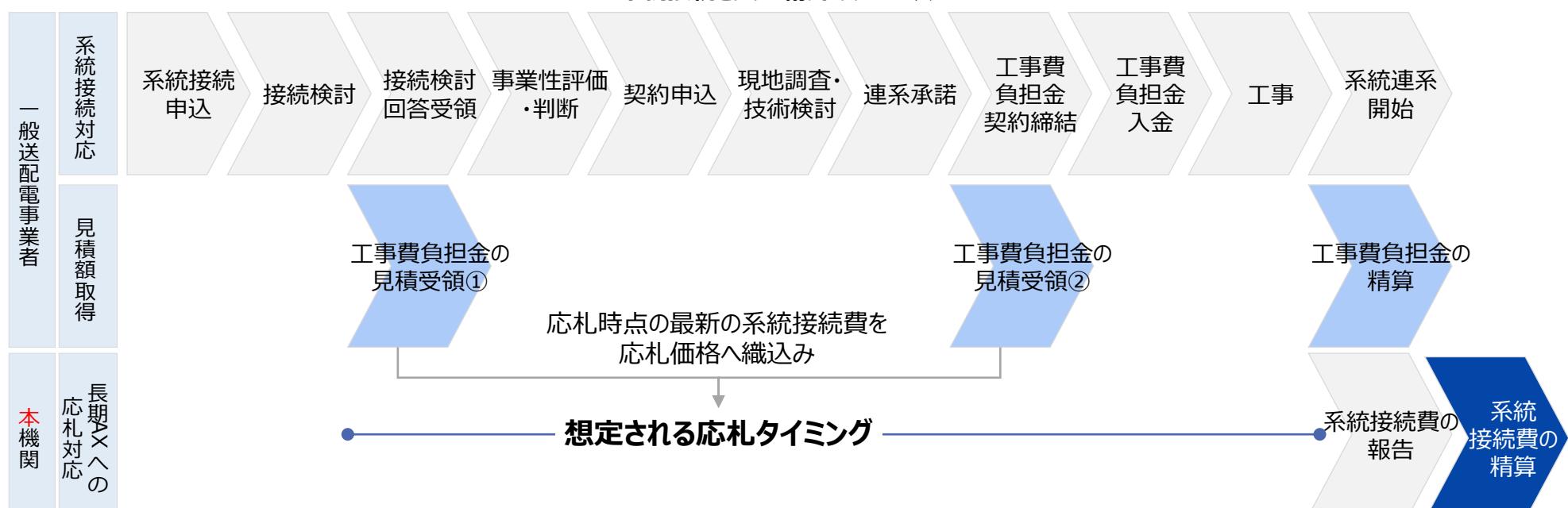


- 本オークションでは、系統接続工事に伴い事業者が支払う費用（工事費負担金）について、事業者が見積額を参考に算出した任意の金額を系統接続費として応札価格に織り込むことができます。
- 応札価格に織り込んだ系統接続費よりも実際の工事費負担金が低くなった場合は、容量確保契約の約定単価（円/kW/年）を減額修正します。

系統接続費の修正要否判定

- ① 応札価格に織り込んだ系統接続費 > 実際の工事費負担金の場合：
応札価格の減額 = 応札価格に織り込んだ系統接続費 - 実際の工事費負担金
- ② 応札価格に織り込んだ系統接続費 ≤ 実際の工事費負担金の場合：精算による減額は発生しない※

系統接続と資金精算のプロセス

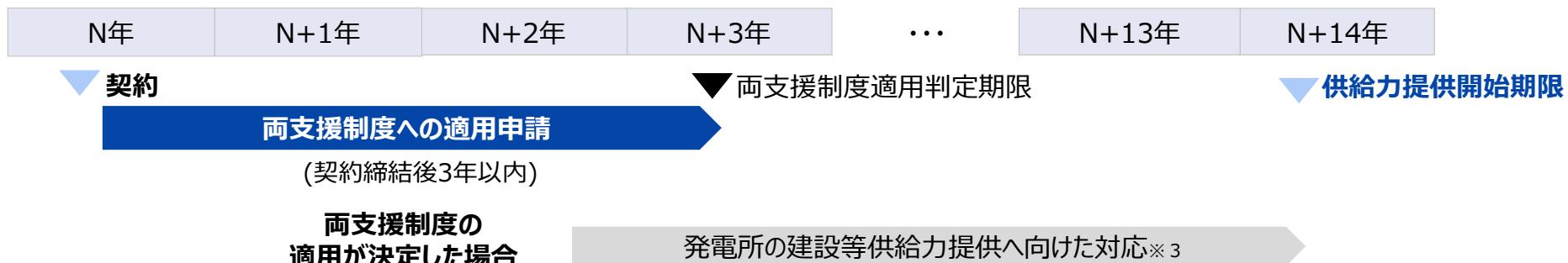


- 本オーケションへ水素・アンモニアの火力電源で応札する事業者は、「価格差に着目した支援制度」と「拠点整備支援制度」（以下「両支援制度」）と本オーケションを組合せて投資判断を行うことが想定されます。
- 以下の場合において、容量確保契約の約定単価（円/kW/年）を減額修正します。
 - 両支援制度の支援予想金額を控除して応札したもの、支援金額が支援予想金額よりも高くなった場合、支援金額と支援予想金額の差額分を減額します。
 - 支援予想金額を控除せずに応札し、落札後に支援制度適用が決定した場合、支援金額分を減額します。
- 本オーケションでの落札に伴う契約締結後、3年以内に両支援制度の両方又は希望する片方の制度の適用を受けることが決定した場合、決定時点から供給力提供開始期限が設定されます。※1

制度支援金額の
修正要否判定

- ① 両支援制度の支援予想金額 < 両支援制度の支援金額の場合：
応札価格の減額 = 両支援制度の支援金額 - 両支援制度の支援予想金額※2
- ② 両支援制度の支援予想金額 ≥ 両支援制度の支援金額の場合：精算による減額は発生しない※1

両支援制度に係るプロセス



※1 3年以内に両支援制度の両方又は希望する片方の制度の適用が決定しない場合は、4年目から供給力提供開始期限が設定される。3年以内に両支援制度の両方又は希望する片方の制度の適用を受けることが決まらない場合又は支援金額が予想金額よりも低くなつたことで経済性が悪化し、供給力提供開始前に辞退する場合は市場退出を認め、ペナルティは科さないこととする

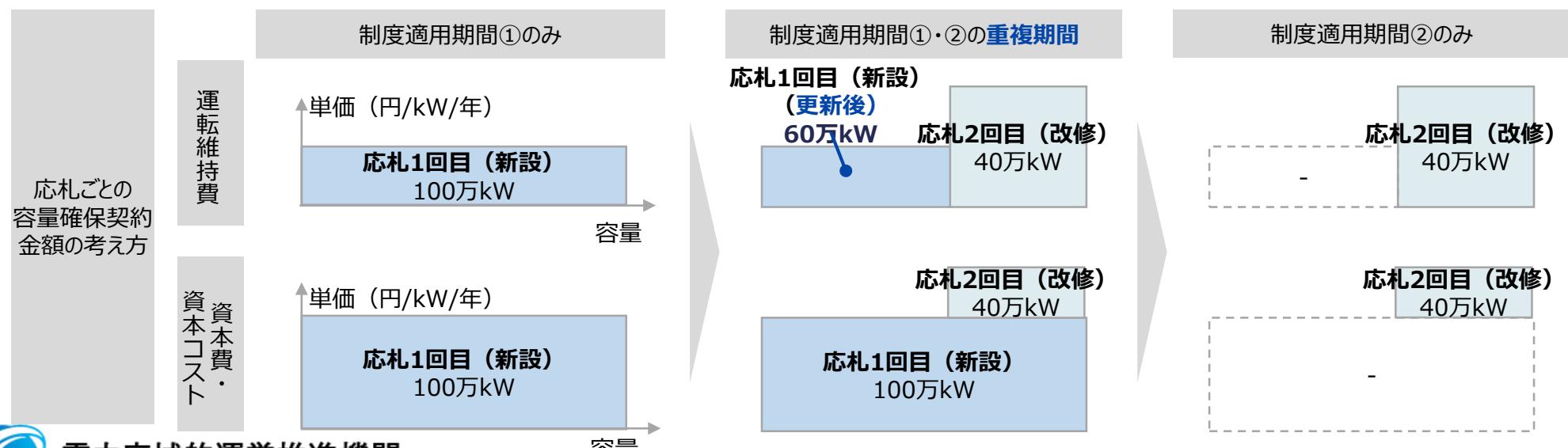
※2 応札時点で両支援制度の適用が決まっている場合は、支援金額を控除して応札すること

※3 混焼・専焼火力は11年（法・条例アセス済・不要の場合：7年）後の日が属する年度の末日

- 本オーケションで落札した新設・リプレース又は既設の火力電源を改修し、水素混焼のガスタービン発電設備を追設する場合（以下「新設・リプレース又は追設」）に対し、脱炭素化に向けた追加的な改修を行うために、本オーケションに再度応札をする場合、1回目の応札における制度適用期間が終了する前に2回目の応札における制度適用期間が開始することがあります。
- その場合、1回目の応札における残りの制度適用期間において、1回目の約定価格のうち運転維持費を調整した契約単価を用いて容量確保契約金額（各年）を算定します。

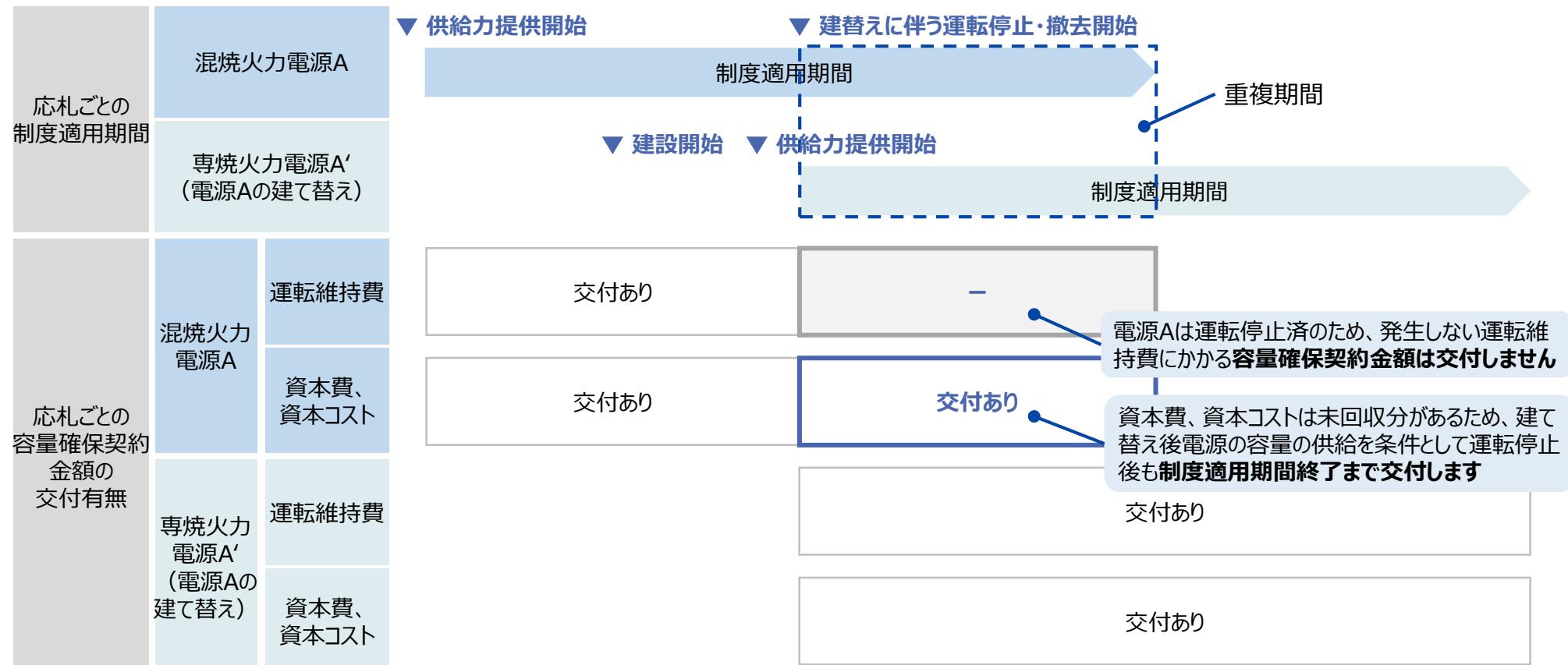
■ 例：新設時に100万kWのLNG（水素10%混焼）を建設。改修時に水素混焼比率を50%（40万kW分改修）にする場合

追加投資により制度適用期間が重複する際のイメージ

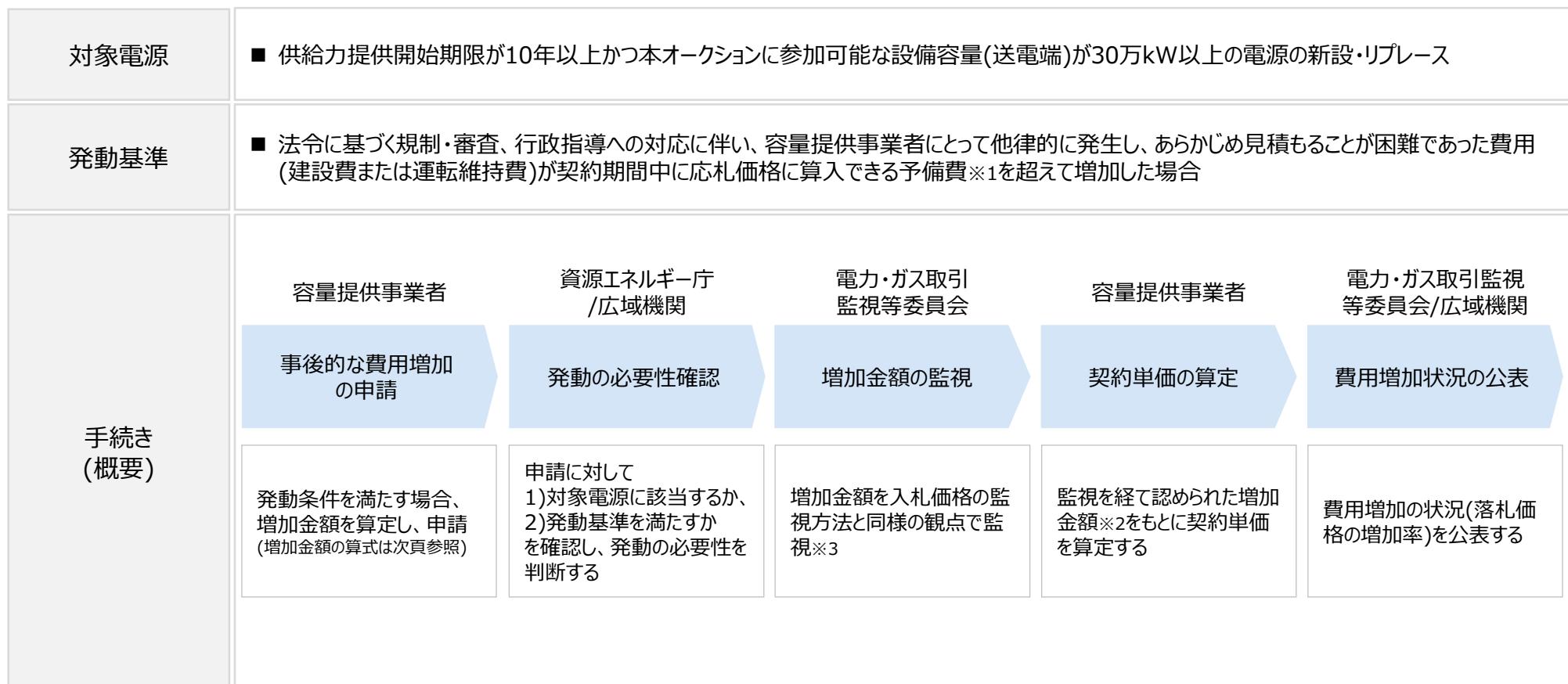


本算定はイメージであり、実際の算定式とは異なる可能性がある

- 本オークションで落札した混焼火力電源を専焼化に向けて制度適用期間の途中で建て替える場合、混焼設備の運転終了以降の残りの制度適用期間においては、混焼設備の契約単価に含まれる資本費（円/kW/年）と資本コスト（円/kW/年）部分のみを契約単価として容量確保契約金額（各年）を算定します。



- 特定の新設・リプレース投資について、法令対応等に伴い、容量提供事業者にとって他律的かつ事前に見積もることが困難な費用が増加した場合、容量提供事業者からの費用増加の申請に基づき、発動の必要性有無の確認を行い、監視を得て認められた増加金額をもとに契約単価を算定し、契約単価に適用します。



※1 申請日が制度適用期間中の場合は、申請日が属する年度の前年度の建設工事費デフレーター(電力、年度平均値)で補正

※2 監視を経て認められた事後的な費用増加が生じた場合には、市場退出ペナルティ無しで市場退出の上、再度本制度に参加することが可能

※3 申請時点で確認・監視する資本費と運転維持費を反映した試算値(落札価格の増加率などを想定)を必要に応じて公表

- 容量提供事業者にとって他律的に発生し、あらかじめ見積もることが困難であった費用が契約期間中に応札価格に算入できる予備費を超えて増加した場合、増加金額の算式に従い算定します。

増加金額の算式 (建設費増加)	①資本費
	②運転維持費
(①+②+③)※17 ×90% + ④	③資本コスト
	④期間延長分の追加費用
⑤運転維持費 90%増加 の算式	⑤運転維持費

増額分
建設費の増加額※1 + 廃棄費用の増加額 - 応札価格に参入した予備費※2
※1 申請時点の見積金額であり、応札価格に算入した建設費から予備費を控除した値 (申請日が属する年度の前年度の建設工事費デフレーター(電力、年度平均値)で補正後の値)の0.5倍を上限
※2 申請日が制度適用期間中の場合は、申請日が属する年度の前年度の建設工事費デフレーター(電力、年度平均値)で補正
運転維持費の増加額の合計額※4 ÷ 当初の制度適用期間の残余年数※5 × 最新の制度適用期間の残余年数※6 ※7
※4 申請時点で見積もった、工事完了日の翌年度以降の当初の制度適用期間に発生する増加金額の合計
※5 申請時点で見積もった、工事完了日の翌年度以降の当初の制度適用期間の残余年数
※6 実際の工事完了日の翌年度以降の最新の制度適用期間の残余年数
※7 当初の契約単価に含まれる運転維持費(申請日が属する年度の物価・金利変動等の補正後の値)に対して0.5倍を上限
資本コストの増加額※9
※9 実際の工事完了時点を算定の起点とし、当該時点において、建設費の増加額が発生し、その翌年度から契約単価の補正が行われる前提で算定した資本コスト(率は応札時と同じ)
当初契約単価に含まれる運転維持費 × 制度適用期間の延長期間※11 + 追加の建設費(経年改修費)※12
※11 契約単価が当初契約単価(建設費と資本コストについては供給力提供開始年度の前年度の建設工事費デフレーター(電力、年度平均値)で補正後)に対して1.5倍を超える場合は、1.5倍以下となるよう制度適用期間を最短期間延長した場合に発生する追加運転維持費を期間延長分だけ応札価格に含まれる運転維持費で加算
※12 契約単価の算定において制度適用期間の延長によって追加の建設費(当初制度適用期間分に比例按分して織り込んでいた経年改修費で、制度適用期間の延長年数に応じた増加金額)が発生する場合は、※1の範囲内において、追加の建設費として加算可能
運転維持費(各年)の増加額※13 × 最新の制度適用期間終了年度までの残余年数※14
※13 運転維持費(各年)の増加額は、申請時点の見積金額であり、当初の契約単価に含まれる運転維持費(申請日が属する年度の物価・金利変動等の補正後の値)に対して0.5倍を上限
※14 申請が認められた日が属する年度の翌年度以降の最新の制度適用期間終了年度までの残余年数

応札年度前年への補正係数
応札年度前年度の建設工事デフレーター(電力、年度平均値) ÷ 申請日が属する年度の前年度の建設工事費デフレーター(電力、年度平均値) ※3
※3 申請日が制度適用期間前の場合は「応札年度の前年度の建設工事費デフレーター(電力、年度平均値)÷申請日が属する年度の前年度の建設工事費デフレーター(電力、年度平均値)」とし、制度適用期間中の場合は1とする。なお、約款別紙1の補正方法にて応札時に資本費を自動補正項目として選択していない場合は1とする
応札年度前年の企業物価指数(総平均、年平均値) ÷ 申請日が属する年の前年の企業物価指数(総平均、年平均値) ※8
※8 応札年度の前年の企業物価指数(総平均、年平均値)÷申請日が属する年の前年の企業物価指数(総平均、年平均値)。なお、約款別紙1の補正方法にて応札時に運転維持費を自動補正項目として選択していない場合は1とする。可変費部分については、約款別紙1の可変費の補正方法により応札年度の前年の数値に補正する
応札年度前年度の建設工事デフレーター(電力、年度平均値) ÷ 申請日が属する年度の前年度の建設工事費デフレーター(電力、年度平均値) ※10
※10 申請日が制度適用期間前の場合は「応札年度の前年度の建設工事費デフレーター(電力、年度平均値)÷申請日が属する年度の前年度の建設工事費デフレーター(電力、年度平均値)」とし、制度適用期間中の場合は1とする。なお、約款別紙1の補正方法にて応札時に資本コストを自動補正項目として選択していない場合は1とする
– (補正なし)
応札年度前年の企業物価指数(総平均、年平均値) ÷ 申請日が属する年の前年の企業物価指数(総平均、年平均値) ※15
※15 応札年度の前年の企業物価指数(総平均、年平均値)÷申請日が属する年の前年の企業物価指数(総平均、年平均値)。なお、容量提供事業者が応札時に運転維持費を自動補正の項目として選択していない場合は1とする。可変費部分については、約款別紙1の可変費の補正方法により応札年度の前年の数値に補正する
※16 補正方法において、消費者物価指数(コアCPI)を選択している場合は、消費者物価指数(コアCPI、年平均値)に置換るものとする

- 監視を経て認められた増加金額をもとに、契約単価を算定します。算定した契約単価が当初の契約単価(物価・金利変動等による補正前)に対して1.5倍を超える場合は、1.5倍以下となるよう制度適用期間を最短期間延長し、新たな制度適用期間(年単位)として設定します。

ケースごとの契約単価の算定方法と適用期間

費用増加のケース	制度適用期間前	当初の制度適用期間	新たに追加する制度適用期間 延長	新規設定	費用増加後の契約単価の算定式
(1) 建設費が増加した場合	増加した建設費の工事が完了した時期が制度適用期間前の場合	申請 工事完了 単価適用 (工事完了の翌年度から適用) ▼ ▼ ▼ 増加金額 当初の容量確保契約金額			$(\text{増加金額} + \text{当初の容量確保契約金額}) \div \text{契約容量} \div \text{当初の制度適用期間の年数}$
	増加した建設費の工事が完了した時期が制度適用期間中の場合	申請 工事完了 単価適用 ▼ ▼ ▼ 制度適用期間① 増加金額 当初の容量確保契約金額 → 当初の契約単価に対して、1.5倍以下となる最短の制度適用期間※2を設定			$(\text{増加金額} + \text{期間補正後の容量確保契約金額} \times 1) \div \text{契約容量} \div \text{制度適用期間①の年数}$
	申請が制度適用期間中に工事完了日が当初の制度適用期間終了後の場合	申請 制度適用期間対象外 制度適用期間② 増加金額 当初の容量確保契約金額 → 工事完了 単価適用			$\text{増加金額} \div \text{契約容量} \div \text{制度適用期間②の年数}$
(2)運転維持費のみが増加した場合		申請 単価適用 (監視完了の翌年度から適用) ▼ ▼ 制度適用期間③ 増加金額 当初の容量確保契約金額			$(\text{増加金額} + \text{期間補正後の容量確保契約金額}) \div \text{契約容量} \div \text{制度適用期間③の年数}$

※1 増加した建設費の対象となる工事が完了した日が属する年度の翌年度から、当初の制度適用期間終了年度までに支払われる当初の容量確保契約金額(各年) (当初の容量確保契約金額(各年)のうち、資本費と資本コストについては供給力提供開始年度の前年度の建設工事費デフレーター(電力、年度平均値)で補正後) の合計値

※2 この算式に基づく算定後の契約単価が当初の契約単価(資本費と資本コストについては供給力提供開始年度の前年度の建設工事費デフレーター(電力、年度平均値)で補正後)に対して1.5倍を超える場合は、1.5倍以下となるよう制度適用期間を最短期間延長し、新たな制度適用期間(年単位)として設定。(工事完了が最新の制度適用期間終了後の場合は、1.5倍以下となる最短の制度適用期間(年単位)を新たに設定)。なお、制度適用期間は当初の年数に新たに設定した制度適用期間の年数を合算した値とし、当初の制度適用期間終了年度の翌年度から工事が完了した日が属する年度は制度適用期間の対象外とする)

- 本オークションの落札電源は、建設後に容量収入を原則20年間で得ることとなるため、長期間の中で物価が大きく変動する可能性も考えられますが、応札価格には物価・金利変動等のリスクプレミアムは含まないこととしています。
- 上記を踏まえて、約定単価から減額要素を差し引いた値に対し、制度適用期間の年度ごとに補正を実施します。
- なお、補正方法は「応札価格に含まれる各費用項目の全部又は一部を補正する方法」と「消費者物価指数（コアCPI、年平均値）で補正する方法」から、容量提供事業者が応札時に選択でき、前者についてはさらに補正する対象費用項目を選択します。

補正方法	費用項目別の補正頻度・方法			
	資本費	運転維持費	資本コスト	可変費
応札価格に含まれる各費用項目の全部又は一部を補正する方法	制度適用期間開始年度の1回のみ、建設工事費デフレーター（電力）で補正	制度適用期間の年度ごとに企業物価指数（総平均）で補正	制度適用期間開始年度の1回のみ、建設工事費デフレーター（電力）で補正 制度適用期間の年度ごとに日本銀行の貸出約定平均金利（新規・長期）で補正	制度適用期間の年度ごとに為替レート、海外の消費者物価指数（コアCPI）等で補正
消費者物価指数（コアCPI、年平均値）で補正する方法	落札価格全体に対して 制度適用期間の年度ごとに消費者物価指数（コアCPI）で補正			

第5章 契約の履行 物価・金利変動等への対応 – 応札価格の各費用項目の補正 (1/3) 100

- 「応札価格に含まれる各費用項目の全部又は一部を補正する方法」を選択した容量提供事業者については、資本費、運転維持費、資本コスト、可変費に対し、それぞれの計算式をもとに補正を実施します。
- 補正計算後の各費用項目を合算して補正後の契約単価を算出します。合算にあたり補正計算を実施していない費用項目については約定時点の価格から減額要素を差し引いた価格を用います。

費用項目	費用項目別の補正計算式	
資本費※1 (建設費 + 廃棄費用 + 系統接続費)	(建設費 + 廃棄費用 + 系統接続費) × $\frac{\text{供給力提供開始年度前年度の建設工事費デフレーター}}{\text{応札年度前年度の建設工事費デフレーター}}$	
運転維持費	運転維持費 (可変費を除く) × $\frac{\text{対象実需給年度前年の企業物価指数 (総平均、年平均値)}}{\text{応札年度前年の企業物価指数 (総平均、年平均値)}}$	
資本コスト※1※2	資本コスト × $\frac{\text{供給力提供開始年度前年度の建設工事費デフレーター}}{\text{応札年度前年度の建設工事費デフレーター}}$	
可変費	※次ページ以降詳細説明	

※1 建設工事費デフレーターは、建設工事費 デフレーター（電力、年度平均値）の値を指し、この値での補正は制度適用期間開始年度の1回のみ
 ※2 金利は、日本銀行の貸出約定平均金利（新規・長期、年平均値）の値を指し、資本コストの補正方法は、建設工事費デフレーターでの補正、金利での補正又はその両方での補正が選択可能

第5章 契約の履行 物価・金利変動等への対応 – 応札価格の各費用項目の補正 (2/3) ¹⁰¹

- 水素・アンモニアにおける可変費の補正については、応札時における水素・アンモニアの燃料費とLNG・石炭の燃料費の補正計算を実施し、両者の差額を補正後の可変費とします。

水素・アンモニアにおける 補正後の可変費		補正後の水素・アンモニアの燃料費 – LNG・石炭の燃料費		
燃料費の補正方法		水素・アンモニアの燃料費（以下の合計）		LNG・石炭の 燃料費
グレー・ブルー水素・アンモニア	天然ガス マーケット 連動※1	天然ガスの燃料費※3 ×天然ガス価格指標（HH/ブレント [原油価格運動の場合]を選択） の変化率※4 ×米ドル為替レートの変化率※4	水素・アンモニアの製造・輸送費 (水素・アンモニアの燃料費※3–天然ガスの燃料費※3) のうちのCAPEX※2 ×供給力提供開始年度前年の調達国の消費者物価指数 ÷応札年度前年の調達国の消費者物価指数 ×米ドル為替レートの変化率※4 +	LNG・石炭の 燃料費※3 ×LNG・石炭貿易統計価格の変化率※4 ×水素・アンモニアとLNG・石炭の発熱量比率※5
	天然ガス エスカレ 補正※1	天然ガスの燃料費※2 ×調達国の消費者物価指数の変化 率※4 ×米ドル為替レートの変化率※4	(水素・アンモニアの燃料費※3–天然ガスの燃料費※3) のうちのOPEX※2 ×調達国の消費者物価指数の変化率※4 ×米ドル為替レートの変化率※4	
グリーン水 素・アンモニ ア	電気料金 マーケット 連動	電気代※3 ×米ドル為替レートの変化率※4	(水素・アンモニアの燃料費※3–電気代※3) のうちのCAPEX※2 ×供給力提供開始年度前年の調達国の消費者物価指数 ÷応札年度前年の調達国の消費者物価指数 ×米ドル為替レートの変化率※3 +	(水素・アンモニアの燃料費※3–電気代※3) のうちのOPEX※2 ×調達国の消費者物価指数の変化率※4 ×米ドル為替レートの変化率※4

※1 グレー・ブルー水素・アンモニアの燃料費の補正については、容量提供事業者が応札時に選択した方法に基づいて補正する

※2 CAPEXとは、建設費、運転開始前に必要となる費用（許認可の取得等）、資金調達コスト、利益、税金を指し、OPEXとは、水素等の継続的な供給に必要な費用を指す

※3 天然ガスの燃料費、水素・アンモニアの燃料費、LNG・石炭の燃料費、電気代は、応札価格の算定時に見積もった費用（円/応札kW/年）を指す

※4 変化率とは各指標の「対象実需給年度前年の年間平均値÷応札年度前年の年間平均値」を指す

※5 発電コスト検証のLHVの数値を引用する（水素120MJ/kg、アンモニア18.6MJ/kg、LNG49.84MJ/kg、石炭24.8MJ/kg（制度適用期間において一律とする）発熱量比率は、水素LNG混焼・水素専焼の場合は2.41、水素石炭混焼の場合は4.84、アンモニア石炭混焼の場合は0.75、アンモニア専焼の場合は0.37の値を用いる

第5章 契約の履行 物価・金利変動等への対応 – 応札価格の各費用項目の補正 (3/3) ¹⁰²

- CCSにおける可変費の補正については、応札時における分離回収費用（燃料費、電気代、CO₂吸収液等のその他費用）と輸送・貯留費用の補正計算を実施し、両者を足し合わせた額を補正後の可変費とします。

CCSの可変費	補正後の分離回収費用（燃料費、電気代）+補正後の分離回収費用（CO ₂ 吸収液等のその他費用）+輸送・貯留費用		
貯留方法	分離回収費用 (燃料費、電気代)	分離回収費用 (CO ₂ 吸収液等のその他費用)	輸送・貯留費用
国内貯留	$\text{CO}_2\text{分離回収に要する燃料費} \times 1 \times 3 + (\text{外部調達する場合の}) \text{蒸気代} \times 1 \times 1 + \text{LNG・石炭貿易統計価格の変化率} \times 2$ $+ (\text{外部からCO}_2\text{分離回収のための電気を調達する場合の}) \text{CO}_2\text{分離回収に要する電気代} \times 1 \times 3 + \text{国内スポット市場価格(システムプライス)の変化率} \times 2$	$\text{輸送・貯留費用 (CAPEX} \times 4 \text{に限る})$ $\times \text{供給力提供開始年度前年の国内企業物価指数} \div \text{応札年度前年の国内企業物価指数}$ $+$ $\text{分離回収費用 (その他費用) と輸送・貯留費用 (OPEX} \times 4 \text{に限る) の合計} \times 1$ $\times \text{国内企業物価指数の変化率} \times 2$	$(\text{輸送費用} \times 1 \text{のうちのCAPEX} \times 4)$ $\times \text{供給力提供開始年度前年の米国生産者物価指数} \div \text{応札年度前年の米国生産者物価指数}$ $+$ $\text{輸送費用} \times 1 \text{のうちのOPEX} \times 4$ $\times \text{米国生産者物価指数の変化率} \times 2$
海外貯留		$\text{分離回収費用 (その他費用) } \times 1$ $\times \text{国内企業物価指数の変化率} \times 2$	$(\text{輸送費用} \times 1 \text{のうちのCAPEX} \times 4)$ $\times \text{供給力提供開始年度前年の貯留対象国の企業物価指数} \div \text{応札年度前年の貯留対象国の企業物価指数}$ $+$ $\text{貯留費用} \times 1 \text{のうちのOPEX} \times 4$ $\times \text{貯留対象国の企業物価指数の変化率} \times 2$ $\times \text{米ドル為替レートの変化率} \times 2$

※1 CO₂分離回収に要する燃料費、蒸気代、CO₂分離回収に要する電気代、分離回収費用（その他費用）と輸送・貯留費用の合計、分離回収費用（その他費用）、輸送費用、貯留費用は、応札価格の算定時に見積もった費用（円/応札kW/年）を指す

※2 変化率とは各指標の「対象実需給年度前年の年間平均値÷応札年度前年の年間平均値」を指す。

※3 液化設備・CO₂貯蔵設備・荷役設備へ蒸気・電力を供給（外部調達含む）する場合の燃料費・電気代、及び燃焼前のCO₂分離回収と国内外での貯留を併せてブルーウェーブ発電を行う場合の（分離回収費用以外の）水素製造に係る電気代・燃料代等は、「分離回収費用（燃料費、電気代）」に含めて自動補正を行う

※4 CAPEXとは、建設費、運転開始前に必要となる費用（許認可の取得等）、資金調達コスト、利益、税金を指し、OPEXとは、継続的な輸送・貯留に必要な費用を指す

第5章 契約の履行 物価・金利変動等への対応 – 可変費の累積損益

- 可変費の補正に用いる変化率は「対象実需給年度前年の年間平均値÷応札年度前年の年間平均値」で算出します。
- 可変費においては、対象実需給年度の期首が属する年の値で変化率を算出した場合との差異を解消するために、本オーケションとしての容量確保契約金額（各年）の容量収入が得られる期間の最後の10年度間のうち、前の9年度間の各指標の差分（対象実需給年度前年と対象実需給年度の期首が属する年の指標の差分）のみの累積損益（各年度の累積損益がプラスの場合は0とする）を算出し、当該値がマイナスの場合は、その絶対値の9割の金額を、当該期間の最終年度の期首において容量確保契約金額に加算します。

制度適用期間最終10年											
	2036年度	2037年度	2038年度	2039年度	2040年度	2041年度	2042年度	2043年度	2044年度	2045年度	2046年度
①応札価格に含む可変費 [円/応札kW/年] <u>(対象実需給年度前年の 変化率で補正)</u>	...	90	110	100	80	120	130	110	80	120	130
②応札価格に含む可変費 [円/応札kW/年] <u>(対象実需給年度期首が属する 年の変化率で補正)</u>	...	110	100	80	120	130	110	80	120	130	–
③応札価格に含む可変費の差分 (単年) [円/応札kW/年] ※当年度の①-当年度の②	...	-20	10	20	-40	-10	20	30	-40	-10	–
④応札価格に含む可変費の差分 (累積) [円/応札kW/年] ※前年度の④-当年度の③	...	-20	-10	0	-40	-50	-30	0	-40	-50	–

累積が正の値となる場合、0とする

累積額が負の値となる場合、
当該累積額の絶対値の9割を
最終年度の容量確保契約金額に反映

- 「消費者物価指数（コアCPI、年平均値）で補正する方法」を選択した容量提供事業者については、応札時点からの物価変動を事後的に約定単価へ反映します。

算定式

$$\text{物価変動} = \frac{\text{対象実需給年度前年の消費者物価指数（コアCPI、年平均値）}}{\text{応札年度前年（N-1年）の消費者物価指数（コアCPI、年平均値）}}$$

物価変動算定の概要

制度適用期間(2027年度～2046年度の場合)

N-1年	N年	…	2026年	2027年	2028年	…	2045年	2046年	2047年
------	----	---	-------	-------	-------	---	-------	-------	-------

マイル
ストーン

▼応札

1月 12月
応札年度前年
コアCPI算出期間

1月 12月 4月 3月
2026年
(対象実需給年度前年)
コアCPI算出期間

対象実需給
年度

対象実需給
2027年度

1月 12月
応札年度前年
コアCPI算出期間

1月 12月 4月 3月
2027年
(対象実需給年度前年)
コアCPI算出期間

対象実需給
年度

対象実需給
2028年度

1月 12月
応札年度前年
コアCPI算出期間

1月 12月 4月 3月
2045年
(対象実需給年度前年)
コアCPI算出期間

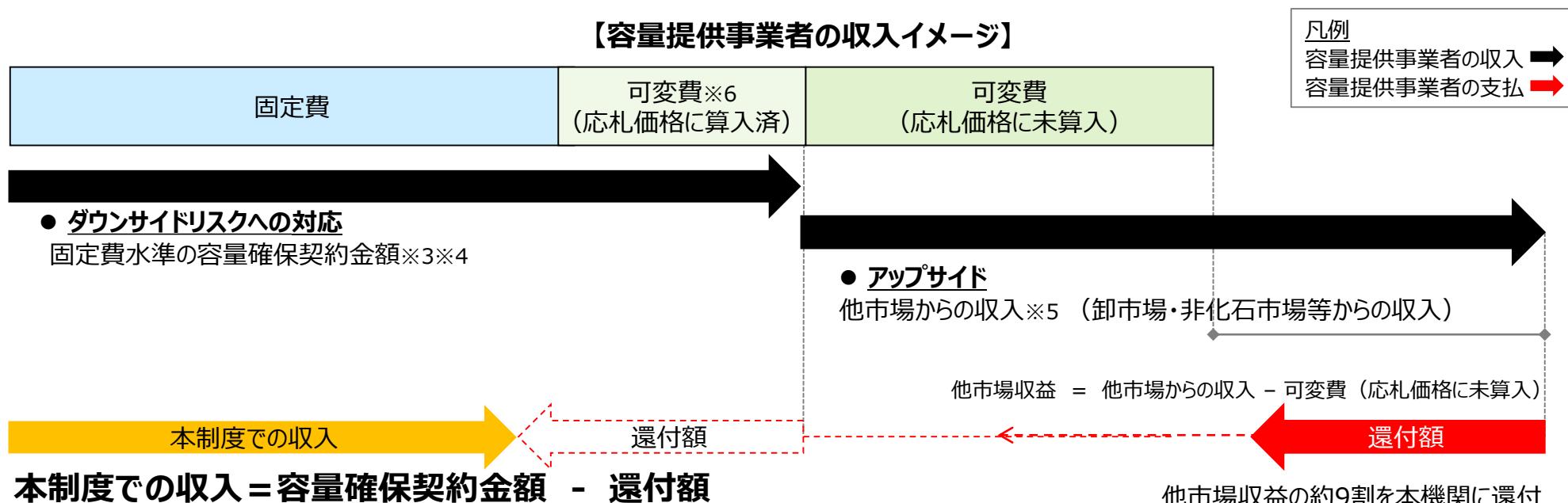
対象実需給
年度

対象実需給
2046年度

応札年度前年と対象実需給年度前年の消費者
物価指数（コアCPI、年平均値）の比率を基に、
約定単価を対象実需給年度ごとに物価補正

- 年額の容量確保契約金額を12等分した金額（以下「容量確保契約金額（各月）」）を毎月支払います。
 - 4月（N月）を対象月とする容量確保契約金額（各月）は、9月（N+5月）に交付が行われます。

- 本機関は、リクワイヤメントの達成状況に応じて容量提供事業者に容量確保契約金額を支払います。
- 事業者のダウンサイドリスクへの対応（容量確保契約金額）以外のアップサイド（他市場からの収入）においては電源の稼働インセンティブに配慮しつつ国民負担を軽減させる方向性から、他市場収益の約9割の金額を還付※1いただきます。
- なお、対象実需給年度における他市場収益がマイナスとなる場合、当該マイナスの金額は翌年度の他市場収益から減じ、残りの金額を翌年度の他市場収益※2とします。



※1 容量提供事業者とは異なる事業者が、契約電源を用いて他市場収益を得た場合、容量提供事業者が当該収益の一部を事後的に納付する

※2 専焼化に伴い建て替えを実施する場合において、建て替え前電源の運転終了日が属する年度の前年度の他市場収益が負値となる場合、当該金額は建て替え後電源の制度適用期間初年度の他市場収益の算出において当該金額をさらに減じた後の他市場収益を建て替え後電源の制度適用期間初年度の他市場収益とする

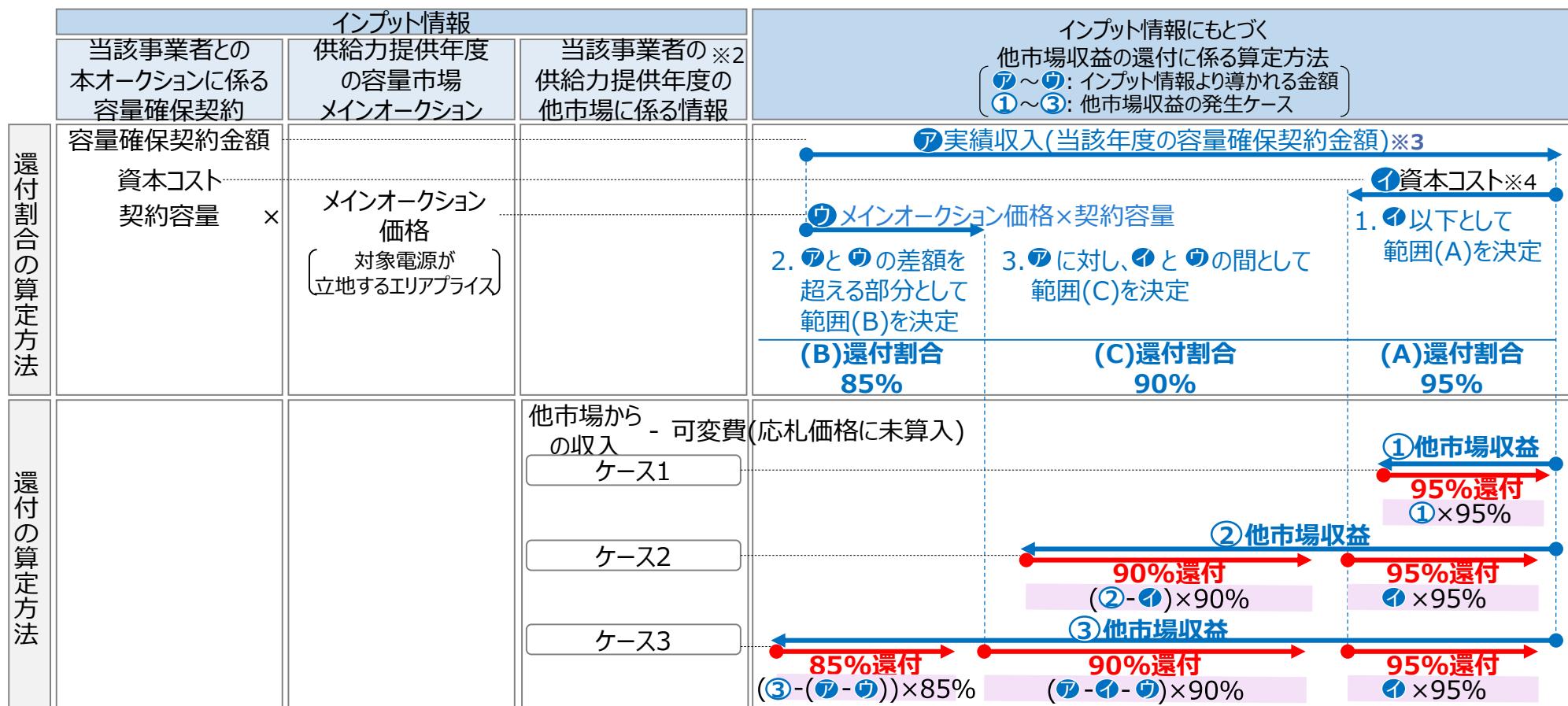
※3 物価・金利変動分の補正等により容量確保契約金額が変動する可能性がある

※4 容量確保契約金額 = 契約単価 × 契約容量 - 調整不調電源に科される容量確保契約金額の減額

※5 応札価格に算入した設備や物品等を利用して、「kWh収入」、「ΔkW収入」や「非化石価値収入」以外の収入（LNGタンクを第三者に利用させて得た収入、燃料を転売して得た収入など）を得る場合を含む

※6 水素、アンモニア、CCS付火力の可変費は、LNG・石炭の燃料代との価格差分に限定し、かつ発電所の設備利用率4割分まで応札価格に算入可能

- 市場価格が高いときに運転を行ったり、より安い価格で燃料調達を行ったりするような容量提供事業者の合理的・効率的なオペレーションを推進するために、還付割合を3段階に分けています。
- 容量収入として資本コスト分が得られることを踏まえ領域(A)は95%、メインオークションに落札した場合よりも本制度での収入が少なくなる領域※1(B)は85%、その間の領域(C)は90%の還付となります。



※1 契約単価からメインオークション価格（契約電源が立地するエリアの約定単価）を引いた値が応札価格に織り込まれる事業報酬より小さく、(A)と(B)が重複する部分は(B)として扱う

※2 実際の他市場収入の算定方法と算定根拠及び実際の可変費の算定方法と算定根拠は、電力・ガス取引監視等委員会において監視が行われる

※3 容量確保契約金額 = 契約単価 × 契約容量 - 調整不調電源に科される容量確保契約金額の減額

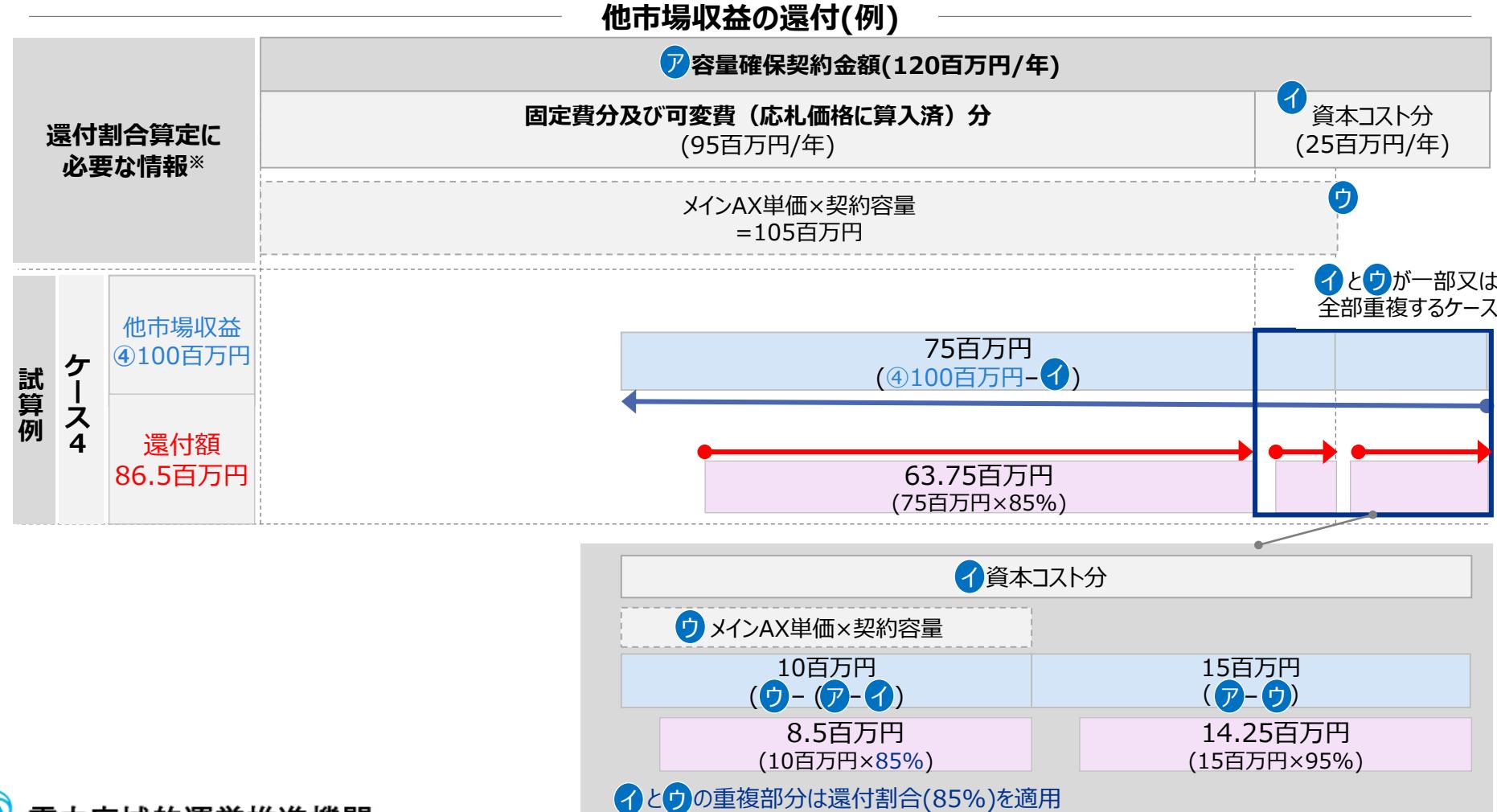
※4 「事後的な費用増加に伴う契約単価の算定方法」に従い契約単価を変更している場合、変更前の契約単価における資本コストの比率に、変更後の契約単価と契約容量を乗じたものとする

- 他市場収益の多寡に応じた還付額の算定ケースは大きく4つであり、それぞれの計算イメージについて具体的な数値を用いて例示しております。

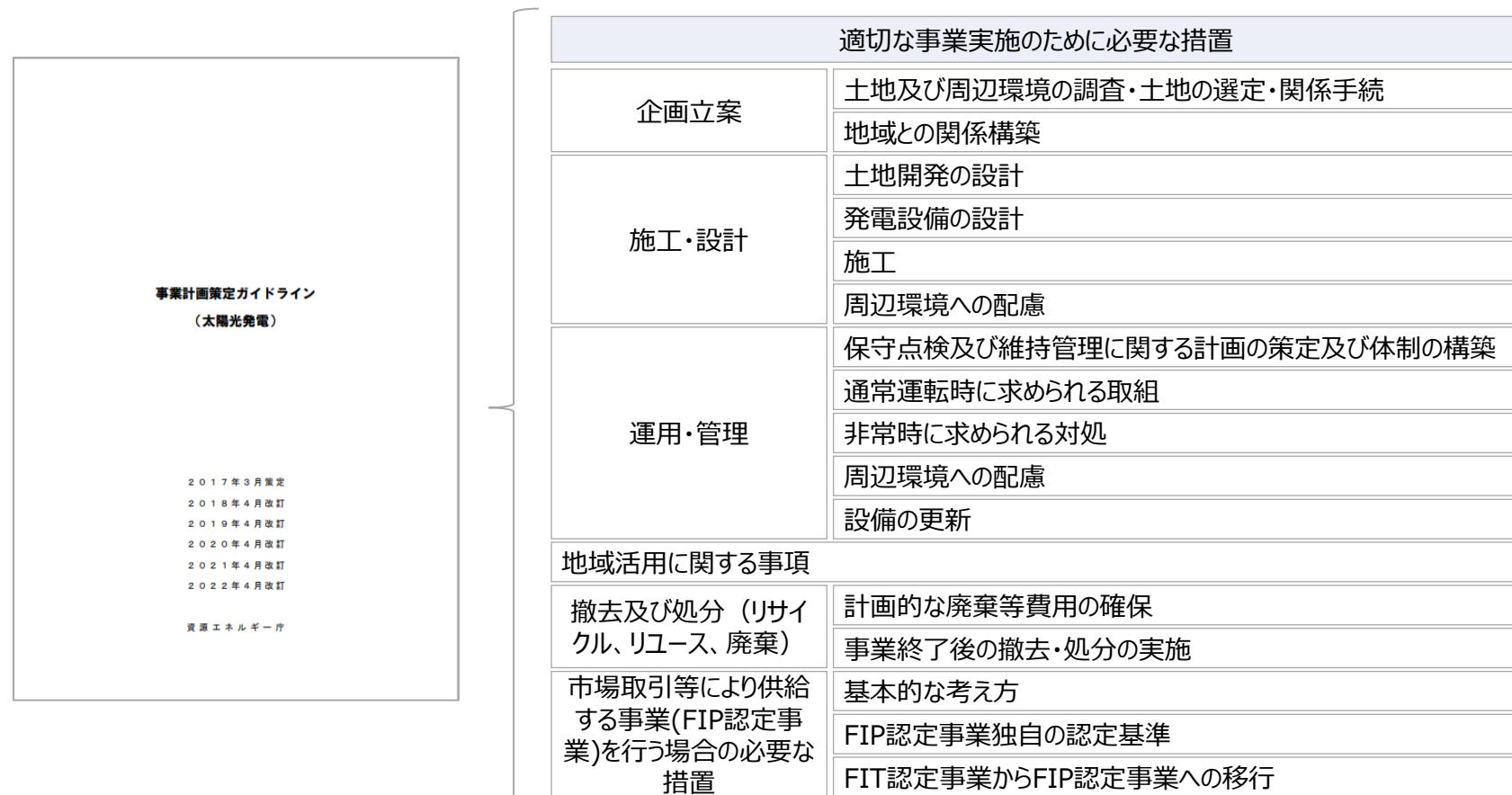
他市場収益の還付(例)

還付割合算定に必要な情報*		ア 容量確保契約金額(500百万円/年)	
試算例	ケース1	固定費分及び可変費(応札価格に算入済)分 (380百万円/年)	イ 資本コスト分 (120百万円/年)
		ウ メインAX単価×契約容量 =100百万円	
試算例	ケース1	他市場収益 ①100百万円	100百万円 (①100百万円)
	ケース1	還付額 95百万円	95百万円 (①100百万円×95%)
試算例	ケース2	他市場収益 ②300百万円	180百万円 (②300百万円-①)
	ケース2	還付額 276百万円	120百万円 (①) 162百万円 (180百万円×90%) 114百万円 (①×95%)
試算例	ケース3	他市場収益 ③480百万円	80百万円 (③480百万円-(ア-ウ)) 280百万円 (ア-イ-ウ) 120百万円 (①) 68百万円 (80百万円×85%) 252百万円 (280百万円)×90% 114百万円 (①×95%)
	ケース3	還付額 434百万円	

- 他市場収益の多寡に応じた還付額の算定ケースは大きく4つであり、それぞれの計算イメージについて具体的な数値を用いて例示しております。



- FIT/FIP制度では、事業計画策定ガイドラインにおいて、様々な事業規律の確保が求められていることを踏まえ、FIT/FIPの対象となっている電源種・規模の案件（太陽光・陸上風力・洋上風力・地熱・バイオマス）については、FIT/FIP制度における事業計画策定ガイドラインに準拠した事業運営を求めることとします。



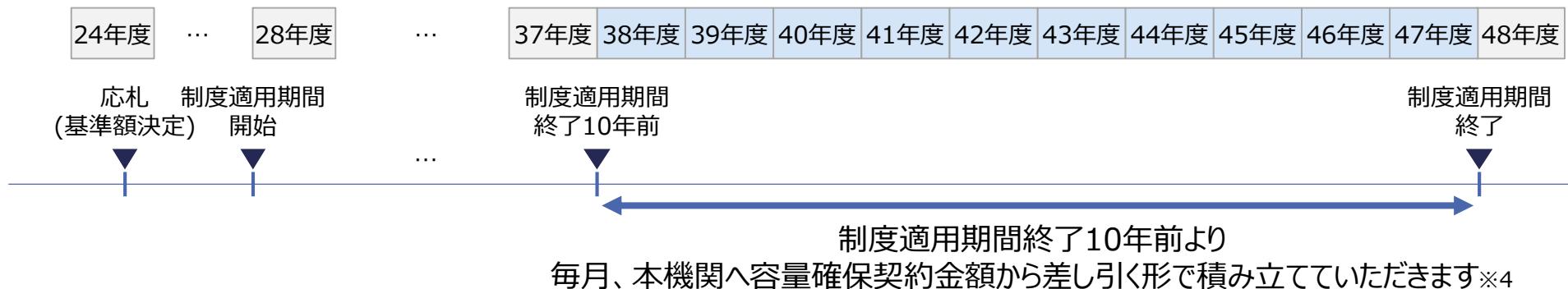
太陽光発電設備に対する廃棄等費用の積立

- FIT/FIP制度における事業計画策定ガイドラインに基づき、太陽光発電設備については制度適用期間終了 10年前から本機関へ廃棄等費用の積立※1※2を開始するものとします。
- 積立金の額は、FIT/FIPと同様の金額水準（1.0万円/kW※3×設備容量（発電端））とし、月次で本機関へ支払い（積立金の額の 1/120 ずつ）するものとします。

算定式

$$\text{廃棄等費用積立額（各月）} = 1.0 \text{ 万円/kW} \times \text{設備容量（発電端）} \div 120$$

■28年度より20年間、制度適用期間となるケース



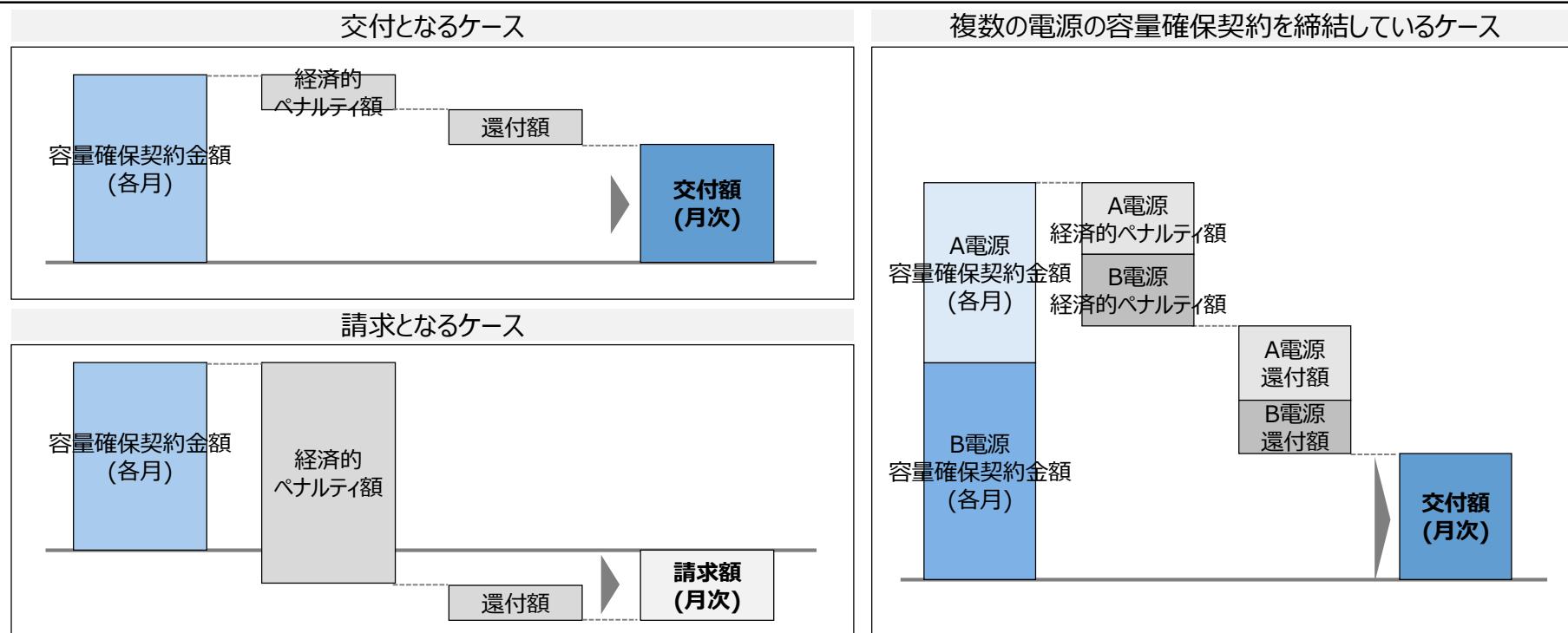
※1 制度運営のための事務負担の軽減・制度の簡素化の観点から、全案件について本機関に対する外部積立を求めることがとし、内部積立は今後必要に応じて検討する予定

※2 積立額に利息は付されない

※3 応札年度における基準額で、制度適用期間において固定額とする。なお、基準額は応札年度単位で定められる

※4 制度適用期間終了又は市場退出以降に発電設備の全部又は一部を廃棄する場合は、その時点で外部積立金額の全部又は一部を取り戻すものとする

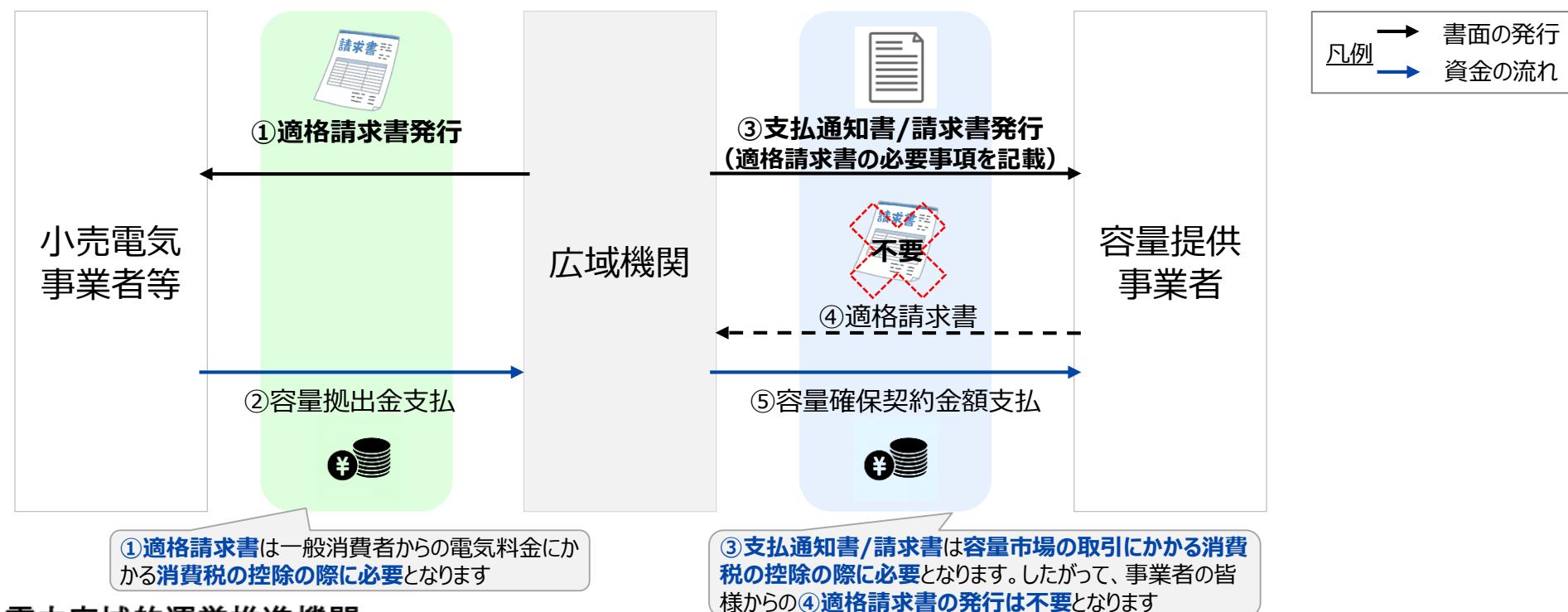
- 容量確保契約に対する経済的ペナルティ及び還付が発生した場合、月次で容量確保契約金額（各月）と経済的ペナルティ額、還付額を合算して、交付または請求を行います。
 - 容量確保契約の締結は電源単位で行われるため、複数の電源の容量確保契約を締結していた場合、当該事業者の他の電源の容量確保契約金額（各月）と債務を合算して精算します。



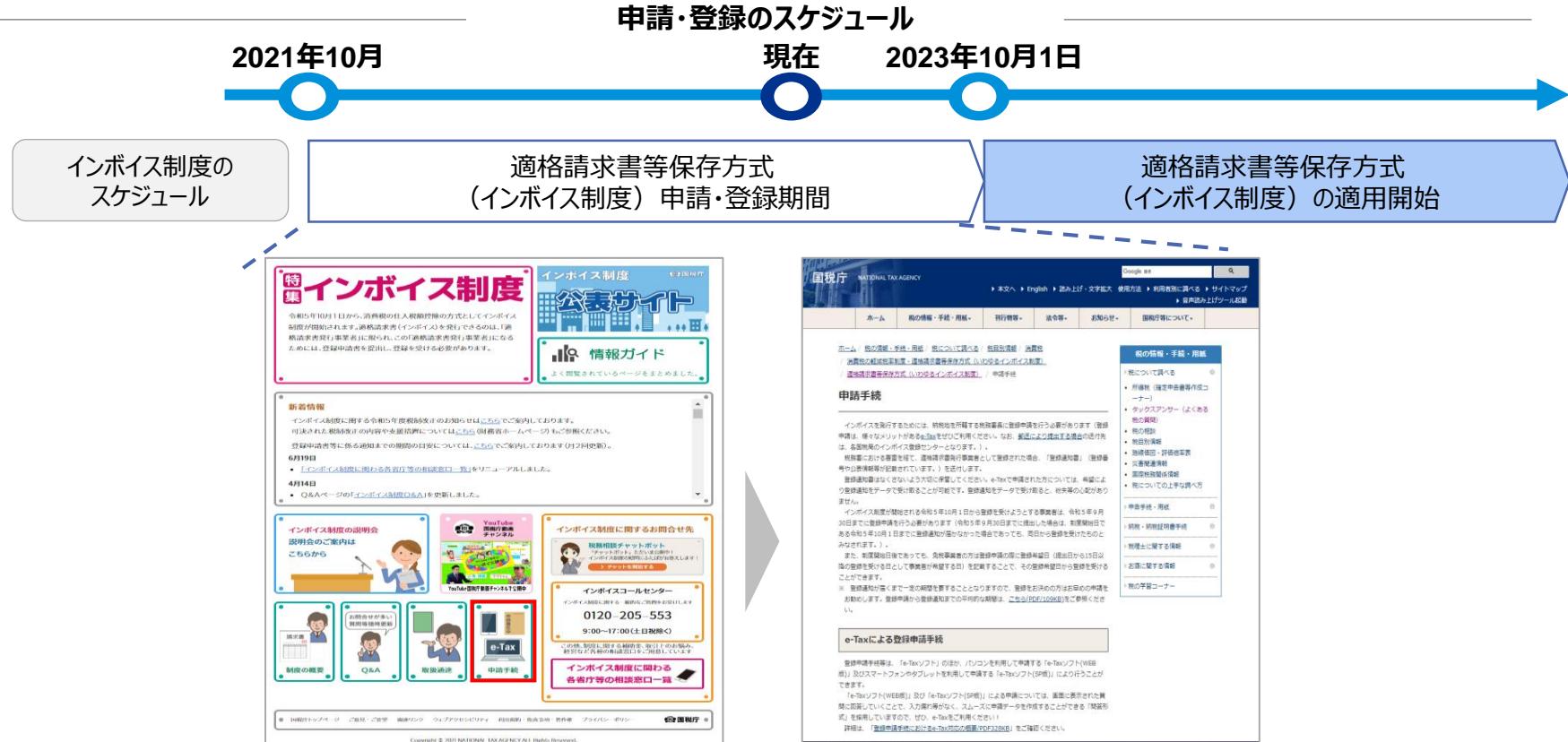
- ※ 経済的ペナルティは、容量確保契約の締結事業者を対象として請求が行われ、その支払状況による他の事業者への容量確保契約金額（各月）の変更はない
- ※ 年次の経済的ペナルティ及び還付額は算定結果確定後の請求交付額（月次）に反映する（対象年度の翌年度に1回/年）
- ※ 経済的ペナルティおよび還付額の未払いが生じた場合は、容量確保契約金額は毎月の交付を行うため、対象年度の期間内で、未払いの債務が生じた月の翌月以降の容量確保契約金額（各月）と債務を合算して当該事業者との精算が行われる（その支払状況による他の事業者への容量確保契約金額（各月）の変更はない）
- ※ 廃棄等費用積立が開始した事業者については、当該積立額も含まれる

- 容量市場においては課税取引が発生します。消費税の仕入れ税額控除のために、容量市場における取引においても、インボイス制度対応を行う必要があります。
- 本機関は小売電気事業者等（一般送配電事業者・配電事業者を含む）へ本機関の登録番号を記載した容量拠出金の適格請求書を発行します。
- 容量提供事業者からの適格請求書発行の代替手段として、本機関が発行する容量提供事業者への支払通知書内に適格請求書に必要な情報※1を記載する運用を検討しております。

※1 必要な情報の1つである容量提供事業者の登録番号について、次頁に記載の通り事前に情報登録を行う



- インボイス制度における仕入税額控除にあたり、適格請求書発行事業者の登録番号の記載が必要となりますので、事前の登録をお願いします。
- インボイス制度の制度概要や適格請求書発行事業者への申請手続の詳細については以下、国税庁の特集ページをご参照ください。



概要サイト：
特集 インボイス制度 (nta.go.jp)

申請詳細サイト：
申請手続 | 国税庁 (nta.go.jp)

第6章 容量拠出金

- 容量拠出金の全体像
- 容量拠出金の算定概要
- 容量拠出金の請求額の算定方法
- 各小売電気事業者への請求額の算定
- 未回収分の追加請求及び還元の取引概要
- 未回収分の追加請求の配分方法
- 還元総額の算定概要
- 還元総額の配分方法
- 請求・支払フロー
- その他の容量拠出金の関連情報

- 容量拠出金とは、容量オークションによる供給力を確保するために本機関の定款に基づき、本機関の会員である小売電気事業者及び一般送配電事業者、配電事業者に拠出いただくものです。
- 容量拠出金を原資に、供給力を提供する容量提供事業者に対して本機関が容量確保契約金額を支払います。
- 本オークションの容量拠出金は本オークションの制度適用期間開始となる2027年度以降となります。

容量拠出金と容量確保契約金額の関係



- 電気事業法上、小売電気事業者は、供給電力量（kWh）の確保のみならず、中長期的に供給能力（kW）を確保する義務があります。
- 容量市場の創設後は、国全体で必要な供給力（kW価値）を、市場管理者である本機関が容量市場を通じて一括確保することとなり、本機関は、定款で規定された「容量拠出金」として、小売電気事業者等からその費用を徴収します。
- よって、小売電気事業者等にとって容量市場は、電気事業法上の供給能力確保義務を達成するための手段と位置づけられます^{※1}。

※1 電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会 中間とりまとめ（平成30年7月）より抜粋

電気事業法

（供給能力の確保）

第二条の十二 小売電気事業者は、正当な理由がある場合を除き、その小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要な供給能力を確保しなければならない。

2 経済産業大臣は、小売電気事業者がその小売供給の相手方の電気の需要に応ずるために必要な供給能力を確保していないため、電気の使用者の利益を阻害し、又は阻害するおそれがあると認めるときは、小売電気事業者に対し、当該電気の需要に応ずるために必要な供給能力の確保その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

電力広域的運営推進機関 定款

（容量拠出金）

第55条の2 本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量市場における供給力の確保に係る拠出金（以下「容量拠出金」という）の納入を求めることができる。また、本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量拠出金の未回収分を含めて又は追加して請求することができる。

2 本機関は、一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員に対し、容量拠出金の額を算出するために必要な情報を求めることができる。

3 一般送配電事業者、配電事業者又は小売電気事業者たる会員は、前項の規定による本機関の求めに応じ、必要な情報を提出しなければならない。

- 容量拠出金は、相対契約の有無等に関わらず、全ての小売電気事業者等に容量拠出金をお支払いいただきます。相対契約を締結している小売電気事業者は相対契約による支出に加えて、容量市場への支出が追加的に発生することとなります。
- 既存の相対契約については、容量市場の趣旨を踏まえ、実需給期間までに適切に見直される必要があると考えられます。
- 契約見直しを行う際の考え方は、経済産業省の審議会で示されている既存契約の見直し指針※1をご参考にしてください。

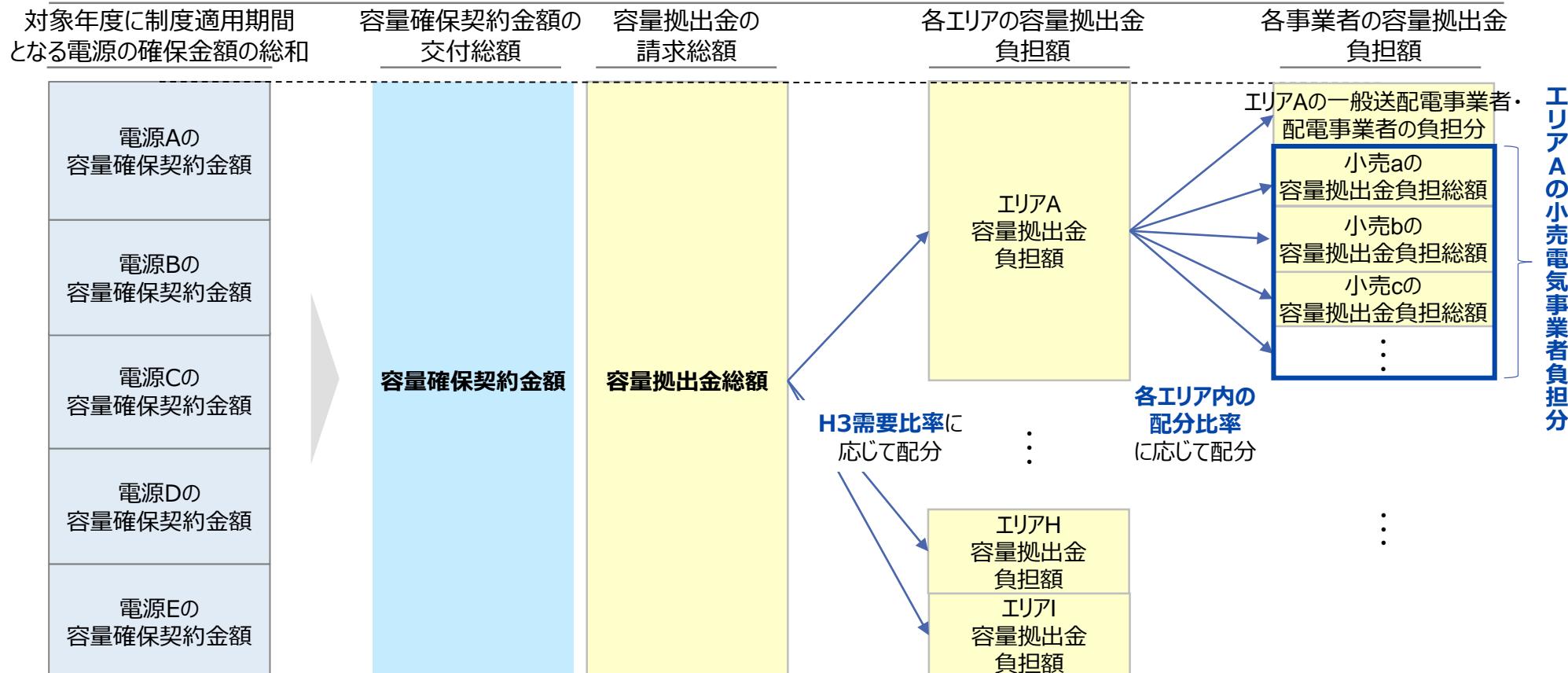
※1 見直し協議において、契約先電源の落札状況の把握が必要な場合は以下を参照ください。
(本機関ホームページ) 相対契約の協議を目的とした容量市場に関する情報開示
<https://www.occto.or.jp/market-board/market/jouhoukaiji.html>

【相対契約を締結している場合の金銭の流れ】



- 各事業者の容量拠出金の負担額は、メインオークションと同様に容量確保契約金額を基に算出される容量拠出金総額に対し、H3需要比率を利用してエリアごとの容量拠出金負担額を算定し、その後当該負担額に対しエリアごとの事業者間の配分比率を利用して事業者ごとに配分することで算定します。

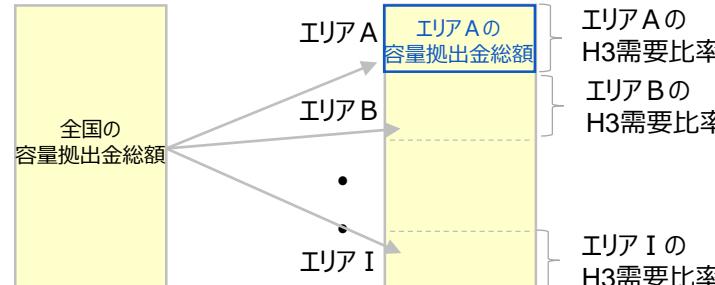
小売電気事業者等への容量拠出金の配分イメージ



- 本オークションの容量拠出金は、以下①～④の手順により、各事業者の負担額を決定します。

①エリア別の容量拠出金総額の算定

全国の容量拠出金の総額※1をエリア別のH3需要※2比率に応じて、各エリアに配分します。



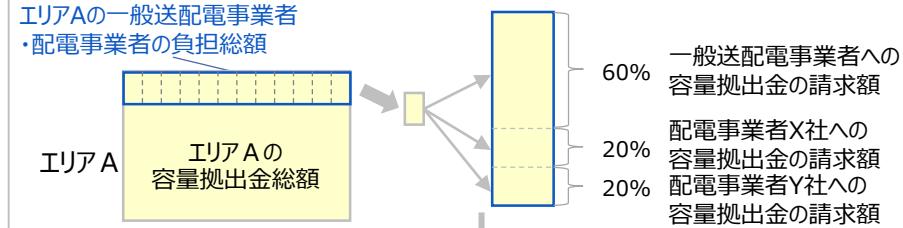
※1 当該実需給年度に本制度の適用が開始している電源等の落札価格、落札容量を基に算定

※2 当該実需給年度の4年前に行われる当該実需給年度向けのメインオークションで用いるH3需要

②一般送配電事業者・配電事業者の負担総額と請求額の算定

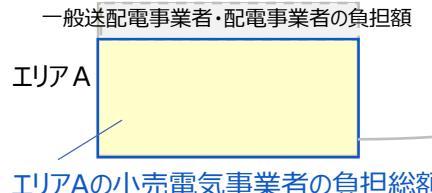
エリアに配分された容量拠出金に、メインオークション落札時点における当該年度の送配電事業者の負担割合※3を乗じることで、エリアごとの送配電事業者の負担総額を算定し、負担総額を12等分し、各送配電事業者の配分比率※4に応じて毎月の請求額を算定します。

(例) エリア A に一般送配電事業者及び配電事業者 X, Y が存在し、配分比率を 60%、20%、20% とした場合



③小売電気事業者の負担総額の算定

当該エリアの拠出金の総額から送配電事業者の負担総額を減算することで、エリアごとの小売電気事業者の負担総額を算定します。

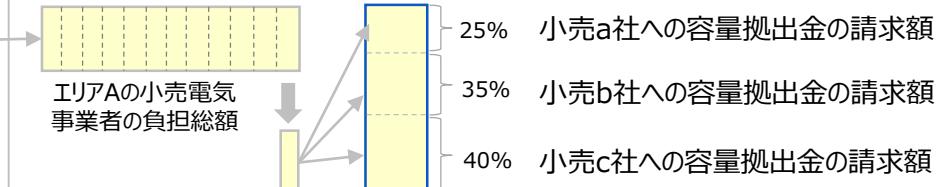


④各小売電気事業者への請求額の算定

✓ エリアごとの小売電気事業者の容量拠出金の負担総額を12等分し、小売各社の配分比率に応じて毎月の請求額を算定します。

✓ ただし、配分比率は、前年度の年間（夏季/冬季）のピーク時の電力 (kW) の構成比を基礎とし、当該年度の各月の小売電気事業者のシェア変動を加味（年間ピークの託送契約電力からの変化率に基づいて補正）します。

エリア A に小売電気事業者が a・b・c の 3 社が存在し、小売各社の配分比率を 25%、35%、40% とした場合



※3 メインオークションのエリアの送配電事業者の負担総額※5 ÷ メインオークションのエリアの負担総額

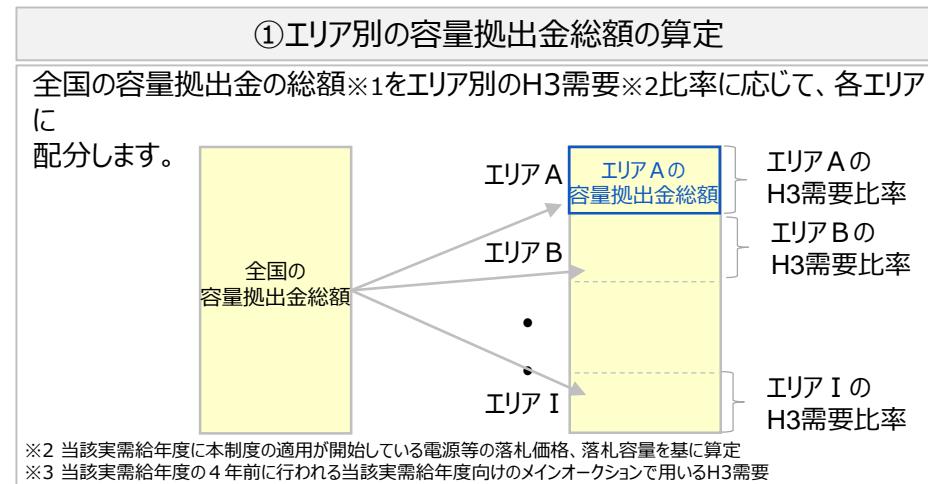
※4 当該年度の4年前に行われる当該実需給年度年度向けのメインオークションで用いるH3需要に占める事業者ごとの比率

※5 エリアのメインオークションの約定価格 × メインオークションで用いるH3需要 × 8% (2025年度以降の負担比率)

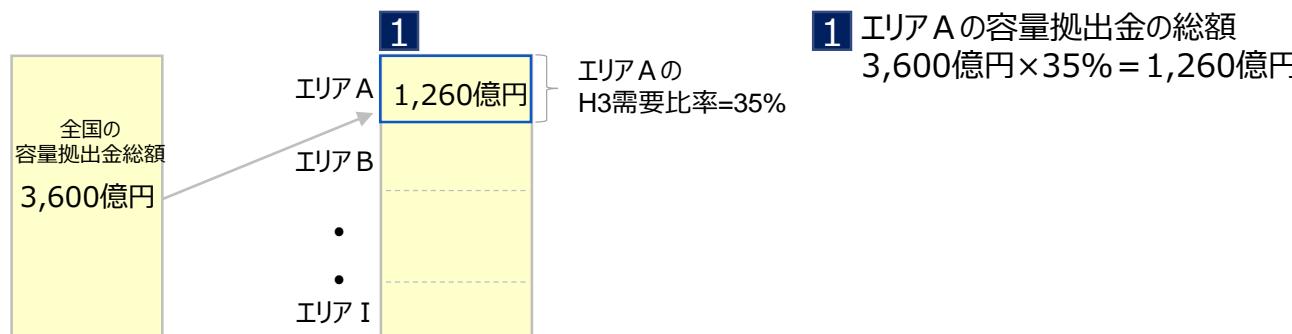
算定式

エリア別の容量拠出金総額 = 全国の容量拠出金の総額※1 × 当該エリアのH3需要比率

※1 全国の容量拠出金の総額 = Σ (当該実需給年度に制度適用期間の対象となる電源の容量確保契約金額)



試算イメージ



※ 本スライドで使用している試算用の数値に根拠はない。
以下、計算結果は適宜端数処理している

算定式

① エリア別的一般送配電事業者・配電事業者の負担総額

= エリア別の容量拠出金総額 × メインオークション落札時点における当該年度の送配電事業者の負担割合※1

② 各一般送配電事業者・配電事業者への毎月の請求額

= (① ÷ 12) × 各一般送配電事業者・配電事業者の配分比率※2

②一般送配電事業者・配電事業者の負担総額と請求額の算定

エリアに配分された容量拠出金に、メインオークションにおける当該年度の送配電事業者の負担割合※1を乗じることで、エリアごとの送配電事業者の負担総額を算定し、負担総額を12等分し、各送配電事業者の配分比率※2に応じて毎月の請求額を算定します。

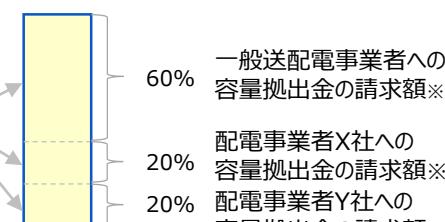
(例) エリア A に一般送配電事業者及び配電事業者 X, Y が存在し、配分比率を 60%、20%、20% とした場合

エリア A の一般送配電事業者
・配電事業者の負担総額※4

→

エリア A

エリア A の
容量拠出金総額



※1 メインオークションのエリアの送配電事業者の負担総額※3 ÷ メインオークションのエリアの負担総額

※2 当該年度の 4 年前に行われる当該実需給年度年度向けのメインオークションで用いる H3 需要に占める事業者ごとの比率

※3 エリアのメインオークションの約定価格 × メインオークションで用いる H3 需要 × 8% (2025 年度以降の負担比率)

※4 エリア別の一般送配電事業者・配電事業者の容量拠出金負担総額を 12 等分 (12か月) で割った分については小数点以下を切り捨てる

※5 各月の請求額は小数点以下の値を四捨五入する

試算イメージ

2



3



2

エリア A の一般送配電事業者・配電事業者の負担総額
 $1,260\text{億円} \times 8\% = 100.8\text{億円}$

3

エリア A の一般送配電事業者への月の請求額
 $(100.8\text{億円} \div 12) \times 60\% = 5.04\text{億円}$

4

エリア A の配電事業者 X への月の請求額
 $(100.8\text{億円} \div 12) \times 20\% = 1.68\text{億円}$

※ 本スライドで使用している試算用の数値に根拠はない

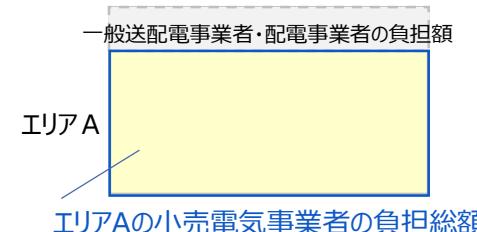
算定式

エリア別的小売電気事業者の負担総額

= エリア別の容量拠出金総額 - エリア別的一般送配電事業者・配電事業者の負担総額

③小売電気事業者の負担総額の算定

当該エリアの拠出金の総額から送配電事業者の負担総額を減算することで、エリアごとの小売電気事業者の負担総額を算定します。



試算イメージ

一般送配電事業者・配電事業者の負担額

5 1,159億円

5 エリアAの小売電気事業者の負担総額
 $1,260\text{億円} - 100.8\text{億円} = 1,159.2\text{億円}$

算定式

各小売電気事業者への毎月の請求額

$$= (\text{エリア別の小売電気事業者の負担総額} \div 12) \times \text{小売各社の毎月の配分比率}$$

④各小売電気事業者への請求額の算定

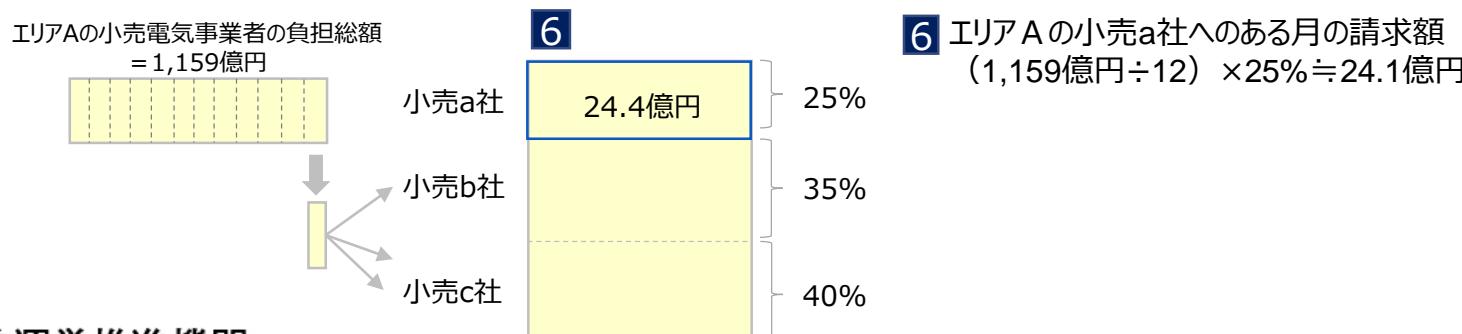
エリアごとの小売電気事業者の容量拠出金の負担総額を12等分し、
小売各社の配分比率（実需給年の毎月のシェア変動を加味したもの）
に応じて毎月の請求額を算定する。

エリアAに小売電気事業者がa・b・cの3社が存在し、小売各社の配分比率を25%、35%、40%とした場合



※1 各月の請求額は小数点以下の値を四捨五入する

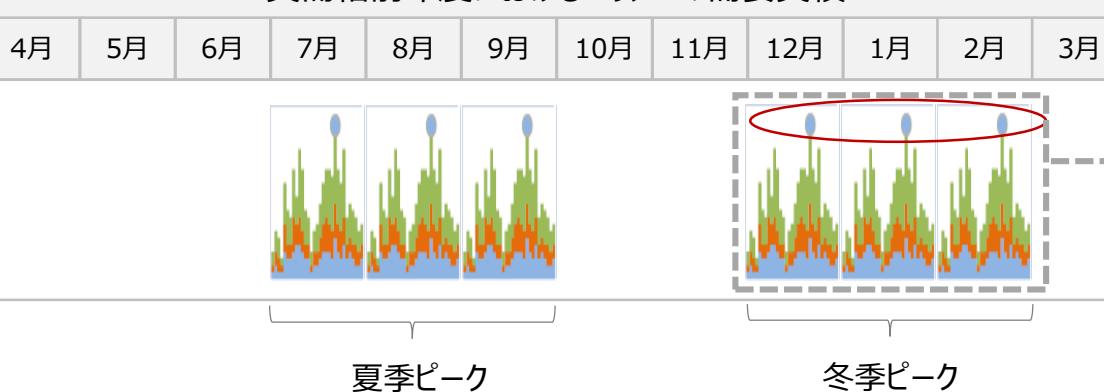
試算イメージ



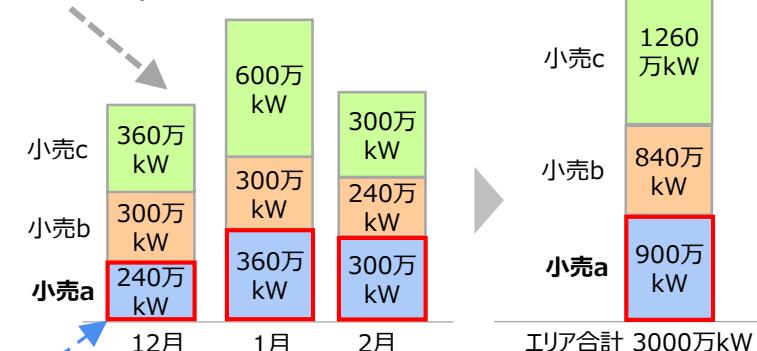
各小売電気事業者への請求額の算定_I.前年度の当該エリアの夏季/冬季ピーク時電力kW実績の合計

- 「ピーク時電力kW」とは、夏季ピーク（7～9月）/冬季ピーク（12～2月）の各月における、当該エリアの最大需要発生時（1時間）の電力使用量（kWh）を指します。※1
- 対象実需給前年度の夏季ピーク時電力kW実績の合計**は、実需給年度1～6回目（4月～9月分）の容量拠出金請求額算定の基礎となり、**対象実需給前年度の冬季ピーク時電力kW実績の合計**は、実需給年度7～12回目（10月～3月分）の容量拠出金請求額算定の基礎となります。

実需給前年度におけるエリアAの需要実績



当該エリアのピーク時における、各小売電気事業者の電力使用量（1時間）を参照します。



エリアAにおける各小売電気事業者の冬季ピーク時電力kW実績

エリアAにおける各小売電気事業者の冬季ピーク時電力kW実績の合計

I. 前年度の当該エリアの夏季/冬季ピーク時電力kW実績の合計（当該小売電気事業者）

※1 例) 冬季ピークの12月を対象として、エリアAにおいて実需給前年度の12月14日9:00～10:00（1時間）にエリア最大需要が発生した場合、この時間帯が最大需要発生時＝ピーク時となります。

■小売aのピーク時電力：240万kW（※240万kWh/1時間）

内訳 9:00～9:30 の小売aのkWh：125万kWh
9:30～10:00の小売aのkWh：115万kWh

$$125\text{万kWh} + 115\text{万kWh} = 240\text{万kWh/1時間}$$

各小売電気事業者への請求額の算定_Ⅱ. シェア変動

- 対象実需給前年度の夏季/冬季ピーク時電力kW実績に対し、「対象実需給前年度の夏季/冬季ピークの託送契約電力kW実績の合計」と「対象実需給年度請求対象月の託送契約電力kW実績」の変動比率によるシェア変動を算定し、次項の通り「シェア変動考慮後のkW(推定)」に反映します。

例：11月を容量拠出金算定対象月とした例

対象実需給前年度における小売事業者aの託送契約電力kW実績												
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
360万 kW	370万 kW	386万 kW					360万 kW	370万 kW	386万 kW			
夏季ピーク			冬季ピーク			前年度の冬季ピークの託送契約電力kW 託送契約電力kW実績の合計：1116万kW						

Ⅱ. シェア変動

当該小売電気事業者の対象実需給年度
請求対象月の託送契約電力kW実績

当該小売電気事業者の前年度夏季/冬季
ピークの託送契約電力kW実績の合計

シェア変動：0.278
(=310万kW/1116万kW)

対象実需給年度における小売事業者aの託送契約電力kW実績												
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
372万 kW	310万 kW	341万 kW	372万 kW	310万 kW	341万 kW	372万 kW	310万 kW	341万 kW	372万 kW	310万 kW	341万 kW	
実需給年度の請求対象11月の 託送契約電力kW：310万kW												

対象実需給年度の容量拠出金の請求対象月に
係る、対象実需給前年度の夏季/冬季ピークの託
送契約電力kWの合計の参照先は以下となります。

- 対象実需給年度の請求対象4月～9月分
… 実需給前年度夏季ピーク（7～9月）の
託送契約電力kW実績の合計を参照
- 対象実需給年度の請求対象10月～3月分
… 実需給前年度冬季ピーク（12～2月）の
託送契約電力kW実績の合計を参照

- 前述のI・IIを用いて、シェア変動考慮後のkW(推定)を算定します。

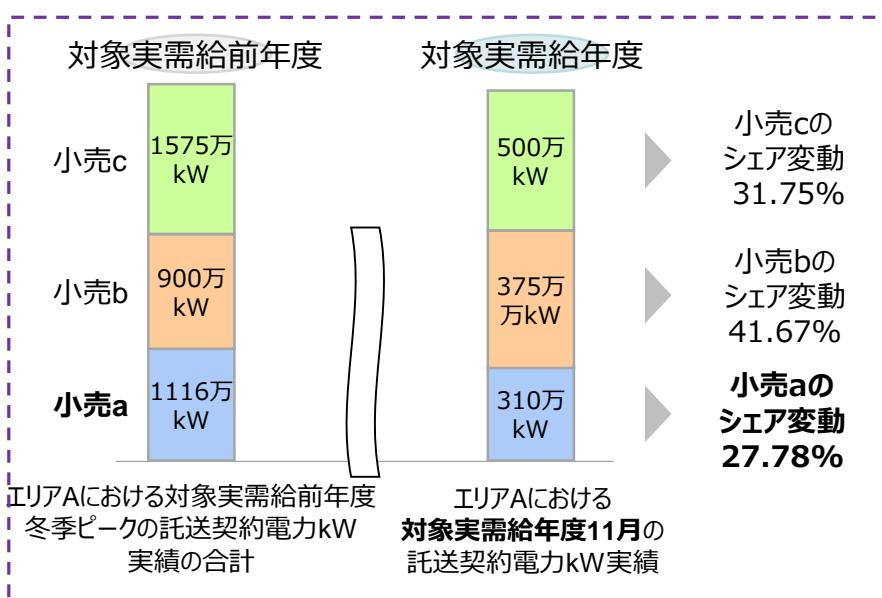
III. シェア変動考慮後のkW(推定)

$$\text{シェア変動考慮後のkW(推定)}_{\times 1} = \frac{\text{I. 前年度の当該エリアの夏季/冬季ピーク時電力kW実績の合計 (当該小売電気事業者)}}{\text{II. シェア変動}} \times \text{II. シェア変動}$$

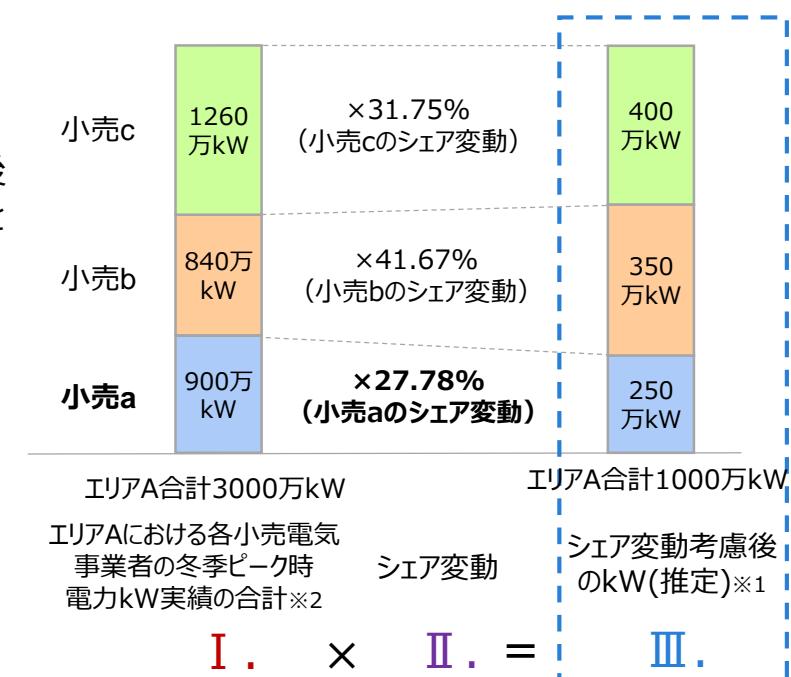
II. シェア変動

$$\text{II. シェア変動} = \frac{\text{当該小売電気事業者の対象実需給年度請求対象月の託送契約電力kW実績}}{\text{当該小売電気事業者の前年度夏季/冬季ピークの託送契約電力kW実績の合計}}$$

例) 対象実需給年度11月のエリアAの各小売電気事業者のシェア変動考慮後kW(推定)の算定



シェア変動考慮後のkW(推定)を算定します



※1 シェア変動考慮後のkW(推定)は小数点以下を四捨五入とする

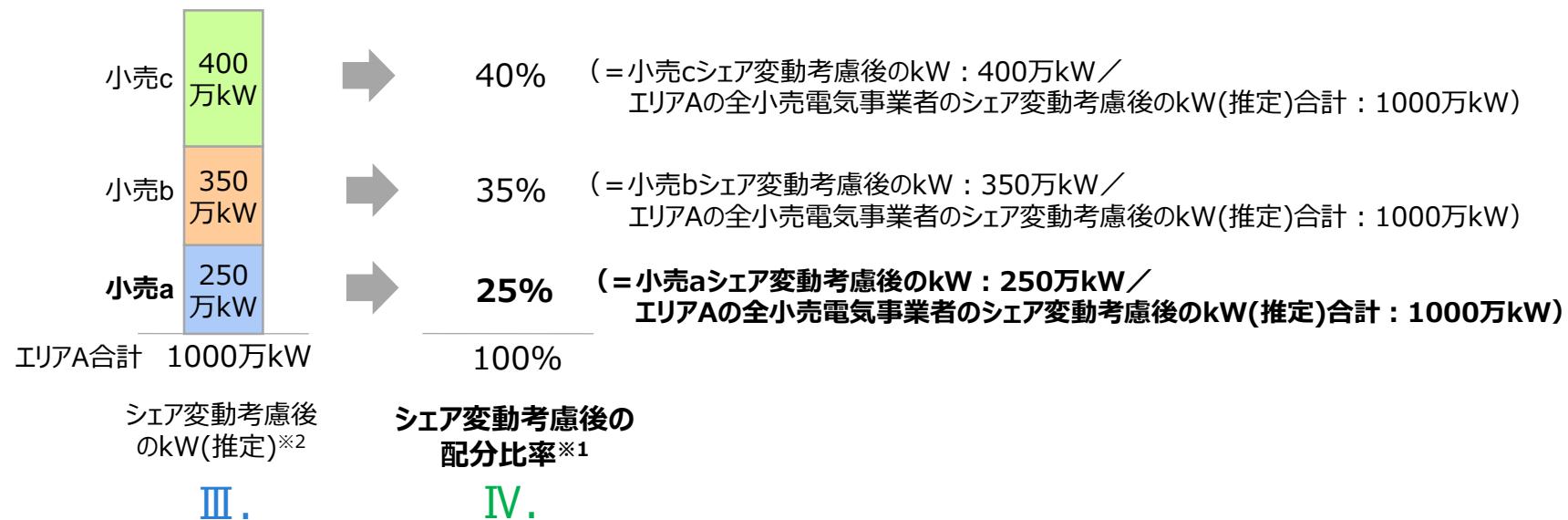
※2 ピーク時電力kW実績の数値は送電端とする

※本スライドで使用している試算用の数値に根拠はない

- 前述のⅢを用いて、シェア変動考慮後の配分比率を算定します。

$$\text{Ⅳ. } \text{シェア変動考慮後の配分比率}^{※1} = \frac{\text{Ⅲ. } \text{シェア変動考慮後のkW(推定)}^{※2}}{\text{当該エリアの全小売電気事業者のシェア変動考慮後のkW(推定)合計}}$$

例) 対象実需給年度11月のエリアAの各小売電気事業者のシェア変動考慮後の配分比率



※1 シェア変動考慮後の配分比率は小数点以下16位まで計算する（小数点以下17位を四捨五入）

※2 シェア変動考慮後のkW(推定)は小数点以下を四捨五入する

※本スライドで使用している試算用の数値に根拠はない

各小売電気事業者への請求額の算定_各小売電気事業者への毎月の請求額

- 前述のIVを用いて、各小売電気事業者の容量拠出金請求額を算定します。

各小売電気事業者への毎月の請求額※1

IV.

$$= (\text{エリア別の小売電気事業者の負担総額} \div 12) \times \text{シェア変動考慮後の配分比率}$$

例) 対象実需給年度11月のエリアAの小売電気事業者aの容量拠出金請求額

エリアAの小売aの
2024年11月算定対象の
容量拠出金請求額※1
 $\div 50.8\text{億円}$

=

エリアAの小売電気事業者の容量
拠出金負担総額÷12か月※2
203.3億円
(2440億円÷12)

×

IV.
エリアAにおける小売aの
シェア変動考慮後の配分比率※3
25%

※1 各月の請求額は小数点以下の値を四捨五入する

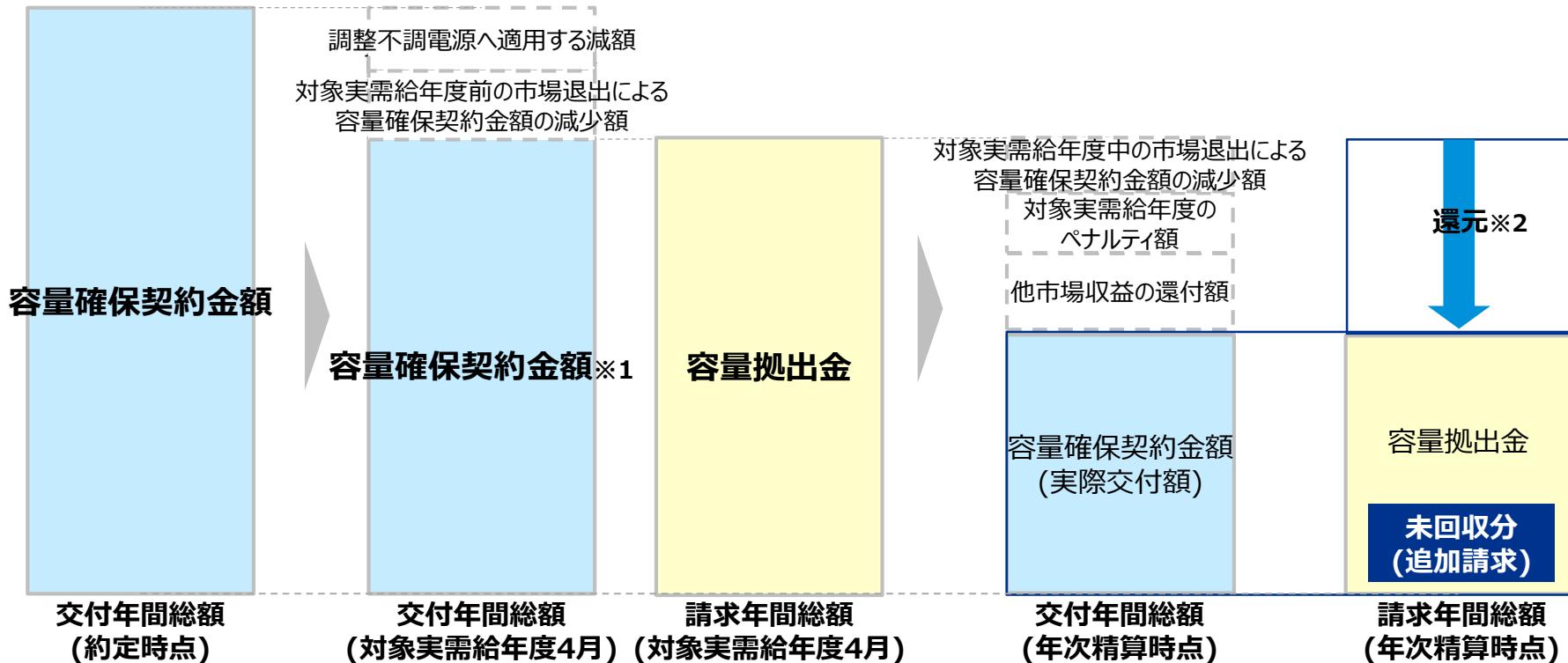
※2 12か月で割った部分については小数点以下を切り捨てる

※3 シェア変動考慮後の配分比率は小数点以下16位まで計算する（小数点以下17位を四捨五入）

※本スライドで使用している試算用の数値に根拠はない

未回収分の追加請求及び還元の取引概要

- 未回収分の追加請求は、容量拠出金の未回収分を他の事業者から回収する取引です。
- 還元は、対象実需給年度4月の容量確保契約金額から対象実需給年度のペナルティ額や他市場収益の還付などを差し引いた容量提供事業者の実際交付額と、小売電気事業者等の取引の総額を一致させるための取引です。（経済的ペナルティや還付等で生じた差額を調整し、小売電気事業者等に配分するもの）



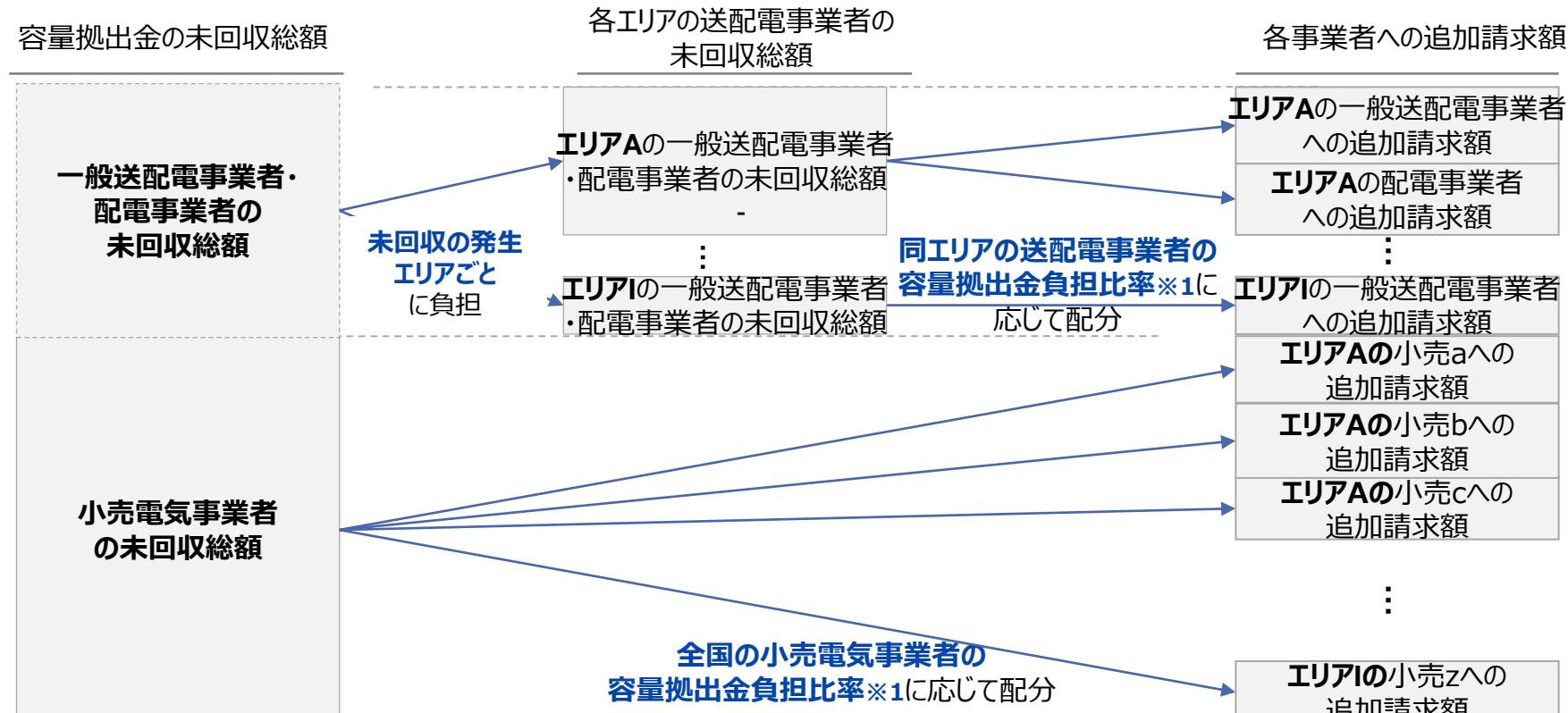
※1 対象実需給年度におけるインフレ・金利変動等への対応後の容量確保契約金額となります

※2 統系接続費（円/kW/年）にかかる応札時の見積額と実績額との差額の減額や調整不調電源へ適用する減額に係る契約変更が、交付年間総額（対象実需給年度4月）の算定に間に合わない場合、当該減額分については年次精算時に還元します

未回収分の追加請求の配分方法

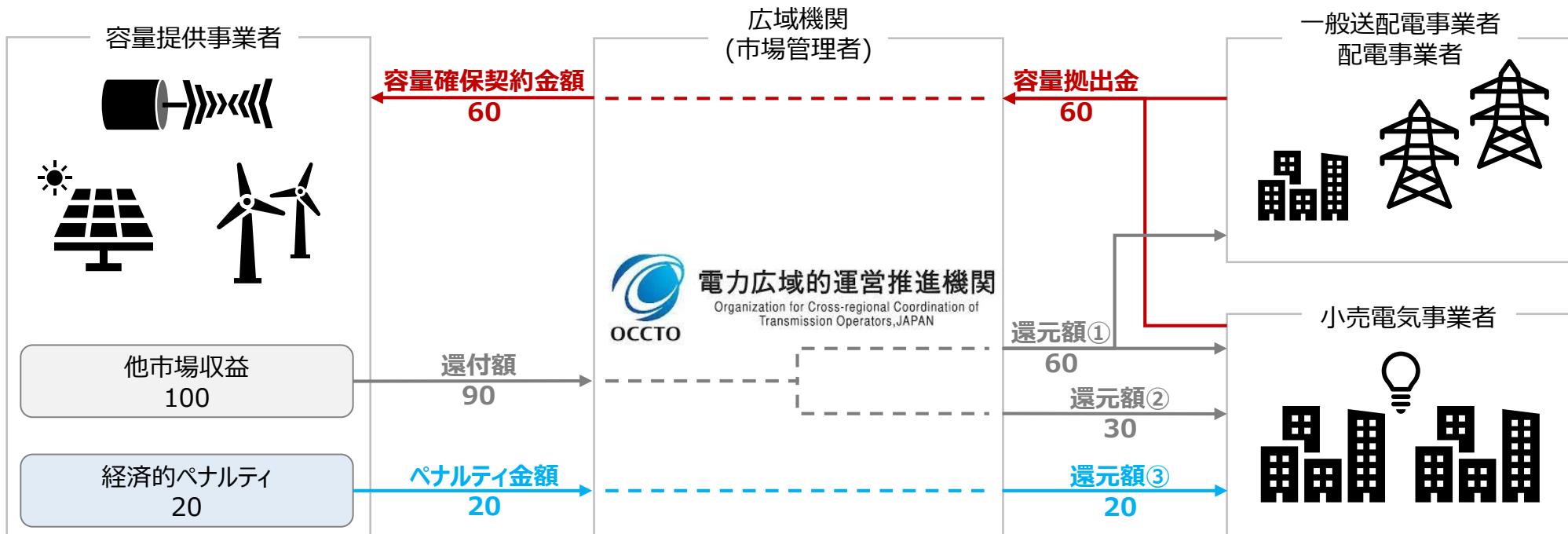
- 一般送配電事業者・配電事業者への追加請求額は、未回収が発生した同エリアの一般送配電事業者と配電事業者へ、当該実需給年度の容量拠出金負担比率をもとにして算定を行います。
- 各小売電気事業者への追加請求額は、全国の未回収総額に当該実需給年度の容量拠出金負担比率を乗じることで算定を行います。

小売電気事業者等に対する未回収の追加請求額の配分イメージ



- 容量提供事業者からの「還付額」のうち、「容量確保契約金額」までは小売電気事業者、一般送配電事業者及び配電事業者に対して還元し、それを超える部分は小売電気事業者のみに還元します。
- 容量提供事業者からの経済的ペナルティは、小売電気事業者のみに還元します。

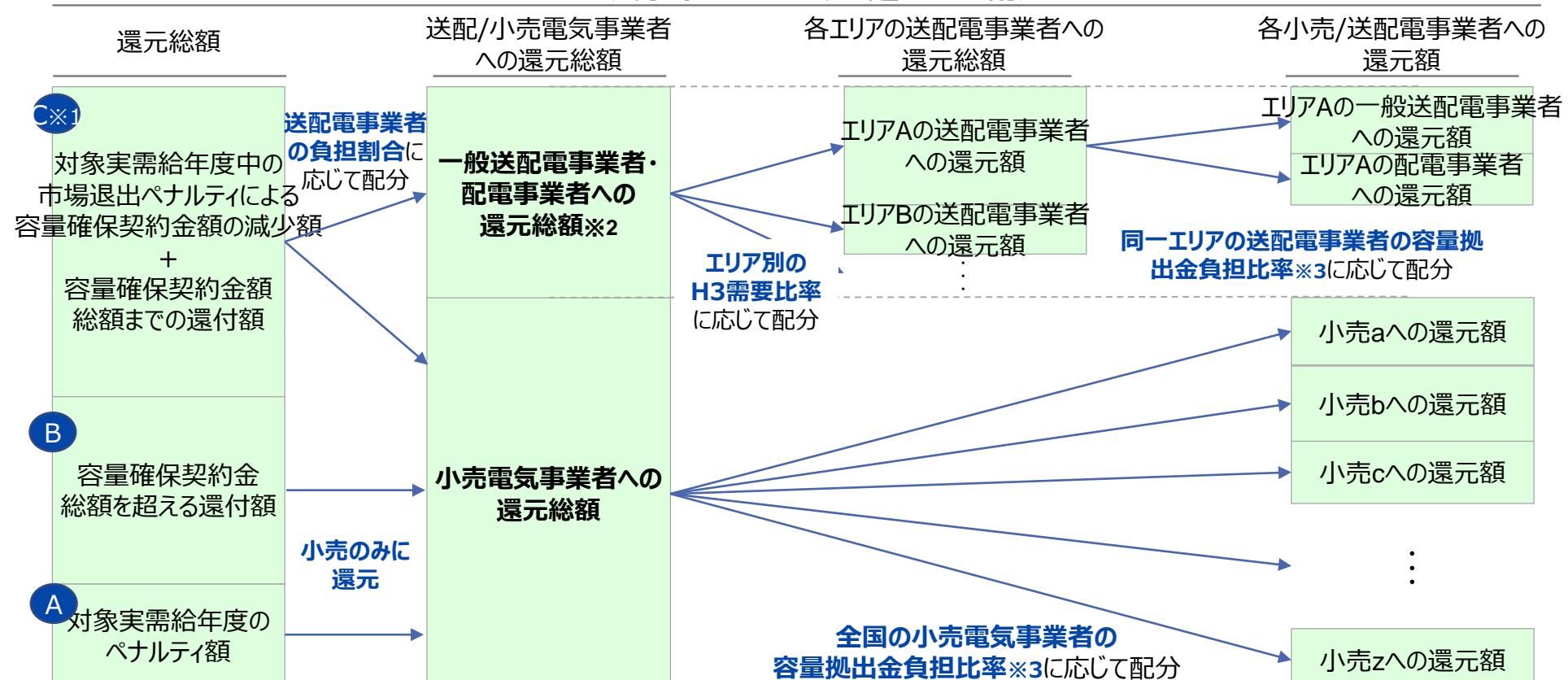
容量確保契約金額を60、他市場収益を100、経済的ペナルティを20とした場合



還元①：容量確保契約金額(60)までの還付額(60)は小売電気事業者・一般送配電事業者・配電事業者へ還元
還元②：容量確保契約金額(60)を超える還付額(30)は小売電気事業者のみに還元

- 一般送配電事業者・配電事業者への還元額の算定は、未回収の追加請求先が同エリア内の事業者を対象とすることから、還元総額にエリア別のH3需要比率を乗じた上で、容量拠出金負担比率をもとにして行います。
- 各小売電気事業者に対する還元額は、還元総額に当該実需給年度の容量拠出金負担比率を乗じることで算定を行います。

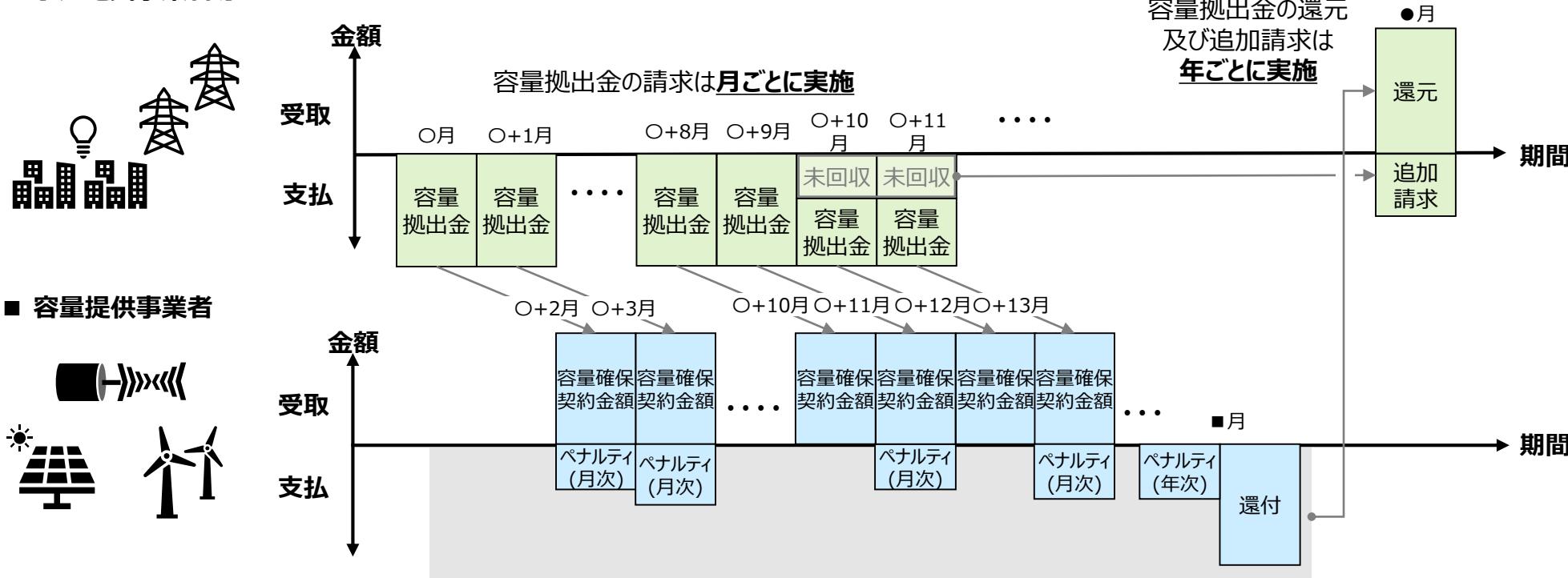
小売電気事業者等に対する還元額の配分イメージ



- 容量拠出金の月ごとの支払い※1を通じて、支払いの翌月に容量確保契約金額として交付します。
 - 容量確保契約金額に対して発生した経済的ペナルティや他市場収益の還付は、年ごとに容量拠出金へ還元し、当該年度の容量確保契約金額と容量拠出金のそれぞれの総額を一致させます。

N年度分の容量拠出金の支払・還元のタイミングイメージ

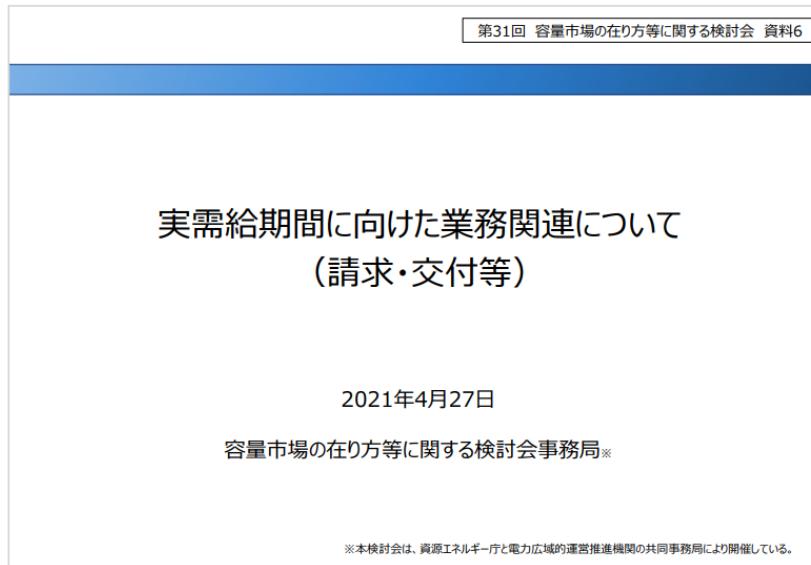
■ 小売電気事業者等



第6章 容量拠出金 その他の容量拠出金の関連情報

- その他関連情報については、容量市場のメインオークションにおける容量拠出金の取扱いを第31回容量市場の在り方等に関する検討会や容量拠出金説明会にて整理しておりますので、適宜ご参照いただきながら確認ください。

【参考】第31回 容量市場の在り方等に関する検討会 資料6



出典：[youryou_kentoukai_31_06.pdf \(occto.or.jp\)](http://youryou_kentoukai_31_06.pdf (occto.or.jp))

【参考】容量拠出金説明会



出典：2410_setsumeikai_youryoukyoshutsukin.pdf

第7章 その他

- 本オークションの留意点
- SNS等での情報発信
- 各種資料等参照先
- お問合せ先
- FAQ

- 参加登録期間が短いため、提出書類については早めのご準備をお願いします。
- クライアント証明書の有効期限が過ぎますと、容量市場システムが使用できなくなります。有効期限をご確認いただき、期限が切れる前にクライアント証明書の更新をお願いいたします。また、IDとパスワードについてもお早目にご確認していただき、不明点があれば本機関までご連絡願います。
- メインオークションにおいて事業者情報を登録済の事業者は、新たに事業者情報を登録する必要はありません。登録済の事業者情報について内容を確認の上、必要に応じて修正してください。
- なお、本オークションの参加対象となる電源は、関係法令（電気事業法等）や系統運用ルール（需給バランス制約による出力制御、送電容量制約による出力制御等）などに準拠しているか確認の上、応札いただきますようお願いいたします。

■ スペシャルサイトでの制度の解説やYouTube、Facebook、Xによる発信も行っています。

容量市場かいせつスペシャルサイト



[かいせつ容量市場スペシャルサイト | 電力広域的運営推進機関
ホームページ \(occto.or.jp\)](http://occto.or.jp)

容量市場かいせつスペシャルサイト
長期脱炭素電源オークション特設ページ



[長期脱炭素電源オークションを知ろう！ | 電力広域的運営推進機関ホームページ \(occto.or.jp\)](http://occto.or.jp)

Youtubeによる説明動画の配信



電力広域的運営推進機関

Organization for Cross-regional Coordination of
Transmission Operators, JAPAN

Facebook, X による発信



[電力広域的運営推進機関
| Facebook](#)



[電力広域的運営推進機関
\(@occto_jp\) / X](#)

- ・ かいせつ容量市場スペシャルサイト : <https://www.occto.or.jp/capacity-market/>
- ・ 容量市場に関するお知らせ等 : <https://www.occto.or.jp/market-board/market/oshirase/index.html>
- ・ 容量市場の在り方等に関する検討会
 - ✓ [第64回 容量市場の在り方等に関する検討会（2025年5月）](#)
 - ✓ [第65回 容量市場の在り方等に関する検討会（2025年6月）](#)
 - ✓ [第67回 容量市場の在り方等に関する検討会（2025年9月）](#)
- ・ 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会：
https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/denryoku_gas/seido_kento/index.html
 - ✓ [第八次中間とりまとめ（2022年10月）](#)
 - ✓ [第十一次中間とりまとめ（2023年6月）](#)
 - ✓ [第十八次中間とりまとめ（2024年8月）](#)
 - ✓ [第100回 制度検討作業部会（2025年2月）](#)
 - ✓ [第102回 制度検討作業部会（2025年4月）](#)
- ・ 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会 制度検討作業部会：
https://www.meti.go.jp/shingikai/enecho/denryoku_gas/jisedai_kiban/system_review/index.html
 - ✓ [第103回 制度検討作業部会（2025年5月）](#)
 - ✓ [第104回 制度検討作業部会（2025年6月）](#)
 - ✓ [第二十二次中間とりまとめ（2025年8月）](#)
 - ✓ [長期脱炭素電源オーケションガイドライン](#)
- ・ 電力・ガス取引監視等委員会 : <https://www.egc.meti.go.jp/>
 - ✓ [長期脱炭素電源オーケションについて](#)
 - ✓ [第1回 長期脱炭素電源オーケションにおける他市場収益の監視の在り方に関する検討会](#)
 - ✓ [第2回 長期脱炭素電源オーケションにおける他市場収益の監視の在り方に関する検討会](#)

- ご不明な点がございましたら下記窓口にお問い合わせください。

お問合せ内容	窓口	メールアドレス・URL (@は半角に変更して下さい)
脱炭素化ロードマップ及び蓄電池に係る事業計画に関するお問合せ	経済産業省 資源エネルギー庁 電力基盤整備課 長期脱炭素電源オーケション問合せ窓口	bzl-chouki-auction@meti.go.jp
応札価格の監視に関するお問合せ	電力・ガス取引監視委員会 長期脱炭素電源オーケション問合せ窓口	bzl-ms-decarbonization@meti.go.jp
他市場収益の監視に関するお問合せ		bzl-mp-decarbonization@meti.go.jp
長期脱炭素電源オーケションに関するお問合せ（参加登録に関するものを含む）	電力広域的運営推進機関 容量市場 長期脱炭素オーケション 問合せフォーム	https://www.occto.or.jp/market-board/market/otoiawase/otoiawase.html

- 本機関への問合せ内容や本オークションの公表資料に係る過去の意見募集をもとに作成した「長期脱炭素電源オークションFAQ」を本機関HP「容量市場 FAQ」にて公表しています。
 - 本オークションについて不明点がある場合は「長期脱炭素電源オークションFAQ」をご確認ください。

長期脱炭素電源オーケションFAQの公表箇所※1



電力広域的運営推進機関
Organization for Cross-regional Coordination of
Transmission Operators, JAPAN

Google 提供

会員専用
会員専用
会員専用
会員専用

会員情報管理
システム
広域機関
システム
スイッチング
支援システム
容量市場
システム

ホーム 広域機関とは 広域機関システム 計画提出 スイッチング 30分電力量 需要想定 供給計画 広域系統長期方針 整備計画 系統アクセス 容量市場・発電設備等の情報掲示板

トップ > 容量市場・発電設備等の情報掲示板 > 容量市場 > 容量市場 FAQ

容量市場・発電設備等の情報掲示板

▶ 容量市場

▶ 発電設備等の情報掲示板

容量市場 FAQ

- 容量市場 メイン・追加オーフンションFAQ (44KB) (2025年)
- 容量市場 長期脱炭素電源オーフンションFAQ (46KB) (2025年)
- 容量市場における税金の取り扱いについて (61KB)
- 容量市場における消費税の取り扱いについて (536KB)
- 容量市場 長期脱炭素電源オーフンションにおける物価補正に用い

長期脱炭素電源オーフンションに係るFAQ

FAQの最新版が公表された場合は、広域機関HPに公表される最新版をご確認ください。

No.	対象文書	質問の対象場所	FAQ区分	質問	回答
1	募集要綱 第3章 募集概要	-	第2項 募集内容	参加登録が可能な事業者	長期脱炭素電源オーフンションへの参加登録について電気事業者としての認可は必要ですか。また、電源を所有している必要がありますか。
2	募集要綱 第3章 募集概要	-	第2項 募集内容	応札可能な電源	工事発注や工事着手が実施済の電源について、工事が完了していない場合、長期脱炭素電源オーフンションに参加することができるでしょうか。
3	募集要綱 第3章 募集概要	-	第2項 募集内容	応札可能な電源	既設インバータ・コンバータオーフンションで運転されている電源について応札は可能になりますが、リース方式の電源が運転されている場合、長期脱炭素電源オーフンションに参加することができるでしょうか。
4	募集要綱 第3章 募集概要	-	第2項 募集内容	応札可能な電源	参加登録可能な電源として「今後、設備投資が必要である」と記載されている場合、長期脱炭素電源オーフンションに参加することができるでしょうか。
5	募集要綱 第3章 募集概要	-	第2項 募集内容	応札可能な電源	小売電気事業者へ適用可能な場合、小売電気事業者が発電量調整代金の割合を算定している場合（他の割合が発電量調整代金契約ではない場合）は応札可能な電源でしょうか。
6	募集要綱 第3章 募集概要	-	第2項 募集内容	応札可能な電源	マイオーフンションまたは追加オーフンションを併用している場合は、長期脱炭素電源オーフンションへの応札を行ってください。
7	募集要綱 第3章 募集概要	-	第2項 募集内容	FIT・FIT制度	FIT・FIT制度を適用する電源は長期脱炭素電源オーフンションへの応札は不可でございますが、FIT制度で応札した場合は、長期脱炭素電源オーフンションへの応札が可能となります。
8	募集要綱 第3章 募集概要	-	第2項 募集内容	同時落札条件	同時落札条件に記載同一場所の定義について教えてください。
9	募集要綱 第3章 募集概要	-	第2項 募集内容	同時落札条件	①異なる場所（離れた場所）に異なる複数電源所の同時落札条件で応札は不可でございます。 ②各々1台源で長期脱炭素電源オーフンションの参加登録を複数台同時で合意し、共同出札して応札する場合は、同時落札条件を付与する事は可能でございます。

公表日：2025年08月01日

2025/08/01 更新

No.	対象となる章	電源種	質問項目	質問内容	回答
1	第2章 募集概要	蓄電池	リチウムイオン蓄電池 の応札方法	・募集量がリチウムイオン蓄電池とそれ以外で分かれているが、例えばリチウムイオン蓄電池と鉛蓄電池のハイブリッドの蓄電所の場合などの区分での応札可能か教えてほしい。	・リチウムイオン蓄電池とリチウムイオン蓄電池以外の蓄電池を併せて1電源（ユニット、号機）とする場合は、出力比率が最大となる蓄電池区分で応札が可能です。
2	第2章 募集概要	蓄電池 LDES	蓄電池・LDESの定義	・一般的には長期エネルギー貯蔵システムの一部として蓄電池が含まれていると考えられるなか、本オークションにおける蓄電池と長期エネルギー貯蔵システムの定義を教えてほしい。	・国の制度検討作業部会 第二十二次中間とりまとめにて整理されたとおり、長期エネルギー貯蔵システムは機械式・蓄熱式・化学式・電気化学式に分類されます。 本オークションにおける蓄電池と長期エネルギー貯蔵システムの定義は以下のとおりとしております。 ✓ 蓄電池は電気化学式に該当するもの（レドックスフロー電池及びNAS電池を含む） ✓ 長期エネルギー貯蔵システムは機械式・蓄熱式・化学式に該当するもの。ただし、機械式のうち水力電源（揚水式）を除く ・なお、上記の定義に則り蓄電池にて電源等情報の登録を行う場合に限り、蓄電池に係る事業計画を提出していただきます。
3	第2章 募集概要	揚水 蓄電池 LDES	揚水・蓄電池・LDESの運転継続時間の考え方	・運転継続時間は月ごとの値と年平均値があるなかで、6時間以上ある必要があるものはどちらか教えてほしい。	・期待容量等算定諸元一覧における連続発電可能時間の年平均値が6時間以上ある必要があり、月ごとの値は6時間を下回っていても問題ありません。

No.	対象となる章	電源種	質問項目	質問内容	回答
4	第3章 参加登録	蓄電池	落札後の設置場所の 変更	<ul style="list-style-type: none"> 落札後に参加登録時に申請した発電設備の設置場所を変更することは可能か。 	<p>応札時に事業の実施能力や事業継続の確実性を担保するため、設置場所を含む事業計画等について各種審査を行っており、それに基づいた容量確保契約の締結が基本となりますので、落札後の設置場所の変更は原則認めておりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> 例外的に認められるケースは、以下のとおりです。 <p>■適用電源</p> <ul style="list-style-type: none"> 電源開発の実態を踏まえて蓄電池のみ <p>■適用ケース（例）</p> <ul style="list-style-type: none"> 落札後に一般送配電事業者から再接続検討が必要とされ、再度取得した接続検討回答書において、工事費負担金が増額した場合 工期が延長して供給力提供開始期限に間に合わなくなつた場合 <p>■適用条件</p> <ul style="list-style-type: none"> 1回に限り、同一般送配電気事業者の供給区域内での設置場所の変更を認めます。 なお、蓄電池に係る事業計画の変更審査が必要であり、変更後の設置場所における接続検討回答書を踏まえ、供給力提供開始期限を超えずに供給力を提供開始ができると事業者が判断した場合であって、場所変更の申請の時点で変更前の場所に係る契約申込み（当該再度取得した接続検討回答書を受領した後に行う契約申込みに限る。）をまだ行っていない場合に限ります。 ただし、接続検討回答書どおりに系統連系されたにも関わらず供給力提供開始期限を超過した場合は、ペナルティが科されることとなります。

No.	対象となる章	電源種	質問項目	質問内容	回答
5	第3章 参加登録	全電源	接続検討回答書の 提出期限	・初回及び第2回オークションと同様に、接続検討回答書の提出期限延長は認められるか。	<p>・本オークションは参加登録の審査に合格した場合のみ、応札参加資格が得られる仕組みとなっており、事業実施能力を担保するための方策として、参加登録時（具体的には電源等情報登録時）に接続検討回答書の提出を求めております。</p> <p>■ 過去オークションの提出期限延長の背景</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 初回オークションにおいては、制度上の要件化から参加登録までの期間が短く、間に合わないとの意見を踏まえ、初回に限った緩和措置として、参加登録時点では接続検討申込書による代替を可能とし、応札直前まで提出期限を延長しました。 ➢ 第2回オークションにおいては、本来ルールである参加登録時の提出が必要なところ、まだ2回目であり、参加登録の準備に大きな影響を与える要件変更が行われた電源（「蓄電池・揚水」と「一般水力」）に限っては、合理的な範囲で緩和することが望ましいと考えられるため、提出期限を延長しました。 <p>■ 第3回オークションの提出期限延長有無</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ 初回及び第2回オークションは創設間もないため特例で緩和措置を講じておりましたが、第3回オークションにおいては、本来ルールである参加登録時の提出を求めます。
6	第3章 参加登録	蓄電池	セル製造国・地域 の定義	・蓄電池に係る事業計画に記載するセルを製造する国・地域の定義を教えてほしい。また、セルを製造する国・地域を証する書類の提出は必要か。	・セルを製造する国・地域は、外務省HP (https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/) をご参照（地域：HP上の「その他の地域」）ください。なお、蓄電池に係る事業計画において、導入予定の蓄電池のメーカー・型番の確認として、蓄電システムの見積書を求めており、セル製造国は蓄電システムの見積書に記載の製造国を確認いたします。製造する国・地域が複数の場合は、製造比率の最大の国または地域をご記載ください。

No.	対象となる章	電源種	質問項目	質問内容	回答
7	第3章 参加登録	蓄電池	セル種別の登録	・第3回オークションからNAS、レドックスフローなどのリチウムイオン蓄電池以外の蓄電池も募集対象になった認識でよいか。	・初回オークションからリチウムイオン蓄電池以外の蓄電池も募集対象としています。 ・なお、第3回オークションから募集上限の区分としてリチウムイオン蓄電池とリチウムイオン蓄電池以外が別で設定されているため、セル種別などの情報をもとに落札電源を決定します。
8	第3章 参加登録	蓄電池	セル種別や蓄電システムの変更	・落札後にセル種別を変更することは可能か。	・リチウムイオン蓄電池、リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池、LDESの種別が変わらるような変更は認められません。また、リチウムイオン蓄電池以外の蓄電池については、「蓄電池にかかる事業計画」の再審査に合格した場合、セルの種別（NAS蓄電池からレドックスフロー蓄電池など）の変更が可能です。
9	第3章 参加登録	蓄電池	セル製造国30%制限	・蓄電池の落札容量は募集上限(40万kW)に対する30%である12万kW以下となるのか、1電源の応札容量(例えば、3万kW)に対する30%である9,000kWとなるのか。	・日本を除くセル製造国・地域のうち1国・地域当たりの、蓄電池（リチウムイオン蓄電池に限る）の落札容量は、蓄電池（リチウムイオン蓄電池に限る）の全ての落札容量の30%未満としており、募集上限に対する30%や1電源の応札容量に対する30%ではございません。
10	第3章 参加登録	蓄電池	地元調整の外部委託	・設置する土地の地権者、立地市町村や近隣（敷地境界線から100m以内）の住民・事業者に対する説明会等の実施を外注してよいか。	・応札事業者以外の者に外注することは問題ありませんが、当該地元関係者との折衝を行う者と応札事業者との関係が分かる資料をご提出ください。

No.	対象となる章	電源種	質問項目	質問内容	回答
11	第5章 契約の履行	蓄電池	蓄電池の充電サイクル数 制約に伴う 容量停止計画	<ul style="list-style-type: none"> 充放電サイクル数の制約により供給力が提供できない場合は、容量停止計画を提出するという理解でよいか。 	<ul style="list-style-type: none"> 本オークション落札電源に適用されるリクワイアメントおよびアセスメントにおいて、充放電サイクル数の制約は考慮されません。 容量停止計画の対象は、容量確保契約約款第9条にあるように「電源等の維持・運営に必要な作業に伴い出力停止等する場合」「流通設備作業等に伴い出力停止等する場合（高圧及び低圧等の流通設備作業は除く）」「地元自治体との協定等の履行に伴い出力停止等する場合」であり、充放電サイクル数の制約は含まれません。 なお、余力活用契約に基づく一般送配電事業者からの指令においても充放電サイクル数の制約は考慮されませんが、原則として、1日1サイクルを超える運用は行われません。 ただし、契約期間の総サイクル数を超えない範囲で、一時的に1日1サイクルを超える場合があります。 また、1日1サイクルとは、充放電の回数がそれぞれ1回ではなく、充放電が複数回指令される場合もあり、満充電からの全量放電、全量放電からの満充電までの充放電量を1サイクルと見做し、総充放電量で管理されます。  <p>両ケースの充放電総量( の面積の総和)は等しく、どちらも“充放電1サイクル”となる</p>